

第1回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における
差別事案に係る検証委員会 会議次第

日 時：令和5年8月30日（水）午前10時～
場 所：名古屋市公館 3階特別会議室

- 1 開会
- 2 会長（副市長）あいさつ
- 3 会議の公開・非公開等について
- 4 委員自己紹介
- 5 検証委員長の指名
- 6 議 題
 - (1) 事案の概要等について（公開）
 - (2) 検証について（非公開）
- 7 閉会

提出資料一覧

(検証委員会に関するもの)

- ・別添1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会設置要綱
- ・別添2 配席図
- ・別添3 様式「意見提出シート」

(市民討論会に関するもの)

- ・資料1 「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」概要
- ・資料2 当日配布資料
- ・資料3 出席者一覧
- ・資料4 会議録【一部非公開】
- ・資料5 差別発言部分【一部非公開】
- ・資料6 進行シナリオ
- ・資料7 質問意見用紙（参加者が記入したもの、24名分）【非公開】
- ・資料8 当日の映像【非公開】
- ・資料9 観光文化交流局職員（市民討論会に関係している主な管理職職員）からのヒアリング結果（概要）
- ・資料10 観光文化交流局職員（市民討論会に関係している主な管理職職員）からのヒアリング結果（個票）【非公開】

(関係団体等からの意見等に関するもの)

- ・資料11 「人権施策の推進にかかる有識者懇談会」からの意見
- ・資料12 「障害者施策推進協議会」からの意見
《障害者団体からの意見（抗議・要望書面）》
- ・資料13-1 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会（2023年6月5日付）
- ・資料13-2 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会（2023年6月13日付）
- ・資料13-3 愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会（愛障協）（2023年6月15日付）

(その他)

- ・資料14 「差別事象への対応について（対応マニュアル）」
- ・資料15 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る
検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」(以下「討論会」という。)における差別事案について、人権の観点から、問題点や課題等を整理・分析したうえで原因を探求して再発防止を図り、もって市民の信頼回復につながるための検証を行うため、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 検証委員会では、次の各号に掲げる事項について、調査・検討する。

- (1) 差別発言等が討論会で発生するに至った原因に関する事。
- (2) 差別発言等への職員の対応に関する事。
- (3) 前各号に関する再発防止に関する事。
- (4) その他検証委員会の目的を達成するため必要と認める事。

(組織)

第3条 検証委員会は、別表に定める委員により構成する。

- 2 検証委員会の会長は、スポーツ市民局主管副市長とする。
- 3 会長は、検証委員会を統括し、議事(第4項の議事を除く)を進行する。
- 4 会長は、第2条に規定する調査・検討にかかる議論等を監理し議事を進行する検証委員会の検証委員長を、学識経験者である委員の中から指名する。 (田中仰介)
- 5 会長は、検証委員長が必要と認めたときは、検証委員会に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 スポーツ市民局主管副市長は、緊急やむを得ない事情があるときは、検証委員会の会議開催に代え、書面等により、個別に委員の意見を聴取することができる。
- 3 会議については、原則として公開とする。ただし、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合等、検証委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(作業部会)

第5条 検証委員会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、検証委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金)

第7条 委員（行政職員を除く。）には、謝金を支払うことができる。その額は、日額 12,600 円とする。

2 委員以外の者が、第3条第5項の規定により検証委員会に出席した場合には、前項の規定を準用する。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、スポーツ市民局人権施策推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

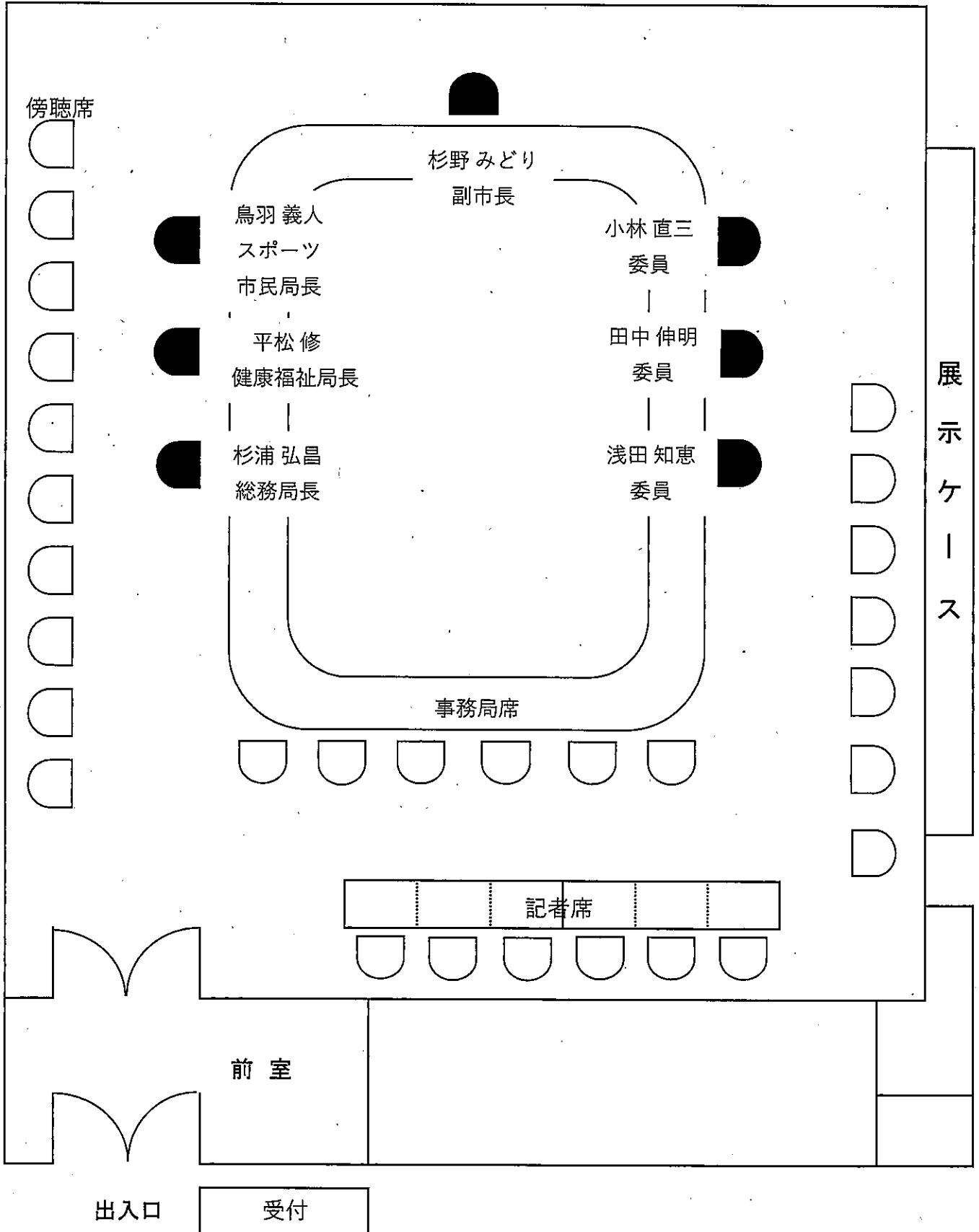
別表

| 区 分 | 氏 名 | 所属・役職等 |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 学識経験者 | 浅田 知恵 | 愛知教育大学教授 |
| | 小林 直三 | 名古屋市立大学大学院教授 名古屋市人権施策の推進にかかる有識者懇談会委員 |
| | 田中 伸明 | 弁護士 内閣府障害者政策委員会委員 名古屋市障害者差別解消支援会議委員 |
| 行 政 | 杉野 みどり | 副市長 |
| | 鳥羽 義人 | スポーツ市民局長 |
| | 平松 修 | 健康福祉局長 |
| | 杉浦 弘昌 | 総務局長 |

第1回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における 差別事案に係る検証委員会 配席図

日時: 令和5年8月30日(水) 午前10時~

場所: 市公館3階 特別会議室



スポーツ市民局人権施策推進室へ電子メールでお送りください。

送付先：a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

別添3

第1回「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における
差別事案に係る検証委員会・意見提出シート

ご意見等がありましたら、令和5年9月11日（月）までにご提出ください。

お名前

○検証に関すること

ご意見

※様式は、任意のものでも構いません。

裏面あり

○その他にご意見があればご記入ください。

ご意見

※様式は、任意のものでも構いません。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」概要

1 目的・位置づけ

復元する木造天守への昇降技術の設置について、名古屋市の方針の参考とするため、市民からの意見を聴取するもの

2 参加者の決定方法等

- ・住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民5,000人にアンケート及び資料、市民討論会の参加申込書を郵送
- ・参加申込書を提出した市民56人のうち、市民討論会へ36人が参加

3 外部委託

- ・安井建築設計事務所に「特別史跡名古屋城跡におけるバリアフリーに関するアンケート等業務」を委託
- ・司会進行等を安井建築設計事務所から都市研究所スペースシアに再委託
- ・当日は、本市職員も運営に従事

4 市民討論会の進行【開催日時：令和5年6月3日（土）14時～】

- ・開会
- ・市長あいさつ
- ・講演
- ・市からの説明「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
- ・討論会（有識者のコメント、質問意見用紙の内容紹介と質問に対する回答、質問記入者の補足説明）
- ・希望者による自由発言
- ・市民アンケート結果の発表
- ・市長あいさつ
- ・閉会

5 差別発言に係る状況等

- ・司会補助による市民A（車いす利用者）の質問意見用紙の読み上げ
- ・市民Aによる発言
- ・市担当者による回答
- ・司会から希望者による自由発言を求める
- ・市民Bによる差別発言
- ・市民Aと市民Bとの言い合い
- ・市職員による言い合いの制止要請
- ・市民Cによる差別用語を含む差別発言
- ・一部市民からの拍手

6 事後の対応

- ・当該参加者を含む討論会参加者へお詫び文を郵送
- ・当該参加者の関係者には謝罪の意を伝えたが、現時点では当該参加者へ直接の謝罪ができていないため、引き続きしっかりとお詫びしていく

名古屋城バリアフリーに 関する市民討論会

<日時・場所>

令和5年6月3日（土）14時～ 中区役所会議室

次 第

1. 開 会
2. 講 演
講 師：名古屋工業大学名誉教授 麓 和善
タイトル：「名古屋城天守復元の理念・手法・意義」
3. 名古屋市からの説明
「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
4. 討 論 会
有識者
愛知産業大学非常勤講師 堀越 哲美
名古屋工業大学名誉教授 麓 和善
一般財団法人バリアフリー総合研究所 UDラボ 東海 代表理事
阿部 一雄
5. 閉 会



名古屋城木造天守復元とバリアフリー

目次



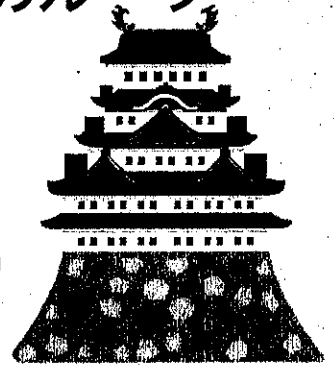
1. 木造天守復元
2. バリアフリー対応
3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定

1. 木造天守復元

名古屋城の価値と意義

- 慶長15年（1610）築城開始
- 慶長18年（1613）以降、清須越が行われ、城下町が誕生
- 名古屋の都市形成と文化・芸能・産業のルーツ
- 焼失前の天守は、城郭として
国宝（当時）第一号に指定

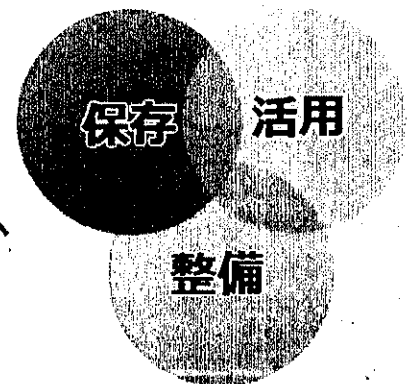
（参考：国宝（当時）第二号は姫路城）



1. 木造天守復元

特別史跡名古屋城保存活用計画

- 平成30年度に策定
- 名古屋城を後世につなぐための保存、魅力向上を図る活用（公開）、保存と活用のための整備を進める



1. 木造天守復元

名古屋城「本丸」の整備

○本丸整備基本構想

近世期最高水準の技術により築城された名古屋城の象徴である本丸の姿を現代に再現

- 明治初期に姫路城とともに日本城郭の見本として永久保存されることとなった江戸期の名古屋城本丸の姿を再現する
- 現存する石垣、建造物等の適切な保存管理と現存しないものの段階的な復元等により、本丸全体を往時の姿が実体験できる場とする

1. 木造天守復元

名古屋城「天守」の整備

○木造天守復元の意義

世界最大級の高層木造建築物を外観に加えて、内部空間の構造・意匠の細部に至るまで史実に忠実に復元

天守を外からの眺めと共に、天守内部に入り、体感して、我が国の優れた文化と歴史、技術を知っていただく

特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解の促進

1. 木造天守復元

名古屋城「天守」の整備

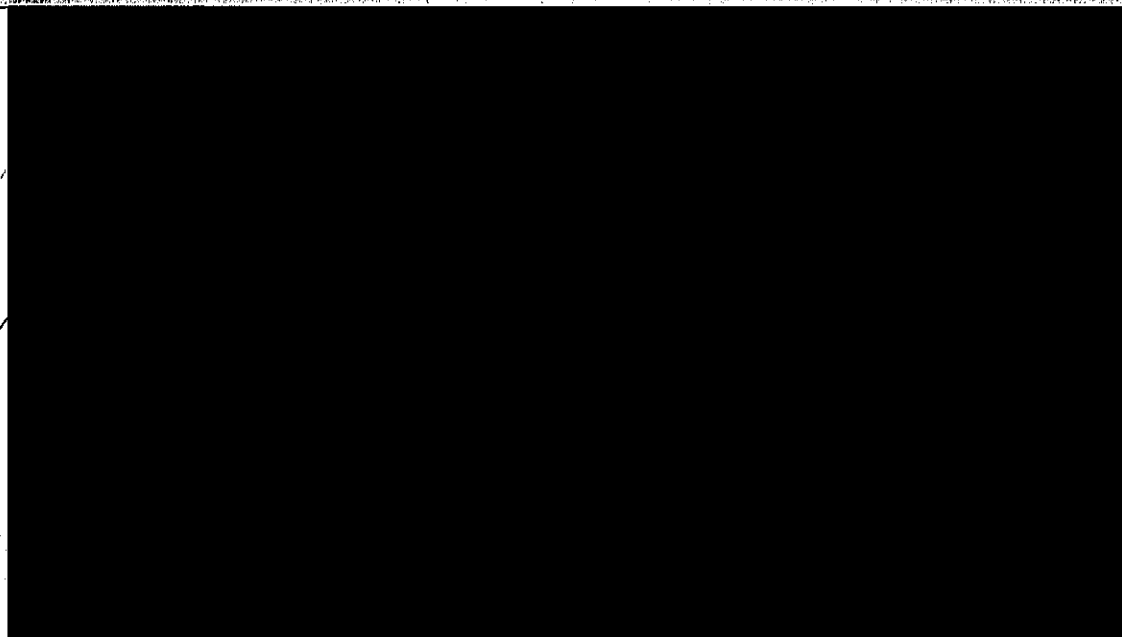
○木造天守復元の意義

逐条解説建築基準法編集委員会「逐条解説 建築基準法」（平成24年12月10日初版発行、株式会社ぎょうせい）からの抜粋

「国室などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」

1. 木造天守復元

天守閣木造復元イメージCG



(2016年 株式会社竹中工務店 制作)

1. 木造天守復元

史実に忠実な復元とバリアフリー

史実に忠実な復元が重要である一方で、
障害のある人もない人も共に木造天守を
体感していただくためのバリアフリーも
重要

1. 木造天守復元

バリアフリーに関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

第6条（施設設置管理者等の責務）

施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、**移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

第3条（国及び地方公共団体の責務）

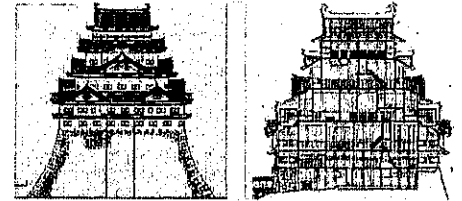
国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

1. 木造天守復元 復元の方針

- 調査研究に基づく史実に忠実な復元
(昭和実測図、ガラス乾板写真、金城温古録)
- 遺構の保存に十分に配慮した整備
- 防災上の安全確保とバリアフリー
(出火防止、避難誘導、初期消火、スロープ、昇降設備など)



昭和実測図



大天守1階西側入側(ガラス乾板写真)

1. 木造天守復元 復元の考え方

① 柱・梁を傷めない

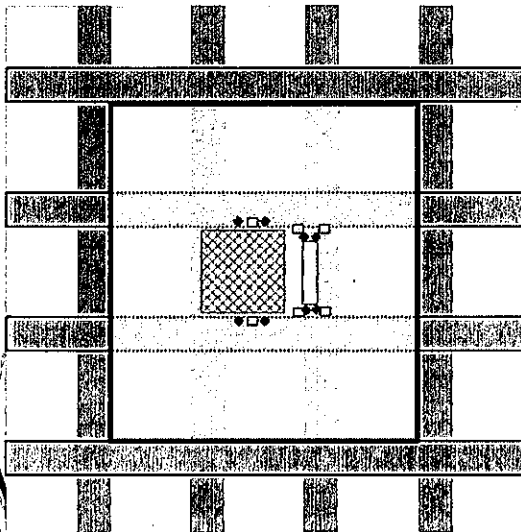
木造建築物の主要な構造部である柱や梁を切り欠いたり取り除いたりしない。

② 可逆性

取り外すことにより、往時の状態に戻すことができる

2. バリアフリー対応

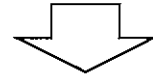
一般的なエレベーターについて



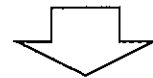
凡例 梁: 梁を取り除く範囲

平面図

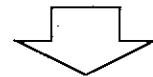
一般的なエレベーターはサイズが大きい



梁を取り除く必要があり、設置できない



車いす利用者、高齢者、けが人等の方々の円滑な移動のための対応が必要



木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

11

2. バリアフリー対応

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

○基本方針（抜粋）

- 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。
- 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し内部階段を昇降するなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。

12

2. バリアフリー対応

昇降技術公募とその結果

○昇降技術の公募の概要

募集する技術

史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることのない昇降技術を募集

公募への高齢者、障害者等の参画

高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術を選定

・公募の結果

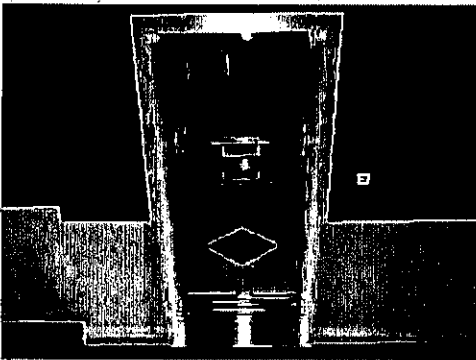
| | |
|------|----------------------------------------------|
| 最優秀者 | 株式会社MHIエアロスペースプロダクション |
| 提案技術 | フェリー等の船舶内及び航空機搭乗機材への導入実績のある技術をベースに開発する垂直昇降設備 |

2. バリアフリー対応

最優秀者の技術

○最優秀者の実績

- 船舶内で実績のある昇降設備

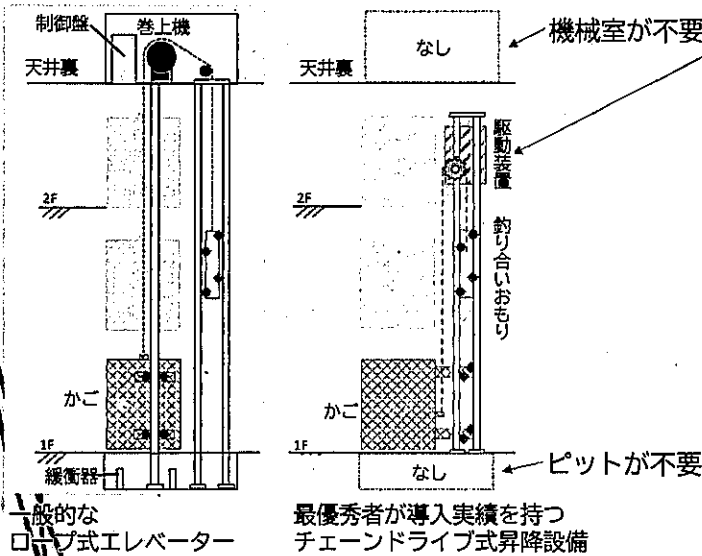


- 航空機搭乗機材



2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

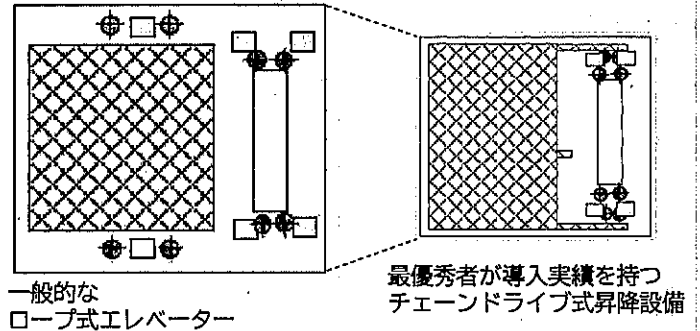
○一般的なエレベーターとの違い



断面図

上からロープで吊るのではなく釣り合いおもり、駆動装置等とまとめて片側支持

狭小空間に設置可能



平面図

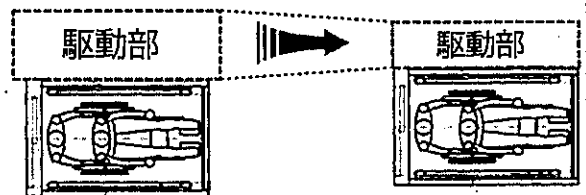
2. バリアフリー対応 最優秀者の技術

○最優秀者の提案技術の概要

- ・ 定員4名または車いす利用者1名と介助者1名が搭乗可能
- ・ 木造の柱・梁を取り除かずに設置できるよう小型化
- ・ 取り外すことで、史実に忠実な状態に戻すことが可能



搭乗イメージ

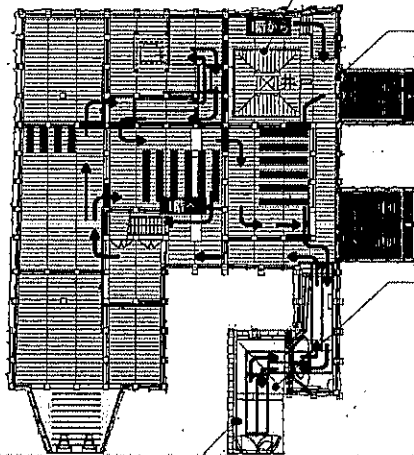


小型化のイメージ

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？

大天守地階



地階井戸



明り取り窓



奥御門・穴蔵石垣



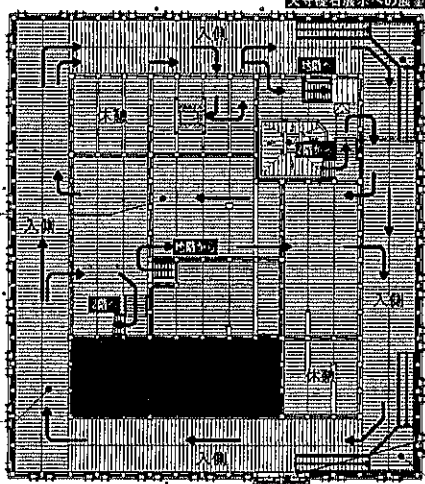
昇降技術

- 一般利用動線 (登り)
- 一般利用動線 (降り)
- 昇降設備利用動線 (登り)
- 昇降設備利用動線 (降り)
- ▨ すのこ下足履替え
- ▬ 活用のため取り外す板壁

2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？

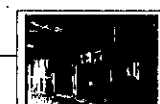
大天守1階



中込厚板のある外壁



地階井戸の直上井筒
明り取り床開口



石落とし・隠し狭間

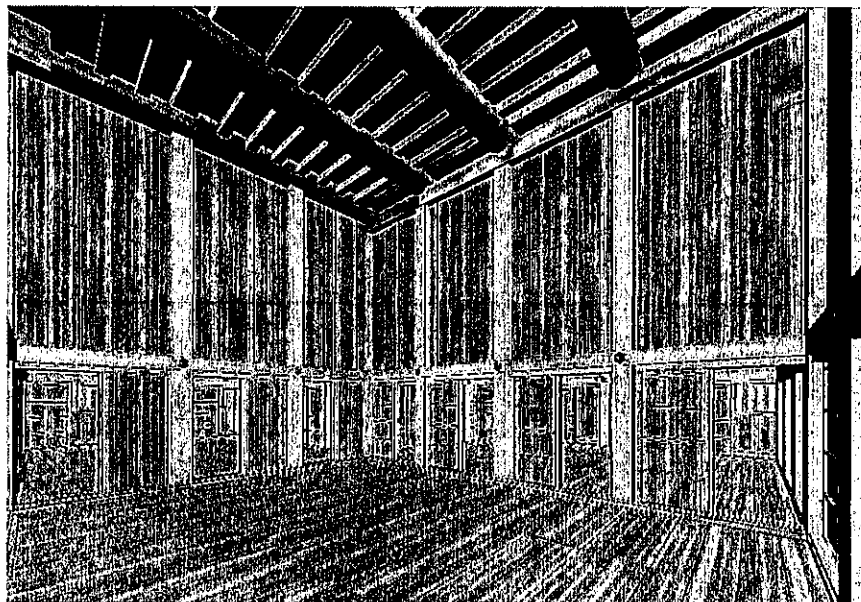


昇降技術

- 一般利用動線 (登り)
- 一般利用動線 (降り)
- 昇降設備利用動線 (登り)
- 昇降設備利用動線 (降り)

2. バリアフリー対応

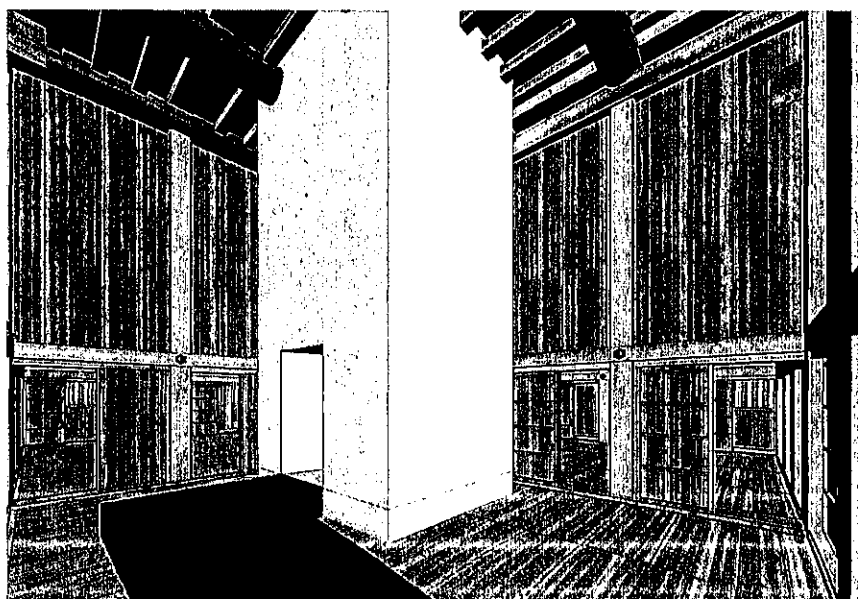
昇降技術を入れたらどんなイメージ？



昇降技術 なし

2. バリアフリー対応

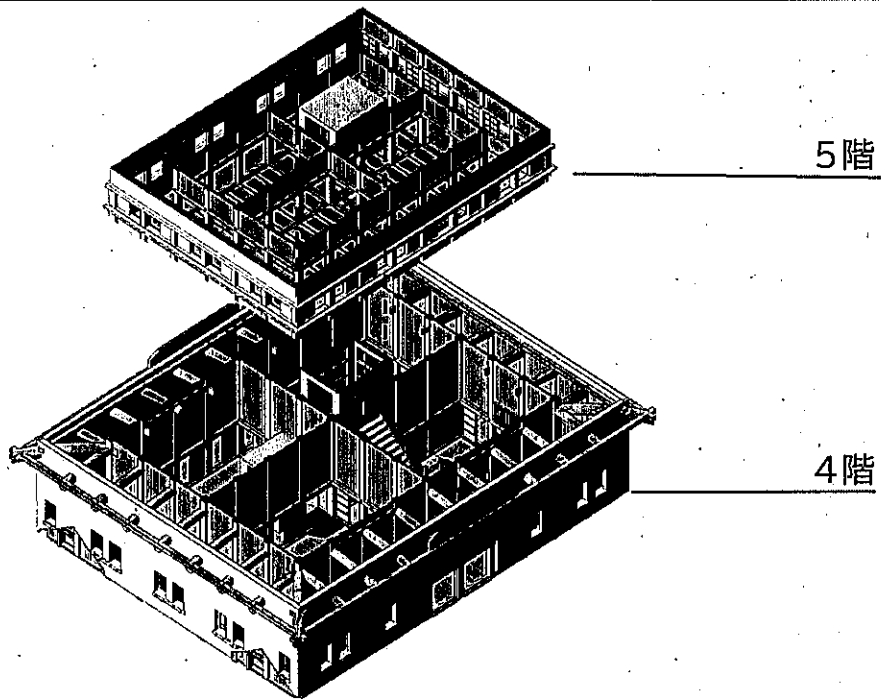
昇降技術を入れたらどんなイメージ？



昇降技術 あり

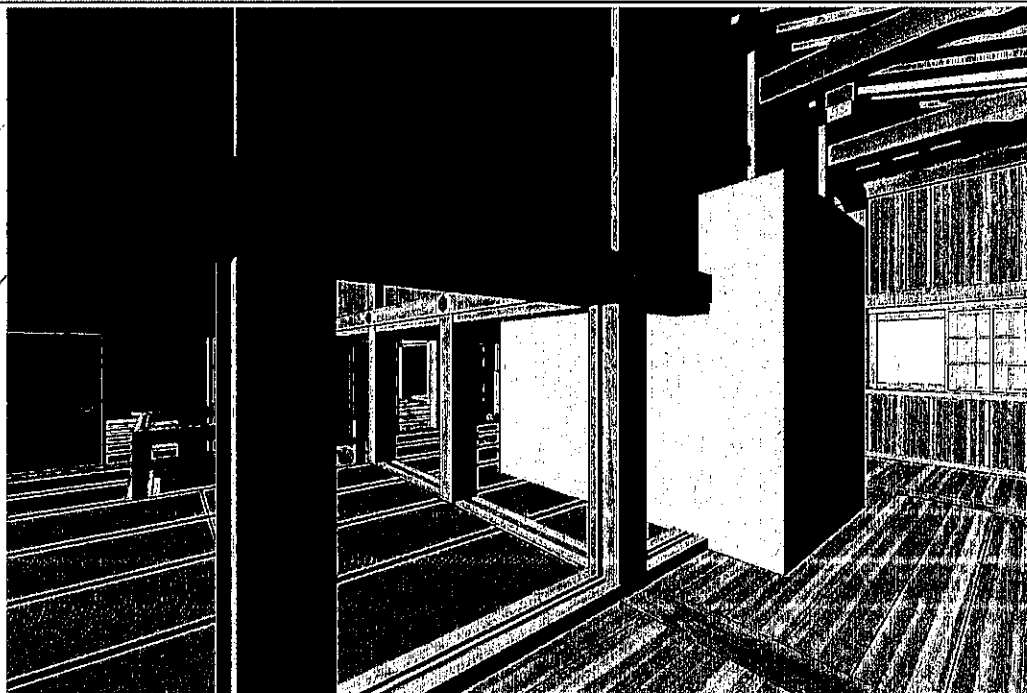
2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？



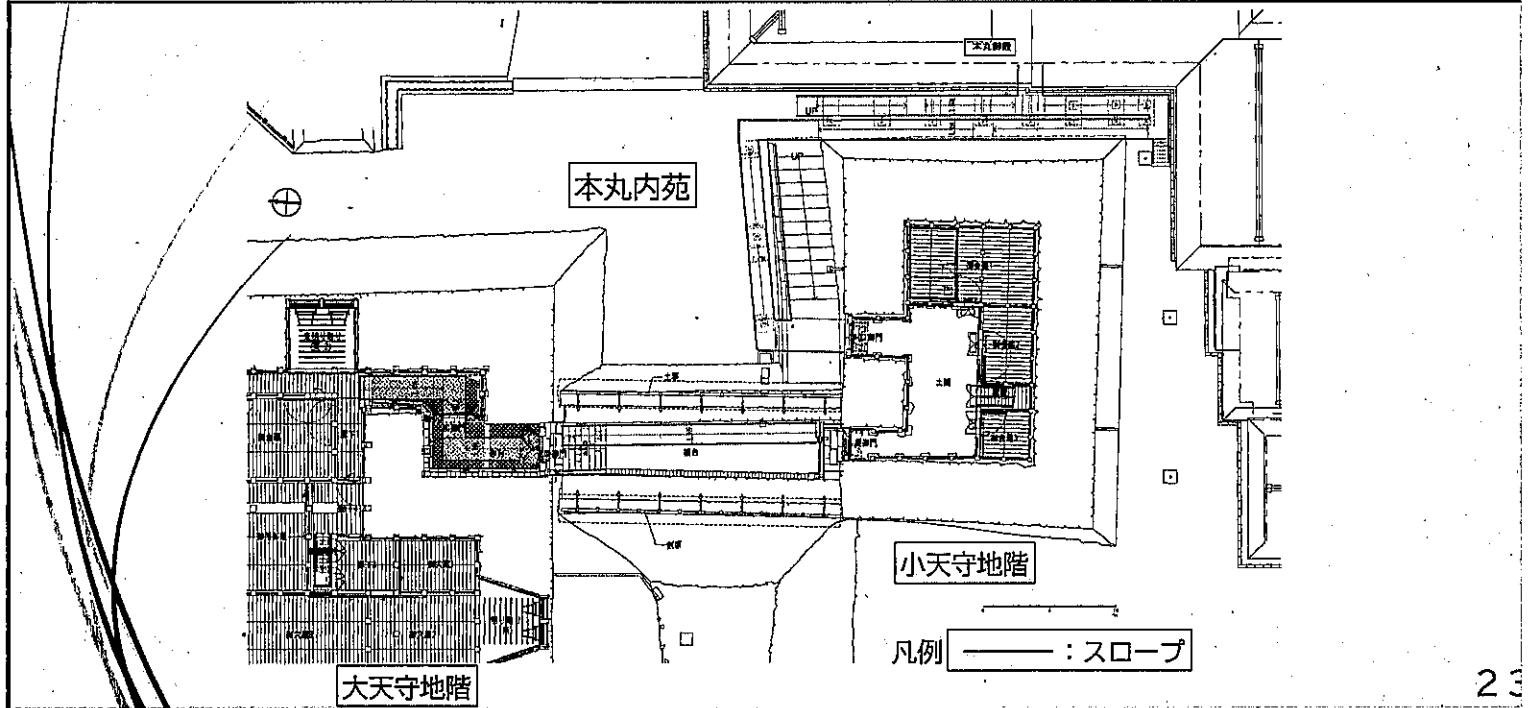
2. バリアフリー対応

昇降技術を入れたらどんなイメージ？



2. バリアフリー対応

地上から大天守地階までのバリアフリー対応



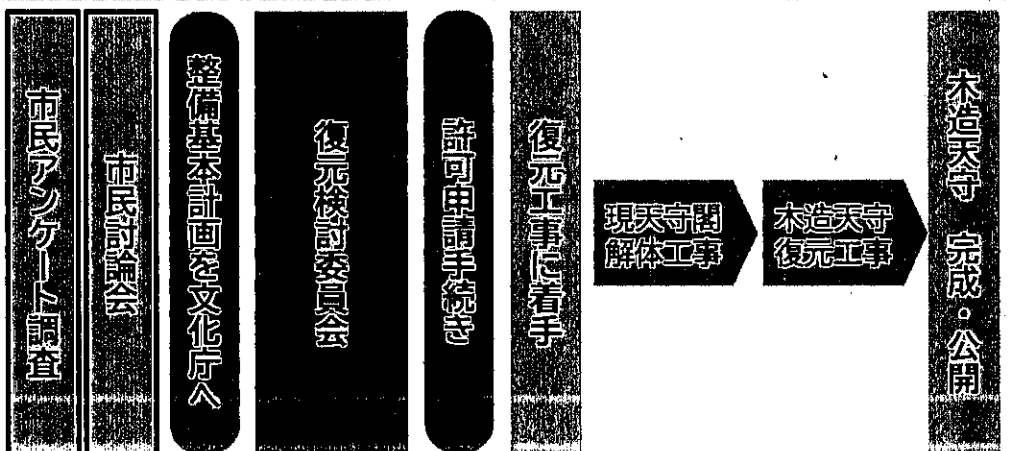
3. 木造天守復元の進捗状況と今後の予定

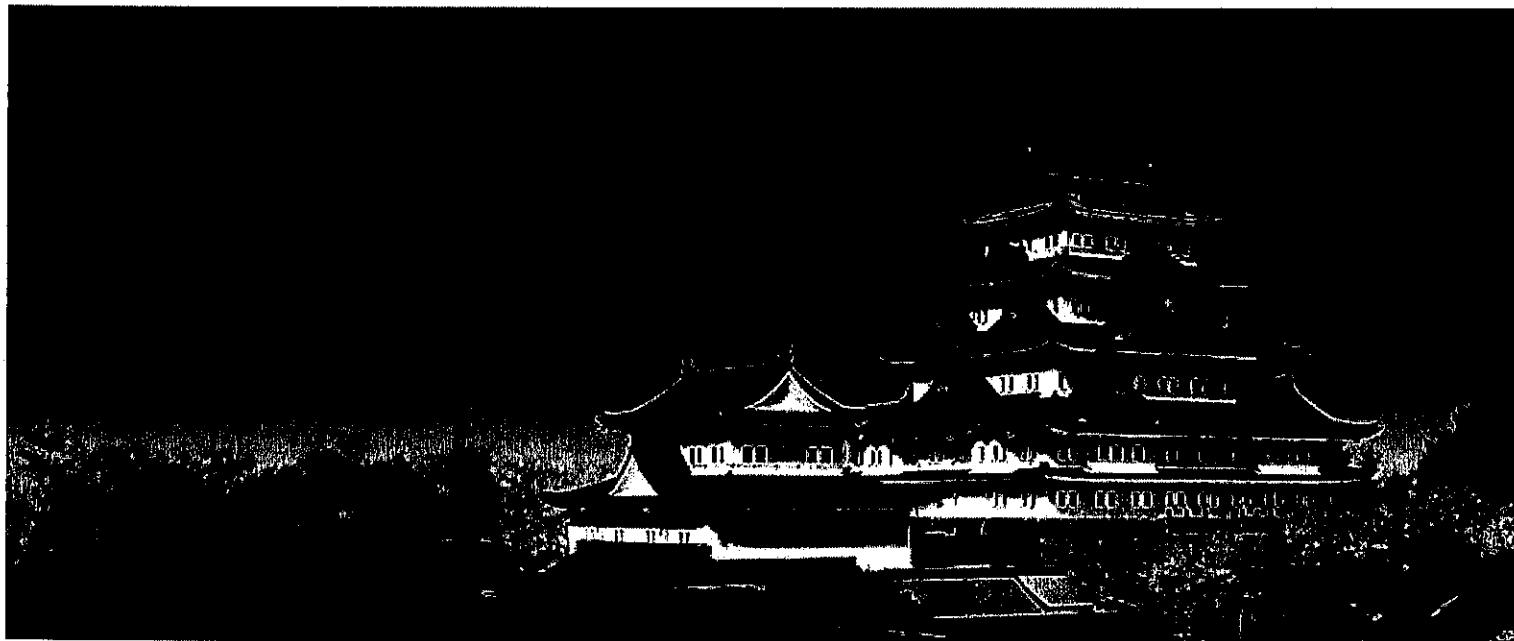
令和4年度

解体と復元を一体とした
『木造天守整備基本計画』の
取りまとめ

- ・遺構を保護
- ・木造天守を復元
- ・公開・活用

令和5年度以降





ご清聴ありがとうございました

×

七

A series of horizontal lines for writing, consisting of 20 evenly spaced lines.

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会

ご参加にあたってのお願い

- ①体調維持のための水分補給を除き会場内でのご飲食は禁止となっております。
- ②会話はなるべくお控えいただき、大声は出さないようお願いいたします。
- ③当施設は敷地内禁煙となっております。
- ④携帯電話・スマートフォンは、マナーモードに切り替えていただくか、電源をお切りください。
- ⑤携帯電話・カメラなどを使用した撮影又は録音は禁止といたします。
- ⑥客席通路は、非常の際の避難通路となるため、物を置かれませんかようお願いいたします。
- ⑦本日は、来場者の個人の方が特定されない形で、インターネット中継を行います。
- ⑧客席通路は、非常の際の避難通路となるため、物を置かれませんかようお願いいたします。
- ⑨非常の際は会場のすべての扉を開放します。
- ⑩大きな地震などの発生により、避難が必要な場合は、係員の指示に従っていただき、あわてずに避難していただきますよう、お願いいたします。
- ⑪本日は、報道のカメラが入っております。予めご了解ください。

休憩時に回収します

質問・意見用紙

ご質問、ご意見などご自由にお書きください

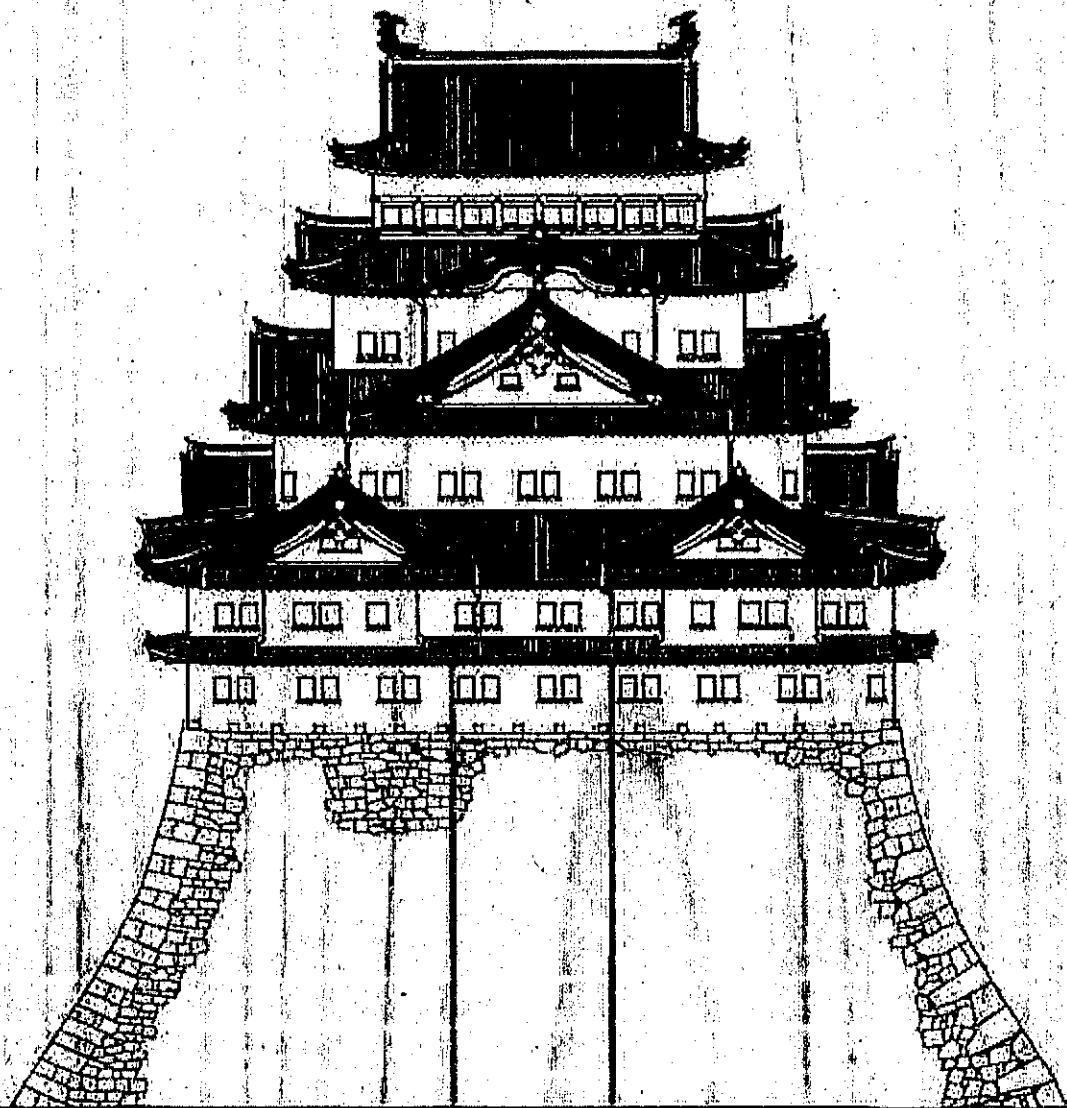
休憩時に回収します

質問・意見用紙

ご質問、ご意見などご自由にお書きください

千年受け継がれる城郭をめざして

名古屋城 木造天守復元



特別史跡
名古屋城
NAGOYA CASTLE



昭和実測図(名古屋城天守西側立面図) 昭和実測図は、昭和5年(1930)に城郭として初めて国宝に指定されたのち、昭和7(1932)年から実測調査を始め、まとめあげられました。戦前の姿を知るための、かけがえのない資料です。

世界に誇る、 名古屋城 木造天守の 復元へ

徳川家康の命により築城され、慶長17年(1612)に完成した名古屋城天守。昭和20年(1945)に戦火で焼失するまでの約330年間、まちとともに時代を歩んできました。

現在の天守閣は、地元からの熱望と支援によって昭和34年(1959)に再建され、まちのシンボルとして親しまれていますが、設備の老朽化や耐震性の確保などの問題が生じています。

名古屋市では、名古屋城本丸を往時の姿へ復元すべく、天守の木造復元事業を進めています。他の城郭では類を見ない第一級の史資料が残っており、細部まで復元できるのは名古屋城のみといっても過言ではありません。

天守の木造復元は、職人の伝統技術や大量の巨大な木材など、多くの技、ものから成り立っています。これらを後世へ伝える場としても、天守が受け継がれるのです。

名古屋のまちづくりや文化・産業のルーツである名古屋城の象徴・天守が、文化・観光・歴史のシンボリックな存在となるとともに、多くの人やまちを結ぶ起点となるでしょう。

世界に誇れる日本一の近世城郭を、1000年先へ受け継いでいきます。

復元概要

建物概要

大天守 | 木造五重五階地下一階
銅瓦葺(一部本瓦葺)

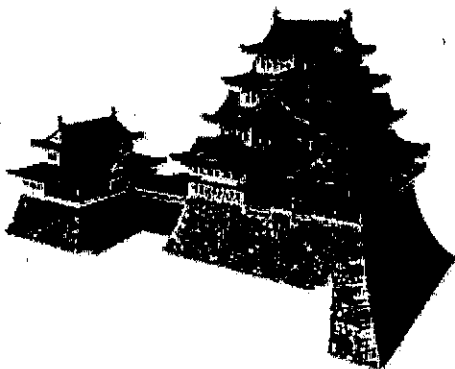
小天守 | 木造二重二階地下一階
本瓦葺

復元時期

宝暦の大修理(1752-55)後の
姿とする

天守と一体である天守台石垣の大半が宝暦大修理後の姿であり、また復元の根拠資料となるガラス乾板写真や昭和実測図などは宝暦大修理後の天守の姿の記録であるため、精度の高い史実に基づく復元が可能。

復元イメージ図



復元の意義

特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解の促進

- 現存する櫓や門、本丸御殿をはじめとした復元建造物等とあわせて江戸期の本丸の姿を体感
- 世界最大級の高層木造建造物の復元
- 伝統技術の継承と実践の場
- 都市形成や文化・産業のルーツとなった名古屋城を活かしたまちづくり

復元の方針

調査研究に基づく 史実に忠実な復元

現存する史資料の丁寧な分析、現地調査による正確な情報収集など、調査研究に基づき、復元を進めていきます。

遺構の保存に十分配慮した 整備

江戸期からの姿を残す遺構の保存に悪影響を与えないよう、事前調査をし、万全の対策で整備に臨みます。

防災上の安全確保と バリアフリー

現行の建築基準法、消防法と同等以上の安全性・耐震性を確保するとともに、史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立します。

現天守閣の記録・記憶の 継承

木造復元を進めるにあたり、現天守閣の記録を作成し、広く発信していくことで記憶にとどめ、後世につなぎます。

名古屋城公式ウェブサイト「天守閣木造復元」

天守の木造復元事業をより深く知ることができるページをご用意しています。木造復元の資料なども多数掲載していますのでぜひご覧ください。

<https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/learn/tenshu/outline/>



市民討論会出席者一覧

資料3

1. 名古屋市職員

(1) 事務局の職員

| 所属 | 役割 |
|----------------------|----------------------------------------|
| 市長 | 主催者挨拶 |
| 副市長 | — |
| 観光文化交流局長 | — |
| 観光文化交流局総務課長 | 受付補助 |
| 観光文化交流局総務課庶務係長 | 受付補助 |
| 観光文化交流局総務課企画経理係長 | 受付補助 |
| 名古屋城総合事務所長 | 有識者対応・市説明員 |
| 名古屋城調査研究センター副所長 | — |
| 名古屋城総合事務所主幹 | 会場総括 |
| 名古屋城総合事務所主幹 | 受付 |
| 名古屋城総合事務所主幹 | 受付 |
| 名古屋城総合事務所保存整備室保存整備係長 | 参加者対応・会場整理 |
| 名古屋城総合事務所保存整備室主査 | 進行補助・会場総括補助 |
| 名古屋城総合事務所保存整備室主査 | 参加者誘導、案内 |
| 名古屋城総合事務所保存整備室主査 | 参加者誘導、案内 |
| 観光文化交流局主事・技師 8名 | 会場準備(6名)、受付(3名)、進行補助(4名)、片付け(8名) ※重複あり |

(2) 事務局以外の職員

| | |
|--------------|---|
| 市長室長 | — |
| 市長室次長 | — |
| 市長室秘書課主幹 | — |
| 市長室秘書課主査 | — |
| 市長室秘書課主査 | — |
| 市長特別秘書 | — |
| 健康福祉局障害福祉部主幹 | — |

2. 業務受託者

| | |
|---------------------------------------|----------------------------------------|
| 安井建築設計事務所 3名 | YouTube配信、進行補助 |
| (安井建築設計事務所の再委託先) 株式会社都市研究所スペースア 4名 | 司会(1名) 参加者案内、 扉開閉・照明入切等の会場補助(3名) |
| 武将隊「なつ」 1名 | 司会補助 |
| 武将隊「なつ」付き添い 1名 | — |
| 名古屋市身体障害者福祉連合会 4名 | 要約筆記 |

3. 参加市民、講師・有識者

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| 市民 36名 | — |
| 講師・有識者 3名 | 講演(1名) 有識者としての助言(2名(うち1名はオンライン参加)) |

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会

会議録

名古屋市

目次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 開催概要..... | 1 |
| | (1) 趣旨..... | 1 |
| | (2) 概要..... | 1 |
| 2 | 市民討論会の記録..... | 2 |
| | (1) 開会..... | 2 |
| | (2) 講演..... | 3 |
| | (3) 名古屋市からの説明..... | 9 |
| | (4) 討論会..... | 13 |
| | (5) 閉会..... | 29 |

1 開催概要

(1) 趣旨

①目的

復元する木造天守への昇降技術の設置について、名古屋市の方針の参考とするため、市民から意見を聴取するもの

②参加者

無作為に抽出した名古屋市に居住する18歳以上の5,000人に「名古屋城バリアフリーに関するアンケート」の調査票とともに市民討論会への参加申込書を郵送し、その参加申込書を返送してきた市民を対象とした。

(2) 概要

①日時、会場、参加人数

| 日付 | 時間 | 会場 | 参加人数 |
|-------------|-------------|---------|------|
| 令和5年6月3日(土) | 14:00~16:10 | 中区役所会議室 | 36名 |

②次第

1. 開会

2. 講演

講師：名古屋工業大学名誉教授 麓 和善 氏

タイトル：「名古屋城木造天守復元の理念・手法・意義」

3. 名古屋市からの説明

「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」

4. 討論会

有識者

愛知産業大学非常勤講師 堀越 哲美 氏

名古屋工業大学名誉教授 麓 和善 氏

一般財団法人バリアフリー総合研究所 UDラボ 東海 代表理事 阿部 一雄 氏

5. 閉会

2 市民討論会の記録

(1) 開会

司会

本日はお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」を開会いたします。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、本日の市民討論会の進行についてご説明いたします。皆様お手持ちの資料の表が次第になっているかと思しますので、そちらをご覧くださいながら聞いていただければというふうに思います。

まず、名古屋城に関する講演をしていただきまして、その後、「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」の説明を行います。大体これが50分ぐらいかかるかと思します。その後、休憩に入りまして、後半は討論会を行います。できるだけ多くの皆様にご発言いただきたいので、進行にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご参加の皆様には、まずは率直な意見を賜りたいと考えております。そのため、今日、ここにお越しいただく前に、皆様に事前にご回答いただいたアンケートの結果につきましては、この討論会の最後にご報告をさせていただきたいというふうに考えております。討論会は、午後4時10分頃終了予定となっております。

次に、本日お配りした資料についてご案内をいたします。受付で討論会の冊子、それから黄色のA5サイズの質問・意見用紙、それから感想記入用紙、そして先ほどお伝えしたご参加にあたってのお願いという、注意事項の資料が入っていたかと思します。さらに、名古屋城に関するチラシ等も入っていたかと思します。

これから名古屋市から説明する説明内容につきましては、今は暗くなっておりますけど、スクリーンで映写いたしますが、お手元の資料でもご確認いただけるようにしております。また、黄色の質問・意見用紙は、休憩中に回収して後半の討論会の一部でご紹介をさせていただきたいというふうに考えております。前半の講演及び「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」に関する説明の時間、または休憩中にご質問やご意見を記入していただけたら、幸いです。また市民討論会の終了時には、感想記入用紙というものを回収させていただきます。なお、報道機関による取材が入っているほか、カメラによる撮影と、個人の方が特定されない形でのインターネット中継、こちらも行っておりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

初めに開会にあたりまして、名古屋市から一言ご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願いたします。

河村市長

はい、それでは、ちょっとマスクを取らせていただいて、声が通りにくいですから、話をさせていただきますと思しますが、今日はお越しいただきまして、誠にありがとうございます。これ、本当に無作為で選ばさせていただいた皆さんだけのご出席ということになっておりますんで、一応、統計学上と言いますか、フラットな皆さんのご意見が賜れるということでございます。

お城の方は、国宝1号という大変な名誉のあるお城だったんですけど、昭和20年の5月14日の午前9時ぐらいたと言われておりますけど、焼夷弾が当たりまして、燃えてしまったということ

でございます。どうするかということをご皆さんで考えていこうということでございますので、私は、ともすれば1000年の宝になるように、それにはどうしてつたらいいかということでございますので、ぜひ思いの丈を、私も全部聞いておりますので、お話をいただければと思います。そんなことでございますので、今日はどうもおいでいただきまして、ありがとうございます。Thank you very much、ありがとうございます。

(2) 講演

司会

では、市長の挨拶もしていただきましたので、これから講演の方に入っていきたいと思っております。

それでは、「名古屋城天守復元の理念・手法・意義」と題しまして、名古屋工業大学名誉教授の麓和善様より講演をいただきます。麓先生は、日本建築史、文化財保存修復をご専門とされており、名古屋城の他にも鳥取城中の御門（なかのごもん）や金沢城二の丸御殿の復元をはじめ、全国の史跡整備や文化財建造物の保存修理に携わっておられます。

では、皆様拍手でお迎えください。麓先生、よろしく願いいたします。

麓先生

ただいまご紹介いただきました、名古屋工業大学名誉教授の麓和善と申します。よろしく願いいたします。今日は「名古屋城天守復元の理念・手法・意義」という、ちょっと堅いテーマですけれども、まず私が最初に申し上げたいのは、なぜ名古屋城の天守を復元するのか、そしてその復元する場所が文化財として、名古屋城全体が特別史跡に指定されている、特別史跡における復元というのがどういうことなのか、というようなことを最初に申し上げたいと思います。

まずその史跡、史跡というのは文化財保護法の中の史跡名勝天然記念物という分野があつて、その中の史跡、歴史的な遺跡が文化財として指定されているんですけど、それが、史跡と特別史跡という2段階指定になっています。これは、有形文化財の重要文化財においても、建造物や美術工芸品の重要文化財でも、重要文化財と国宝という2重指定になっているように、史跡においても2重指定になっています。国指定の史跡の中でも、特に重要なものを特別史跡に指定してやるわけです。名古屋城は特に重要な特別史跡になっているわけですね。史跡であれ特別史跡であれ、そこに建物を復元するということはどういう行為なのか。単に観光名所を名古屋市に作りたいていうことで復元するわけではないんですよね。文化財としての、特別史跡としての価値を高めるような行為でなければいけない。今の状態よりも、天守を復元することによってさらに文化財としての価値が高まらないといけないんです。その文化財としての、名古屋城の文化財としての価値はどういうところにあるかといいますと、もちろん城郭ですから、城郭として特別史跡になっておりますので、江戸時代の藩政の中心、藩の政治の中心、中枢であるという機能が江戸時代まであつて、その状態、その時代の、歴史性というのが一番重要なわけですね。その城郭として価値を高めるような復元でないといけない。それは何か、不幸にして戦災で失われた、焼失しましたが、江戸時代の史料であるとか、あるいは近代に入ってから史料であるとか、歴史的な記録、そういうものを元に忠実に復元するというのが求められるわけです。それは、何をもとにこの天守を復元するのかっていうのを、ちゃんと根拠を示して復元します。

それが例えば、有識者である建築史研究者が詳しく研究して、それで復元が認められるっていう、それだけではなくてですね、もちろんそういうことも必要なんですが、第三者の専門家がちゃんと審議する機関があつて、それは文化庁の中に設けられた文化審議会というのがあつて、そこでこういうものを復元するんだっていうものを、膨大な書類を作つて、資料を作つて、それを文化庁に提出して、文化庁がこれなら史実に忠実な復元だっていうことを認めて、やつと復元できるっていう運びになるんですね。そういう資料を整えていく、文化庁に申請書を提出する最終段階に今至っています。そういうことで復元していくんですが、今度はもう少し具体的に、スライドを見ながら説明していきたいと思います。

史跡の復元、これが特別史跡の復元でも同じなんですが、復元根拠というのがあつて、重要な順番に上から①残存する建築遺構や地下（基礎）遺構、②古写真、③絵図・文献史料、④類例と書いてあります。①は、実際に今残ってる、失われた、建物が失われたとしても、その一部が残っているとか、地下に基礎遺構が残っている。今のこの話は、名古屋城に限らず、史跡の復元一般について、こういう順番で、重要な、復元根拠となる資料がありますっていうことを申し上げています。これを名古屋城に当てはめると、天守はSRCですが、この下にある天守台の石垣、あるいは周囲の石垣、そういうものは堀も含めて江戸時代以来のものでありますから、これは現存する遺構っていうふうにいうことができます。だから、この大きさを無視した天守っていうのは、あり得ないですね。そして、今このSRCの天守を造るにあたって、昭和30年代、34年でしたかね、元あった穴蔵の礎石を天守の北側に移設して、そのまま平行移動して設置してありますが、あれも現存する遺構というふうに言えます。

そして②古写真、古い時代の写真があります。③これは昭和の実測図と呼んでますが、図面、絵図、文献、史料等ですね。この図面よりもまだ写真の方が間違いがないということで、古写真が上位に来ています。こういう現存する遺構、古写真、文献、こういうものでもわからない、これでもわからない時には、④類例とって類似の、似た資料を、建物を求めます。例えば名古屋城でしたら、城内に当時の同じ時期の建物として、櫓が3棟、これは西南隅櫓ですが、櫓が3棟残っています。こういうものを参考資料として使うこともできます。これをもっと詳しく話しますと、名古屋城、戦災で焼失したんですが、その時に崩れ落ちた焼け跡の中から、焼損金具と呼んでますが、飾金具、名古屋城天守を飾っていた飾金具とか、屋根の銅瓦、銅板でできた瓦、こういうものが下に落ちて、それを拾い集めて大切に保管されていました。

しばらく行方不明になってたんですが、最近これは発見されたものです。それと国宝、国宝っていうのは、先程市長さんが名古屋城は国宝第1号だったとおっしゃいました。それは確かにその通りで、日本の文化財保護法を遡って見ていきますと、明治30年にまず古社寺保存法ということができます。これは廃仏毀釈等で存続が危うくなった古いお寺を救済するっていう、あるいは仏教美術品を救済するっていうのが目的なんですが、古社寺保存法というので明治30年です。その第1号として法隆寺金堂ほか44件の建物が、当時は特別保護建造物っていうものに指定されました。その後、文化財の、当時の特別保護建造物がどんどん増えていきまして、古社寺に限らず城郭建築であるとか、あるいは旧大名家が持っていたような美術品、こういうものも文化財にしていこうと。それでは、古社寺保存法という古社寺に限定されたものではなくて、もっと対象が広がりますので、それで昭和4年に国宝保存法という法律に変わります。国宝保存法に法律が変わって、法隆寺金堂以下、既になっていたものもそのまま国宝になりますし、新たに城

郭建築として名古屋城が第1号として国宝に指定されます。それは昭和5年のことです。当時は、戦争も危惧されていました、そういう時代でしたので、国宝に指定された後、昭和7年から5か年計画で記録保存をする。この記録保存よりも前に、名古屋城では、例えば、藩政期の最後の城主、藩主徳川慶勝さんが、非常に写真愛好家で、当時非常に数少ない写真を撮られる方でその写真もあります。これも非常に珍しいものですけどね。

そういう写真に加えて、昭和7年から、いつどうなるかわからない、もし万一のことがあっても記録が残っていれば、という目的で7年から5か年計画で写真をまず撮ります。ガラス乾板写真って言って、ちょっと昔のフィルムではなくて、ガラスの板にフィルムと同じような乳剤を塗って、それに写すというようなもの、下敷きぐらいの大きさのガラスの乾板なんですけど、そこで約800枚も城内全体の建物について写真を撮りました。これはたまたま、なんかの記念写真を撮ったっていうのではなくて、建物を記録するという目的で隅々まで撮っていたんですね。

それと合わせて、今度は図面を作っていた。当時正確な実測図ってというのは、正確な創建当初の図面ってというのは全くない。というのは、400年前は図面なしであの建物を造っていた時代です。図面はありません。それを正確な実測図を作る、それには実測調査が必要だっていうんで、五重の金の鯨のところまで足場をかけて実測調査をして、それを元に今度は実測図を作る。5か年計画と言いました。昭和7年から12年かけてですが、この調査をした後で実測図を作るという行為は昭和27年まで続きました。そのぐらい延々と実測図、消失後も実測図は作られました。これを昭和の実測図と呼んでますが、全ての建物で280枚程作られました。天守については71枚残っております。こういうことをやった、記録写真を撮った、記録保存をしたっていうのは日本中どこを探してもないです。計画的に記録保存したっていうのは名古屋城だけで、それでこんなに詳細な史料が残されているっていうことなんです。

具体的に、今度はこの焼損金具、これは焼け落ちた金具なんですけど、これがですね、天守の古写真です。名古屋城に所蔵されている古写真なんですけど、ちょうどこの部分の銅板が落下して、それを拾い集めたもの。この写真だけでは意匠がぼやけてわからないっていうところがここでははっきりわかるし、銅板をどのように彫金しているかっていうことも正確にわかります。

そしてこれは鬼瓦とか鬼板と呼ばれるものです。これも残って、軒先の瓦の銅の瓦、これは五重のものなんですけど、丸瓦の先端の部分です。これも彫金、意匠デザインと彫金技法がわかります。この地になるところも菊石目というタガネで叩いて文様が付いています。それまでちゃんとわかるんですね。そしてこれは、平たい部分の軒先の瓦のデザインと、地の部分の彫金技法がわかります。五重目の、丸と平とこれが交互に並んでるんですけど、そのデザインが写真ではわからないんですけど、この実物があることによって正確にわかります。

古写真です。たくさん撮られている写真の一部を見ていきたいと思います。これは小天守の外観、内部、大天守の外観、いろんな角度から撮っています。意図的に撮ってるのがわかりますよね。そして、実測調査のために足場を作ったから、金の鯨も真横から写真を撮ってます。内部、階段、そしてこれは五階。こういうものが膨大な写真があって、よくわかる。こういう写真からここにこんな意匠の階段があるっていうだけではなくて、この写真を拡大することによって、木材、これは何なのか、ヒノキなんですけど、ヒノキのどういう材料なのか、仕上げがどうなっているのか、なんてことも読み取ることができるんですね。

そして実測図です。穴蔵、各階の実測図があるんですけど、そしてその上の1階の床組、床の床

板を剥がしたその下がどうなってるか。さらに1階の床はどうなってるのか、寸法なんかも書いてあります。そして今度は1階から天井を見上げたところ。天井裏ってということなんですが、これは実際には2階の床下が見えてる。これが3階の床。屋根の所と屋根の下のここがこう、部屋になってるんですが、部屋の部分も書いてある。この下もこういう部屋になってるんですね。その上、ちょっと1階ずつ飛ばしてありますが、これは5階の床。そしてその上の天井。5階だけ天井があります。

立面図。これは昭和の実測図に、私が学生の頃、師匠の内藤先生に言われて石垣も全部調査して、石垣全部埋めてしまえって言われて、苦労して測って書いたものなんですけどね。

そして大天守に、小天守とか、ずっと向こうに見える西南隅櫓であるかとか、そういうものも合わせて書けて言われて苦労して書いた図面です。

昭和の実測図のトレースを行ってるんですが、そしてこれが昭和の実測図の断面図。大きな断面図だけではなくて、ある部分の断面図。先程、焼損金具があったっていうのは、こういうところ。この部分の金具です。その断面図もあります。

昭和の実測地図がたくさんあると同時に、もう1つ、天守が400年前に建てられてから、140年ほど後に、大きな堀のある北と西側の石垣が沈下して建物そのものが北西側に大きく傾いた。それを修理する時の設計図が作られました。宝暦っていう時代で、1752年から55年に行われた大修理ですが、その宝暦大修理の時に作られた当時の設計図です、これは。それぞれの立面や断面や平面図があって、さらに、平面図には、柱の位置が描いてあって、その柱に、黒い柱と、赤の丸で囲んだ柱と両方あるんですが、赤で囲った柱っていうのは、1階から2階への通し柱、1、2階を1本の柱にした、長い柱を用いてるっていうのが、描き分けられています。

それを元に、これは私が作ったものですが、大天守、小天守のどこに通し柱があるかっていうのを、今の図面史料をもとに模式化したものです。

西と北の石垣の上の部分は解体して、石垣も解体して、石垣の積み直しも兼ねた建物の修復工事が行われました。その設計図、これもその設計図。そして、さらに石垣を、これが南って書いてますが、こっちが北、こっちが西ですが、どういう順番に石垣を解体していったの様に積み直していくっていう、その修理の手順が起絵図（おこしえず）って言いますが、こういうふうは何枚かの紙を開きながら、順番が書いてある。石垣の反りは、こういう反りだっっていうこともその当時書かれました。

それと、今でも建築工事をやる時には設計図と仕様書と積算書、お金がいくらかかるかっていう見積とその3つを作るんですが、当時もどういう仕様で工事をするかっていうのが文章で書かれています。これも崩し字ですが丹念に読んでいくと、本当に見事な工事内容で修理したっていうことがわかります。今申し上げたような史料が豊富にあるので、非常に忠実な、これはもう日本中の史跡の復元の中で他では真似ができない程忠実な復元ができます。名古屋城ではできます。

忠実な復元をしたらそれだけでいいかっていうと、それではダメですね。今の巨大地震、極稀に発生する巨大地震、阪神淡路地震とか東北の地震とか、ああいう地震でも倒壊しないようなことが求められる。耐震診断をして、必要な耐震補強が行われないといけない。

これはその例として姫路城の大天守ですが、姫路城の大天守は国宝になってるし、世界遺産ですが、これは、今ある建物をいかに修理、補強するかということで、こんな風に鉄骨で補強しています。そして、柱の、この上の部分ですね、ここにはこういう金具が付いていて、このまま見

えちやちよつとみつともないっていうんで、木の箱状のもので隠すようなことがしてあります。

今度は、そういう耐震補強が必要ですし、まず火災に遭わないようにしないといけない、それは首里城が火災で燃えた、そういうこともありますし、幸いあれは夜だったからいいんですが、昼間火災に遭うと今度はここに来ている見学者に甚大な被害が及ぼされますので、そういう設備も必要です。自動火災報知設備、自動的に火災を報知する、火が起きるとベルが鳴るっていうものですね。そういうものを付けるし、落雷があった時に建物を直撃しないように、その雷を避ける避雷設備っていうのがあります。この2つは防火設備ですね、火災が起きないような設備。

でも、万一火災が起きてしまった場合には、今度は消火設備が必要になってきます。これは姫路城の消火設備です。こういう管の中に水が通っていて、ここには消火栓がある。そして姫路城の場合はさらにスプリンクラーが付いています。そういうものをつけようとする、姫路城の場合、やはり外から見えるような、配管はどうしても外から見えるような形でしか取り付けることができない。あるいは、縦に降ろしてくる部分をこういう階段の裏を使って配管をする。それをまた木のボックスで隠す、こういうことが必要になってきます。

このようなものは、現代設備として建物を守ると同時に観覧者の安全も守るために必要です。名古屋城でも、当然、史実に忠実な復元をすると同時に、併せてこういう防災設備というものも今設計しております。

今度は一番最後、この最後に価値の話ですが、意義の話ですが、それは天守の変遷の中で、名古屋城がどういう位置にあるのか、それを、今復元することにどれだけ意義があることかっていう話を最後にします。

これは、天守の発達っていうのは、一番最初に天守ができるのは、信長の安土城だと言われてます。でも安土城は、本能寺の変で無くなりました。その後、わずか60年の間に急激に意匠とか構造とかが発達します。それを現在わかるもので見ていきますと、今現存の中で一番古い形式なのが犬山城天守です。ただ犬山城天守がこのような姿になったのは江戸時代の改造の後で、その前にはこういう姿をしていました。これは、私が調査をした上で復元図を作成したのですが、こういうところの装飾が無かったんですね、元はね。これが最初の姿。そしてそれが姫路城のようになって、名古屋城になって、江戸城になって、っていうような変遷をします。この変遷を上段、下段で大きく分けて、上段のこれが望楼型。というのは、この大きな建物の屋根の上に望楼が乗ったような形。実際には、この上に城主が上って城下を見渡すっていう、そういう意味合いはないんですが、高い所にある楼閣が乗ったっていうような形式なんです、それを一般的に望楼型とってます。全体を見ると歪になってますよね。大きな建物の上に、小さな望楼が乗ってる、これをどんどん、どんどん整えていって、何層にも重なった塔のような建築にするのを目指したんです。

塔のような建築にしていたその時代を層塔型、何層にも重なった塔という意味合いで層塔型とってます。名古屋城、江戸城は層塔型。そしてそれをさらに前期と後期に分けて、犬山城は前期望楼型、姫路城は後期望楼型、名古屋城は前期層塔型、江戸城が後期層塔型という様式の分類をしています。

なぜ犬山城は前期望楼型かという、この上、大きな建物の上にこういうものが乗ってるっていうのは、実はこの上だけ見ると金閣とほとんど同じものが乗ってるんですね。これが大きな屋根の上に乗るので、外観から見ると、1、2、これは屋根裏の窓です。1、2、3重です。内部の

床はっていうと1、2、3、4階です。大きな屋根があるので、ここに屋根裏部屋としての階が1階できる、犬山城の場合は3階。そこにもやっぱり窓が欲しいというので、このような窓を付けて、屋根裏階から3重目、最上階の4階に行く。石垣上の話ですけどね。これは、外観3重内部4階っていう風に、外観の重数よりも内部の階数の方が1つ多い、1階多いっていうのがこの望楼型の特徴です。

姫路城は、名古屋城のように随分塔のような形になってるじゃない、というふうに思うんですが、実はこれも大きな、2重の大きな屋根の上に3重の楼閣風のものに乗っているんですね。石垣の上、1、2、3、4、5重ですが、内部はっていうと、今ここで見えてる石垣がここで、これは穴蔵階で、この上、1階、2階、3階、4階、5階、6階、5重6階です。というのは、やっぱりここに屋根裏階が1つ設けられているからなんですけどね。だから、姫路はまだ望楼型で、後期望楼型のものだっていう扱いになります。

これに対して、名古屋城、姫路城よりもっと大きいんですが、名古屋城は石垣の上に1重、2重、3重、4重、5重で、ここは穴蔵で、石垣の上はここからになるんですが、1階、2階、3階、4階、5階で、外観の5重と内部の5階が一致している、階数が一致してる。これが層塔型の特徴。ただし、ちょっとまだ未発達な部分があつて、ここが通し柱になっているものですから、1、2重が通し柱になっているので、同じ大きさです。その上から一定の比率で小さくなっている。

これが江戸城になると、1重、2重、3重、4重、5重と全部一定の遞減率つていいんですが、一定の比率で小さくなって、ここで層塔型が完成すると見るんですが、名古屋城がその1歩手前で、むしろこっちよりもっと格好いいんですけどね。

今度、これは現存する12の天守、それに名古屋城と13天守を合わせて縮尺を同じにして石垣の上を同じ高さにして並べたものです。古い方から、犬山城から順番に並べていってます。

犬山城は小さなお城のように見えて、名古屋城以降の江戸時代の城の方がずっと小さくて、犬山城はまだ大きいんですね。概して名古屋城より前の天守は大きくて、名古屋城より後の天守は小さいです。これは理由があるんです。というのは、天下人が大きな天守を造って、その天下人を超えるような天守は造れなかった。信長が安土城を造った後は、安土城を超える天守を造った大名はいなかったんです。今度、豊臣秀吉が天下人になると大坂城を造って、大坂城を超えるような天守を誰も造らなかった。天下人を超えるような天守は造らなかった。でも、豊臣秀吉が亡くなって、まだ豊臣政権が、秀頼の時代が続いていた時に、徳川家康の勧めによって、巨大な姫路城を作りました。この姫路城で大体豊臣秀吉の大坂城と同じぐらいの規模だと言われています。ということはですね、天下人と同じようなものが池田家によって造られた。そうすると、もう豊臣家は一大名に過ぎなくなってきた。豊臣家の力っていうのは、大大名程度になったっていうことになる。その姫路城を造った後で、豊臣家を滅亡させる直前にはるかに大きな名古屋城を造るんですね。家康は造らせる。これを天下普請で西国大名達に石垣は造らせるし、この木造部分は幕府の直営で、この巨大な天守を造る。そうすると、もう戦国大名の誰の目にも、もうこれは家康の時代だになってというのがわかるんですね、この力関係で。天守の大きさによってそういうことがわかる。もう徳川の時代だ。これを造った直後に、大坂冬の陣、夏の陣で豊臣家は滅亡させられて、そして徳川政権がこの後続いていく。特に徳川政権が安定してくると、それ以降、幕府から許されて天守を造る場合も、もうそういう力の大きさを誇示する必要はないので、非常に小さ

な、名古屋城の隅櫓程度の天守しかもう造られなくなってしまう。天守の大きさ、これは権力の大きさだと思ってください。

最後に、姫路城に比べて名古屋城はこんなに大きい、大きいんだ。先程の国宝城郭建築第1号は名古屋城だ、城郭建築の第2号は姫路城なんですけど、残念ながら名古屋城は焼失してしまいましたので、法隆寺と一緒に世界遺産に登録されたのは姫路城ですが、もし残っていたら当然名古屋城が世界遺産、法隆寺と同時に世界遺産になってたでしょうし、その時の同時になった理由としては、法隆寺から始まる日本の木造建築がどんどん、どんどん発達して行って、1番最高、技術が最高になった到達点、それが名古屋城の天守って言うふうに言えると思います。それを今回復元することによって、外観だけではなくて、内部に入って行って木組み、先ほど古写真で見ていただいたような木組みまで詳しくわかる。これが日本の木造建築の最高の到達点なのかっていうのが実際に見て取れる。姫路城の中に行くとかあ立派だなと思いますが、それをもっと大きな空間が名古屋城の中で体験できる。そういう意義があるということです。

時間がちょっとオーバーしてしまいましたが、以上で私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会

先生、どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手をお願いします。ありがとうございました。

(3) 名古屋市からの説明

司会

それでは続きまして、名古屋城総合事務所所長の上田より、「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」についてご説明いたします。

名古屋城総合事務所長

麓先生の大変興味深いお話、ずっと聞いていたかったんですが大変参考になりました。ありがとうございました。

名古屋城総合事務所長の上田と申します。ここからは、「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」ということで、名古屋市の事務局の方から簡単にご説明をさせていただきます。本日、3つの部分に分けてお話をさせていただきます。木造天守復元、バリアフリー対応、そして木造天守復元の進捗状況と今後の予定でございます。

まず、先程先生から大変興味深いお話を頂戴しましたので、さらっとおさらいですが、慶長15年、1610年に、名古屋城は徳川家康の命によりまして築城が始められまして、慶長18年までの2年間でですね、ほぼ天守が完成したと。18年以降はですね、ご存じの方もいらっしゃるんですが、その当時、尾張の中心であった清須の町から町ぐるみで引っ越しが行われまして、名古屋に城下町が誕生した。まさに名古屋城は、名古屋の都市形成と文化芸能、芸術産業のルーツであったというふうに考えています。

その中で平成30年度に名古屋市としてですね、この特別史跡名古屋城跡保存活用計画という計画を策定しまして、この名古屋城を後世につなぐため保存、活用、そして整備をしっかりと進め

てまいりたいということで行政計画を作りました。

その中でも特にですね、中心的なエリアで本丸とっておりますけれども、この本丸を整備する基本構想というのを策定しております。この本丸という場所、本丸御殿とそれから今手がけております天守、あるいは隅櫓などがございます。非常に重要な場所ですが、ここをですね、江戸時代の名古屋城の本丸の姿にしっかり再現をしていきたい、今ある石垣や建物、これをしっかりと守りながら、今失われたものにつましても、できる限り復元をしっかりとしまして、段階的に整えて、本丸全体を、その当時、往時のですね、姿が皆様に実体験していただけるような形で、整備をしてまいりたいという風に考えております。

その中で、木造天守を復元する意義でございます。先生お話ありましたが、世界最大級の高層木造建築物、これを外観はもとより内部の空間の構造とか意匠デザインの細部に至るまで、史実に忠実に復元をしてまいりたい。その中で天守を外から眺めるとともに、内部空間に入りまして実体験をしていただく、そういったことを狙いとしております。そうした中で、この特別史跡名古屋城跡の本質的価値、そういったものをしっかりと高めまして、理解をしっかりといただくということを狙いとしております。

その中で、ちなみにですが、建築基準法という法律がございますが、その中の解説の文書がございます、抜粋ですが「国宝などの文化財は先人が我々に伝えた貴重な財産であり、これを保存し、後世に伝え、あるいはその活用を図って、国民ひいては世界の文化に寄与することは我々の任務である」というような記述もございます。

ここから、我々が木造天守復元でお世話になってます、株式会社竹中工務店さんの作ったCGがございますので、木造天守復元のイメージということでご覧いただければと思います。

(株式会社竹中工務店制作の天守閣木造復元イメージCGを表示)

以上ですが、これはYouTubeの方でも「天守閣木造復元イメージCG」と検索していただきますと出ておりますので、ご参考にしていただければと思います。

史実に忠実な復元とバリアフリーということでございます。先程来説明しております史実に忠実な復元が重要である一方で、障害のある人もない人も共に木造天守を体感していくためのバリアフリーも大変重要であると考えております。

その中で障害者関係の法律、主に2つありまして、一般的にバリアフリー法とよばれているものと障害者差別解消法という、2つ大きな法律がございますが、その太字にもありますように、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるということとか、あるいは社会的障壁の除去のため必要な環境の整備に努めなければならない、というようなことが記載されております。

そうした中、私どもでは、3つの復元の方針を立てております。1点目が、調査研究に基づく史実に忠実な復元、これは先生が先程おっしゃってございました「昭和実測図」「ガラス乾板写真」「金城温古録」、そういった過去の史料に基づく忠実な復元を目指す。それから2つ目として、遺構の保存に十分に配慮するというので、残された貴重な遺産、遺構をしっかりと守っていくと。3つ目といたしまして、防災上の安全確保とバリアフリーということで、出火防止や避難誘導、初期消火等々、それからバリアフリーのスロープ、昇降設備など、こういったものについてもしっかりと捉えてまいりたいと考えております。

その中で、2つの大きな考え方に整理をさせていただいています。1点目が「柱・梁を傷めない」こと。先程、先生のお話にもありましたが、本質的な価値として主要な構造部である柱や梁

を切り欠いたり取り除いたりしない。また、後から付加したものは取り外すことによりまして、往時の状態に戻すことができること、この2つを重視したいと考えております。

一般的なエレベーターを天守に備えることはできないのかということについてでございますが、ここの図でございます。この柱、上から見た平面図の部分ですが、縦横に梁が通っておりますが、この網掛けをしたところがですね、一般的なエレベーターが必要とするスペースでございますが、エレベーターを設置しますと梁を取り除く必要がありますので、先程の方針に反してしまいます。このように、車いす利用者、高齢者、けが人等の方々の円滑な移動のための対応が新たに必要になりまして、木造天守の昇降に関する付加設備の方針を定めることとなりました。

ちょっと細かいです。後程お手元の資料でご覧いただければと思いますが、基本方針として4点あげております。その方針に基づきまして、昇降技術、これの公募をさせていただきました。昨年度、令和4年度に公募をしまして、結果としてこちらにあります最優秀者、株式会社MHIエアロスペースプロダクション、本社名古屋の会社ですが、その提案技術を最優秀として選びました。これ、フェリーなどの船舶の中で、もしくは飛行場で航空機に搭乗する機材として、そういったところに使われている技術、そういった導入実績のある技術をベースに開発をしていきたいというような提案です。

こちらにありますのは、左側がフェリーなどの船舶の中の昇降設備の写真、右側が飛行場などにあります車いす等で飛行機に乗ることができる機材の例でございます。

この技術が一般的なエレベーターとどう違うかということですが、こちら左側のですね図が一般的なロープ式のエレベーターでございます。上に巻上機というのが付いて、ロープでかごを吊り下げておりまして、下には緩衝器といって万が一かごが落ちた場合にですね、下でクッションになるようなそういった機構を埋めてあるという形ですが、今回の右側の提案につきましては、そういった上の部分の機械室はいらない、あるいはピットも必要がないということで、片側で支持をするシステムになっておりまして、チェーンでですね上げ下げをするということで、非常にコンパクトなスペースで設置ができる。これ上から見た平面図ですが、全体的にぎゅっと小さい仕組みで、こういった部分がいないという形で考えられております。

具体的には、定員が4名もしくは車いす利用者1名と介助者1名が登場が可能であると。構造の中の柱・梁を取り除かずに設置ができるように小型化を進める。また、取り外すことによりまして、史実に忠実な状態に戻すことが可能である、という内容が提案されております。

実際にこういう技術を使ったらどうなるのかなということで、大天守の地階平面図を模式的に表しておりますが、矢印を色分けしております。これもお手元の資料でまたご覧いただければと思いますが、動線が赤い一般の方々の登り動線であったり、昇降設備を使った登り動線が紫で示されておまして、それぞれ交差をなるべくしないように円滑な昇降ができるような設定をされております。

こちらは地階から大天守1階まで上がりますと、大天守の方で下から上がってくる動線があって、また下っていく動線がありますので、こういったことで昇降ができるような想定をしております。

仮にこれを入れるとどんなイメージになるかと建物の内観ですね、これについてCGを作っております。これは付いていない状態です。大天守の4階の想定ですが、こんな感じです。

それでこういったものが昇降機として設置されることとなります。これ大きさとかはまだ正確ではないので、開発によって若干変わりますのと、こういった今は白いものになっておりますが、こういったところの仕上げをどうするのかはまだ検討する必要がありますが、いずれにしてもこういうものが付いてしまうと。ここのところのグレーのところは、車いすで乗り降りするためのスロープが必要となりますので、こういったものを設置することとなります。

これは斜め上から見た図なんですけど、立体図になっておりますが、これ仮に4階から5階に設置した際の模式図なんですけど、四角く白くなっておりまして5階の部分にできた昇降装置です。この昇降装置は1層部分を上に行ったり下に行ったりするということですので、各層に順に上がって行く形にはなりますが、仮に5層まで行きますと、ちょっと見にくいですが十字に壁が付いておりまして、4つの部屋に仕切りが付いておりますが、この1部屋分に相当するスペースを使うかなという風に考えております。

これは同じ5階の部分ですが、色んな処理の仕方によって若干変わりますが、例えばこういった部分に昇降機が設置される可能性が出てまいります。

あと、昇降機以外にも地上から石垣の中に入るといことで、大天守の地階に入るバリアフリーについても検討しておりまして、これは昇降機とは別にスロープを設置してはどうかと考えております。こちらが小天守ですけども、こういったところがスロープで上がってくるというようなことで考えております。こちらが大天守、こちらが小天守ですね。上の方が本丸御殿で、ここからこういう風に入っていくまして、小天守に入りまして、小天守から大天守を通過してこちらに入ってくるというようなことを考えております。

ちょっと駆け足ですが、最後になりますけども進捗状況と今後の予定でございます。昨年度ですね、木造天守整備基本計画という全体の復元の計画の素案をまとめまして、4月から本日ご参加の皆様が市民アンケート調査にご協力をいただき、本日、市民討論会を開催しております。この後、5日の日にバリアフリー検討会議ということで、専門家の有識者の方々にご意見をおうかがいする場を設けまして、またそれが終わりますと議会の皆様にご審議をいただき、その後順調にいきましたらこの整備基本計画を文化庁に提出をし、先程先生からご説明がありましたような復元検討の専門家の委員会に諮って、許可が下りましたらいよいよ復元の工事に着工するということで、まだまだ先が長い事業でございますが、今後一日も早く木造天守が実現できますように、名古屋市は全力で取り組んでいく所存でございますので、ぜひともお力添えをいただければと思います。私からは以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

司会

はい、ありがとうございました。それでは10分程の休憩とさせていただきます。今、麓先生のお話、それから名古屋城の説明についてご質問がある方は、お配りしている黄色の質問・意見用紙の方にご記入の上、この休憩時間中に受付に提出してください。後半の市民討論会で一部紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

また先程も紹介しましたが、後方ではVR体験ができますし、前方には天守閣木造復元模型がありますのでご覧ください。それでは開始時間は15時14分、中途半端ではありますけど15時14分開始ということでお願いできればと思います。では休憩に入ってください、以上です。

(4) 討論会

司会

お待たせいたしました。ここからは、討論会に移らせていただきます。最初にですね、ご登壇いただいている有識者の先生方をご紹介します。

こちらの画面の方に、今日、急遽名古屋に来れないということで、堀越哲美先生にお越しいただいております。堀越先生どうぞよろしくお願いいたします。

堀越先生

よろしくお願いいたします。

司会

堀越先生はですね、愛知産業大学非常勤講師で都市環境、都市デザインがご専門です。久屋大通再生有識者懇談会の座長をはじめ、名古屋市の様々な政策の委員を歴任され、大変名古屋市もお世話になっているところでございます。先生どうぞよろしくお願いいたします。

次に阿部先生でございます。阿部先生は趣味であるオートバイレース中の事故により車椅子生活となりましたが、一級建築士として障害者として独自の視点から、バリアフリーの住まい作りを進められています。

そして先ほどの前半にご講演いただいていた麓和善先生にも、こちらの方にお越しいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次にですね討論会の進行をお手伝いいただき、名古屋おもてなし武将隊のなつさんにご登場いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

武将隊なつ

よろしゅうお願いいたします。名古屋おもてなし武将隊陣笠隊なつと申します。われら名古屋おもてなし武将隊はこたびの題材にも挙がっております名古屋城を拠点に日々、名古屋の魅力を観光発信させていただいておる、武士(もののふ)グループでございます。

この名古屋城にいつも出陣しておる視点も含めまして、この度は皆様と一緒に、この名古屋城のことについて、様々学べていけたらなというふうに思っております、どうぞよろしゅうお願いいたします。

司会

なつさん、ありがとうございます。それではですね、これから市民討論会を始めていきます。この市民討論会では、最初に堀越先生、阿部先生の順に名古屋城のバリアフリーに関するご意見を伺います。

次に、前半の講演や名古屋市からの説明に関することについて、この会場の皆様から質疑ということで、先ほどあの黄色い紙にご記入いただいたかと思いますが、こちらの紙をもとにしまして、質疑を行った後、後半討論会へと移っていきたいというふうに考えております。

ご参加の皆様には、まず率直なご意見を賜りたいと思っておりますので、できるだけ多くの意

見を伺えるように、なつさんと進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、皆様にご回答していただいたアンケートの結果ですね、市長からも先ほどお話がありました。5,000人の皆様に無作為でお送りして、その後回収できたアンケートの結果につきましては、最後のところでご報告をさせていただく予定でございます。ということでこのような進め方をさせていただきます。

ではまず、名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関するご意見につきまして、堀越先生、阿部先生の順にお聞きします。では、堀越先生、よろしくお願いいたします。

堀越先生

はい、じゃあお話をさせていただきます。本日、豪雨のため新幹線の運転見合わせで、名古屋へ行けなくなったので遠隔で失礼いたします。

バリアフリーと、ユニバーサルデザインの実務と研究に関わった経験からお話をさせていただきます。初めてバリアフリーに関わる仕事は1980年ぐらいに、私、鉄道会社に勤務していたのですが、高架駅におけるホームまで車椅子の方が移動できる可能性ですね、その調査を行う仕事、これに携わったのが始めでした。大学では特に高齢者の移動や休憩空間、それから、歴史的な変遷について、バリアフリー、ユニバーサルデザインに関して授業を担当し、また学生さんと共に調査研究してきたことがあります。またインテリアプランナー制度ができたときに、担当した更新講習の中心だったのが、ちょうどハートビル法とバリアフリー手法の両方の講義でした。

その中で、こんなふうに考えておりました。バリアフリーは、いわゆるハンディキャップを持つ人たちにとって物理的障害（例えば段差など）だけではなく、身体・高齢など何らかのハンディがある人たちが社会生活をしていく上で、障壁となるバリアを除去するという意味で、元々住まいを造る上で必要なこととして、段差の解消、廊下幅の確保、手すりの設置などそういう暮らしのための用語として登場してきたという事が現実にあったのです。

その後、公共的な建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するために措置を講ずるという目的で、1994年に旧、古いですねハートビル法というのができたのです。これの目的とするところは、これも今回に関わっていて重要ですが、要するにバリアなく、すなわち障害がなくて行けるという意味が重要で、その目的地がある上で、そこまで行けるというアクセシビリティの確保のためということが、重要だといわれていました。インテリアプランナーの更新講習会なんかでも強調された点であります。

一方で、交通機関については、高齢者、障害者の公共交通機関を利用した移動利便性、安全性の向上促進を目指した交通バリアフリー法というのが2000年にできたわけです。エレベーター・エスカレーター等の段差解消、誰でも使えるトイレ、サイン系の整備、ノンステップ車両の充実などを目指したものであります。これら二つが、2006年にバリアフリー法に統一され、その範囲が広がったということになります。

いわゆる公共交通機関や特殊建築物、公園施設や道路、広場など一体として整備を推進するところまで広がっていったところなんです。そういう意味で、現在ではバリアフリーは、物理的な整備を終えて、より広く、ハンディキャップのある人にとって、そしてある場合において、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するというものということ

になります。そういう意味では、先ほど申し上げましたアクセシビリティですね、目的となる
ところへバリアなく行けることが大事であることと考えられます。すなわち目的とする所および経
路を含めてですけれども、それをどのように考えるかによって、設備施設の何が必要なのか、名
古屋城の場合は、その復元後はどうするのかを考えることになると思います。

一方で、ユニバーサルデザインというものがございまして、あらかじめこちらは障害の有無、
年齢、性別、人種に関わらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする
考え方であります。将来的には多様性の対処は、選択制を含めて、ユニバーサルデザインのさら
なる普及が望まれると思います。バリアフリーとの使い分けの議論もあります。

バリアフリーやユニバーサルデザインがどのように始まったかといいますか、その芽生えみた
いなものですね、これは江戸時代の町にも見られました。急な寺社の階段に対しての斜路や、緩
い階段の迂回路の設置、商店などお店の表示として、漢字、かな、店紋の併記を行っていた。現
代のサイン系です。各種休憩空間の用意などもあります。江戸や尾張の図会にも見られます。公
共の空間にとっての工夫が入ってきたということと考えられます。

その意味では、現代生活は住まいをはじめ、公共的な場所でのバリアフリーの確保が求められ
ることになっています。今回のような特別史跡における文化財に関わる城郭の天守復元のような
事例に当たっては、敷地全体を含めて、それをどのような建物などがあるかを知り、環境として、
バリアフリーをどのように位置づけをしてあげるか、そしてそれをどうやって考えるかが重要で
す。これを行うことによって、そしてまた、技術的な課題も含めて、バリアフリーの実際をどう
考えられるのか、ということを示すことが求められていると思われます。

最後に、この課題を含めて感じたバリアフリーの難しさのお話させていただきたいと思います。
私は、筋肉の病気で実は階段の昇降が殆どできません。例えばノンステップバスは車体を傾ける
っていう機能が備えてありますけれども、それが使われないことがあったりしますと、乗降が可
なり大変です。また、手すりも階段部分にはあってもその前後にわずかでも延びていないと昇降
困難になります。設備や仕掛けがあるだけでは本当の意味でバリアフリー化が達成されるもの
ではないと考えます。そういう意味では、復元天守等でのバリアフリーにおきましても、機能性の
管理や充実ばかりでなく、実効性が担保される利用や管理運営の本質をみんなが知る事の普及、
そして本来的に必要な機能とは何かを知ることが、多分本当は必要なのではないかと考えます。
以上でございます。

司会

ありがとうございます。大学の先生やられる前に国鉄の方に勤められて、そのときからの経験
をもとに、法体系がずっと変わってきている中で、当初はハード的なクリアっていうことがあっ
ただけどやはりそれは、それだけじゃなくても今の時代は、社会参加を含めたその障壁をどう
なくしていくか、ハードプラスその管理運営の中でどうやってきた上での名古屋城を全体で考え
ていくべきというところで、先生お話いただいたかなというふうに思います。どうもありがとう
ございます。続きまして阿部先生、よろしくお願ひいたします。

阿部先生

皆さんこんにちは。私は、一般社団法人バリアフリー総合研究所の代表理事をしています阿部

一雄と申します。普段はバリアフリーの住宅や施設建築の企画運営を手助けしております。私がここにいるのは、車椅子の建築士としてバリアフリーの観点から、そして建築の観点からとともに、障害者、そして健常者の立場、両方やっておりましたのでその立場から、ここにいるのかなというふうに思います。

さて、名古屋城のバリアフリーのことにに関してなんですが、今、麓先生、それから堀越先生からも色々な意見が出されたわけですが、名古屋城は35mほどの、ビルに匹敵しますと、12階建てに相当する建物の大きさなんですよ。この木造施設するのは、世界に例がない高さでございまして、これを史実に忠実に復元しようということの事業でございまして。

元々こういったお城というのは、人が入りにくいように造られていた建物になるので、そこにバリアフリーという観点を入れようとする、建築的な観点そしてバリアフリーの観点が、相反する部分が出てくるんですね。なので、この部分をいかに融合していくかが、大変だというふうに考えるわけです。麓先生からもおっしゃったように、火災の面とか、地震の面、非常にですね、なすべき問題は建築的にはたくさんあります。

一方、バリアフリーに関しては、バリアフリー法をはじめ文化庁から、合理的な配慮を求められておまして、その部分をどのように解消していくかっていうのが、今回の市民討論会でも導かれる道の一つになればいいなというふうに思っております。

課題を克服するために実はですね、名古屋市は着々と障害者団体や高齢者団体から意見を聞いてきています。名古屋市は平成29年から丁寧に障害者団体とか、高齢者の方に説明を重ねてきています。私は、当初からそういう会の方にアドバイザーとして参画をしまして、これずっと今スクロールしていただくと出てくると思うんですが、なかなかですね、表には見えない側面なんですけど、着実に障害者団体に対しての説明や意見を話して参りまして、ここから出て来ました課題に対して、障害者団体に、丁寧に説明を行ってきた経緯もあったのも確かな話です。

一方で、障害者団体やその個人で見たときに、そういった説明が必ずしも納得するというような内容ではないかもしれないんですけど、確かに丁寧に聞き、そして丁寧に説明してきたという経緯もあります。そういった部分を、今回のMH Iの昇降装置という形で皆さんにお示しされ、最終的には方針として出していると思うんですけど、私は本日、中立的な立場で皆さんの意見を聞いて、やっぱり皆さんが一刻も早くこの名古屋城の建築に取りかかれるように思ってみえると思うんですけど、私もその一員として、この道筋を皆さんとともに期待しながら進めていきたいというふうに思っております。私の挨拶をこれで終わります。

司会

はい、阿部先生ありがとうございます。阿部先生の方も、特にバリアフリーに関する検討会それから障害者団体との意見交換会も現場で見られて、最後に言っていただきましたように中立的な立場で、この市民討論会等々今後の動きを見ていきたいというふうにおっしゃっていただきました。そういった有識者の先生からご意見なり、講演なりいただいたということで、これから、前半の講演それから名古屋市の説明に関して質問を受ける時間としていきたいというふうに考えております。

これから皆さんに書いていただきました質問・意見用紙を使ってご質問に答えていけたらなというふうに思いますが、なつさん、順番に読んでいただいて、よろしいでしょうか。

武将隊なつ

はい、かしこまりました。紹介させていただきます。日本国内において木造建築は外国の材料が使われることも多いと聞きますが、今回の復元において日本の木材が使われるのか、また外国の材料が使われるのかを聞きたいということでございます。

司会

これは名古屋市の方ですね。

武将隊なつ

はい、お願いいたします。

天守閣整備主幹

材料については日本国内の材料を使用してみたいということで、今手配を進めております。今は柱や梁などの大きな材料を取得しているところでございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。続きまして、エレベーターの設置は決定しているのでしょうかという質問でございます。こちらも、名古屋市の方からお答えをいただきます。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

エレベーターの設置が決まっているのかという点につきましては、本日、このように無作為で選ばれた皆様にご意見をいただく場というのを設けさせていただきまして、市民皆様からのご意見をまずはお聞きしたいと、そういう思いで今日集まっておりますので、本当に今日は忌憚ないご意見をいただければと思っております。エレベーターの設置については、そこからまたご意見を聞いて考えてみたいというふうに考えてございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。障害者差別解消法が2024年4月1日に一部改正されますが、そのことをどう思われますかというご質問でございます。

司会（補助）

民間業者にも義務化されるという流れが、法律ではありますけども、そのことについてどう思われますか。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

法令の方が整備されているというようなことですね、我々も先ほどの説明の中でお話させていただいた通り、承知しているところではございますが、名古屋城の木造天守、この事業に当たりましては、歴史的な資料、これに基づきまして、忠実に復元してみたいと。それと、先ほど

の説明にありました通り、バリアフリーをどうするか、こちらを考えていきたいと、このように考えているところでございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。現存天守12城などで、名古屋城のようなバリアフリー計画を持っている城はあるのでしょうかと、そしてもう一つ同じような質問なんですけれども、他の城の天守にはバリアフリー設備はあるのか、もしあるとしてエレベーターは設置されているのかということを知りたいというご質問でございます。

司会

麓先生よろしく申し上げます。

麓先生

バリアフリー対策については、どこのお城でも苦心されていると思います。天守に限らず、櫓とか城内のバリアフリー化っていうことは苦心されていると思います。ただし、なかなかエレベーターを設置するというようなところまで、今進んでるところは現在のところありません。以上です。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。名古屋城周辺の特別史跡としての整備計画全体像を教えてください。本丸御殿と合わせてそれ以外の建物などの復元もあるのでしょうか、とのことでございます。

名古屋城総合事務所長

本丸の整備はですね、先ほど本丸整備基本構想というものが有りますよということで、本丸御殿に引き続き、木造の天守、その後は、東南隅櫓という焼失を逃れた貴重な櫓がありますが、そういったものが傷んでおりますのでしっかりそれを直したい。その後は、戦災で焼失をしました東北隅櫓という櫓がありまして、こちらもしっかり資料が残っておりますので、それを復元してまいりたい。合わせて、今ちょっと将来、だいぶ先なんですけど、多聞櫓といって櫓と櫓の間を繋ぐ大きな塀のような櫓がありました。本丸全体を囲んでおったんですけども、そういったものを将来的にはぜひ復元をして、本当にかつての城はこうだったなあという壮大なスケールの城に復元ができればと思っております。それ以外にも、二の丸というエリアには、二の丸庭園というお城の庭園がありまして、かつての尾張藩主が、そこに住んで、藩主が自らそういった遊んだというか、散策をした全国の中ではトップクラスの大きさの藩主専用のお庭がございましたので、そういったところもぜひ、今順次ですね、復元調査をしておりますので、将来的にはしっかり復元をしてまいりたいというふうに考えています。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きまして、忠実に復元すれば新築でも文化財になるのでしょ

うかと、そしてもう一つあわせて、家康さまは年老いても自力で登っていたものなのでしょ
うかというご質問でございます。

麓先生お答えいただけますか、ありがとうございます。

麓先生

新築された建物が文化財かどうかそれはですね、微妙な問題があるんですけど、特別史跡って
いうのは、あの堀の外側からずっとこの城内が特別史跡になっていて、その中に重要文化財の建
造物も3棟の隅櫓と、3棟の門が重要文化財としてあります。それ以外の例えば今既に復元され
ている本丸御殿であるとか、今度復元しようとしている天守が文化財かどうか、私は特別史跡の
中の史跡の構成要素の一つっていうふうに考えています。だから全く文化財ではないよっていう
ことではない、だけど、重要文化財に指定されているものと同じ文化財かと言われると、いやそ
れはそうではないという答え方になるんですね。

私は本丸御殿の復元するときにも関わっておりまして、ずいぶん工法的に問題がある工法で復元
しようとしたものですから、それには全部異議を唱えたんです当時、本丸御殿の復元するときね。
そのときにあるその委員会の委員の中から、いや、所詮新築の建物で、文化財じゃないんだから、
そんなに厳しく昔のものに忠実に復元することはないじゃない。新築なんだから文化財じゃない
ってというような言われ方をしたんですよね。でも私はそうじゃない、特別史跡の構成要素なんだ
から、文化財に準じる工法で新しく造る必要がある。そうやってちゃんと復元されると、それを
将来的にわたって100年200年あるいは1000年ずっと永久に未来へ将来にもわたって保存され
ていく。いずれは文化財に指定されるでしょう。それは時間の経過とともに、建造物としての文
化財としての価値もどんどん上がっていくだろう。

だから今は、特別史跡の中の構成要素っていう意味では、新築であっても文化財の、その中の
一部なんだっていう考え方です。

司会

ありがとうございます。

麓先生

もう一つ、何かありましたね。

武将隊なつ

家康様はご高齢になってもそのまま登られたのでしょうかというご質問でございます。

麓先生

これね、夢をなんだか壊すようで申し訳ないんですけど、日本中の天守でそこに藩主、城主お
殿様が登ったかというのと登ってないんです。名古屋城でもそうなんです。天守の上に登ったとい
うことはない。じゃあなんで天守は必要なの。それはさっき説明しましたように、天守の規模が、
その城主の力の大きさ、特に豊臣政権を滅ぼす前に、豊臣家を滅ぼす前に徳川政権の時代だっ
ていうことを見せるために、諸国の大名に見せるために、そういう戦いをしない戦略的な理由で巨

大な天守を作ったんですね。

その後は、家康も登ってないし、初代藩主義直が登ったか、それ以降の藩主が登ったか、登ってないです、大事に管理はしてたんですけど、そういうのを登って、今のように観光客が上がって行って上から景色がいいなっていうふうに見る、そういう建物ではなかった。でも、全国の城で、都市の城下町の繁栄のシンボルとして天守は大事だったんですね。だから、今でも全国の城下町ではやはり天守が焼失しても、天守を復元したいっていうのがずっとあると。シンボルです。決してお殿様が上に上がって、城下を見渡すための建物ではなかったんです。夢を壊したらごめんなさい。

武将隊なつ

ありがとうございます。では続きましての質問でございます。史実に忠実なという定義はともよくわかり、名古屋城が持つ歴史的意義価値も理解できました。

一方、耐震や消防の要請に基づき、様々な現行制度への適合も要することがわかり、その両立に向けて、努力している皆様に感謝しています。という状況なので、本討論会で何か意見対立しているのでしょうかと、この問題設定がよくわかりません。両立させていくのではないのですかというご質問でございます。

名古屋城総合事務所長

対立って言い方だと何か喧嘩をしてるようなんですが、今回ですね市民討論会というか意見交換の場を設けさせていただいたのは、ちょうど去年の12月ですかね、先ほどスライドでもご紹介をしました昇降技術の公募をしまして、中身を公表しました。そのときに一部の報道でも、こういう技術が選ばれましたよということがあって、その後、私共名古屋城の事務所の方にもかなりいろんなご意見をいただきました。史実に忠実な復元ならそんな昇降装置はいらないだろうと、そんなものをつけるなど、こういうご意見であったり、やはり今バリアフリーが標準の世の中なので、そういったことにやっぱりしっかり対応すべきだろうというような話とか、多種多様な意見がございましたので、これは我々が勝手に決めるわけにいかないだろうということで、今回5,000人の無作為抽出のアンケートをとらせていただいて、さらにしっかり皆様の生の声をお聞きしながらですね、しっかり我々勉強させていただきたいということで、こういう趣旨で本日お願いをしてお集まりをいただきました。なので、いつというよりは、最終的にこれどういうふうに昇降技術を活かしていくのか、活かさないのか、そういったことについての我々としてしっかり市民の皆様のご意見を参考にさせていただきたいということで、お集まりをいただいたということです。

武将隊なつ

ありがとうございます。

司会

ありがとうございます。皆様からも、こちらの記入用紙にいろいろなご質問もいただきまして、もうちょっとありそうなんですけど実は、やはりこの今日の本題である討論会っていうことで、

本当にたくさんの意見をいただいております。

ですので、せっかく書いていただきましたので、そのカードを紹介しながら、許す限り、それをたくさん読んでいって、その書いていただいた方にちょっと補足していただく形で会場の方、マイクがございますので、会場のスタッフがマイクを向けた場合に、ご発言をいただけたらなというふうに思っております。

この時点で、私、ちょっとこれ、写真映るの嫌って言う人いらっしゃいます？大丈夫ですか。もちろん後から映すなどきちんと配慮した形で、映像が映る場合は、そういうふうにとらせていただきますし、それから今流しているインターネットは最初に申し上げましたように、基本的にプライバシーに配慮した形で写しておりますので、その点はご了承いただけたらなというふうに思っております。そうしましたら、なつさん、今度はご意見の方、発表をお願いします。

武将隊なつ

かしこまりました。紹介させていただきます。現在の技術では対応できないこともあり、現時点で完成というのではなく、将来的にバリアフリーの機材は、さらなる技術の進歩があれば見直していくことが必要。また、建物の設備という面ではなく、身体機能をアシストするパワースーツなどの発達が進んでいけば、遠い将来は設備を撤去することも可能かもしれないと、ご意見頂戴しております、これを書いてくださった方は、できれば挙手をお願いできますでしょうか。ありがとうございます。

市民A

パワースーツっていうのは別の特別番組みたいなもので見たりしたんですけど、まだまだ機材が大きくて、非常に高価なので一般に普及っていうのはすごく遠い将来かもしれませんけども、身体障害者やいろんな形の、健常者とは違う形の人をアシストするっていう面で発達もしてきていると思いますので、そういう設備ではなくって、体の方をアシストするという部分も、並行して、遠い将来は進んでいくかと思っておりますので、そちらの面に期待したいなっていうのはあるんですけども、建物の方もやはり文化財としての価値っていうのも、麓先生言われた通り、例えば薬師寺だとか、奈良の大極殿の平城京のような形でも誰でも入れるっていう状態ではないので、やはり単なる公共建築物というよりは文化財としての建物という面が重要ななというふうに思いますので、現在可能な範囲の中での対応をして、将来、例えば10年ごとで見直して、設備を変えていくとか、より上の階に行けるようになっていくことは見直していく必要があるのかなというふうに思えました。

司会

はい、ありがとうございます。続きまして。

武将隊なつ

はい、続きましてのご意見紹介させていただきます。あの美しいお城の内観が失われてしまうことを悲しく思わない人がいることが不思議なくらい、まずはそこにあることが大切だと思うのですが、でも法律もあるんですねということで、1階まで希望ですと。人間生まれてから死ぬまで

平等なことなんて一度だってないんですから、境遇を享受してできる範囲で生きていきたいし、そうしてほしいですとご意見頂戴しております。これを書いてくださった方、挙手をさせていただければと思います。ありがとうございます。

市民B

補足ですか。再現 VTR を竹中さんが作ってくださってる、あれを見る限り、めちゃくちゃ綺麗じゃないですか。あれを見た後に、何でしたっけ、4階5階部分のバリアフリー対応のイメージ図ですかね。これを見ると、もうなんか勿体なくてしょうがない。せっかく国産の木材を使って、せっかく戦火を免れた資料がたくさんあって、忠実な再現ができるようなお城で、それはもちろんいろんな方がいるので、多様性っていう時代なんだろうと思うんですけども、まず文化財としての、美しさを残したいと思うんですよ、だからさっきご紹介があった意見はすごく好きだなと思います。今できる範囲をやって今後どんどん見直して撤去できるなら撤去していきたいっていうのはすごくいいなと思います。

武将隊なつ

ありがとうございます、

司会

では次、お願いします。

武将隊なつ

では続きましてでございます。話を聞いて、このような素晴らしい名古屋城を平等に見ていただきたいので、ぜひ最もベストな方法を見つけ出しお城全部を見ていただきたいものと、ご意見頂戴しております。これを書いてくださった方、手を挙げていただけますでしょうか。ありがとうございます、後から係の方が。

市民C

やはり、全ての方に見ていただきたいですね。もう名古屋っ子で、72年以上名古屋に住んで、生きてきて、やっぱり事前に頂いたアンケートに書いたんですけど、名古屋でどこ案内するって言われたらやっぱり名古屋城って言いたいですよ。やっぱり、他にもこまごまとジブリとかできましたし、ありますけど、私も色んな城を見てきてね。やっぱり自分の暮らしてる名古屋城が一番好きですよ。だから、あらゆる人に見ていただきたいです。差別なく、それが私の意見です。

司会

はい、ありがとうございます。はい、じゃあ次お願いします。

武将隊なつ

はい、ご紹介いたします。麓先生のお話をお聞きし名古屋城が世界に誇れる建造物であったこ

とがわかり、木造天守の復元に対してワクワクする気持ちになった。バリアフリーに関しては、多くの方に見てもらえる環境作りなので、進めていただきたいです。復元への配慮がなされているので良いと思いました。世界に誇れる名古屋城の復元について、もっと PR していただけたらいいと思いましたとご意見頂戴しております。

これを書いてくださった方、手を挙げていただけますか。ありがとうございます。

市民D

恥ずかしながら私名古屋市民でずっと暮らしてはいたんですけど、名古屋城についてあまり知らなかったというのが実情です。

で、今麓先生のお話をお聞きしまして、こんな素晴らしいお城が名古屋にあったんだということが、身をもって分かったというか、身にしみました。なので、今回復元に対してもそんなに興味を持って実は耳を聞いてなかったってところもあったので、名古屋の職員の皆様には、もっともっと PR していただいているんな方法でいろんな方に届くように復元についても広く知っていただけるような活動をしてほしいなと思って意見、書かさせていただきました。

多分復元ができた暁には、きっと多くの方が訪れていただけるんだろうなと、あの、想像してました。ありがとうございます。

武将隊なつ

ありがとうございます。続きましてのご意見ご紹介させていただきます。付加設備の方針についてご意見を頂戴しております。外付けのエレベーターは計画していませんかと、今の計画で5階までつけるというので良いのですかという。ご意見を頂戴しております。これを書いてくださった方、手を挙げていただけますか。ありがとうございます。こちらから前から失礼致します。

市民E

今日、城郭の素晴らしさとかそういうお話は以前から聞いていて、自分もお城は好きなのでね。私の生まれた松山には、松山城ってお城があります。そこにもね、上がれない。犬山城にも上がれない。名古屋城唯一、名古屋城、大阪城はエレベーターで上がっていました。何回も上がりましたが、新しくするとそれが無くなるっていうね。今まであったものを失くしてしまうというのは、我々障害者が排除されているっていうふうにしかならないですよ。

それで、史実に忠実にこしらえるっていう話、それは反対してませんよ。ただ皆が同じように同じ階層に行って見られるっていうのであれば、高い12階建てかどうか分からないですけど、どこですかね、清州の方、海部郡の方ですか。エレベーターのテストするようなあんな高いものもあったりするんだから。外付けで、中身を傷つけない、空から渡り廊下で上げられるようなね、そういったものを後で付けるとかそういうことをしてもらわないと。今のエレベーターの大きさわかりませんよね。寸法書いてないし。車いすが一人乗れますよって、車いすが乗ればいいっていう話じゃなくて、電動車いすだったりとか、全身のまひの人が来たいって言って具合悪くなった時、横になって救急車のような、ストレッチャーがね、乗るのか乗らないのかとかそういった説明がないと思うんですよ。こういうふうにするっていうのをきちっと、パワースーツがどうと

か、VR、あのね、VRで見ろとかそんなものでは我々は納得できない。排除されているっていうふうを感じてるんですよ。だからこの討論会をアライブ作りにもらってもいいかん。ちゃんとした前向きな方針を教えて欲しいなっていうのが私の意見です。

武将隊なつ

ありがとうございます。

司会

今のご意見について、名古屋市さんからちょっと。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

いくつかご質問いただき、また貴重な意見もいただきましてありがとうございます。外部からアプローチできるようなエレベーターにつきましては、過去に、外部のエレベーターは付けないで、その上で木造天守を史実に忠実に復元するどのようなバリアフリーまたは利用できるのかというようなことで考えさせていただきました、というのがまず一つ目の答えとなります。二つ目でございますが、エレベーター、内部のエレベーター、本日ですねご説明させていただきました昇降技術につきましては、このようにですね、本日もいろんなご意見ですね、頂いております。そういったご意見をいただきながら、しっかり考えさせていただきたいというところが、今のところでございます。あとは大きさなどについてもご質問をいただいております。先ほどご説明させていただきました昇降設備につきましては、ストレッチャーを乗せられるような大きさとなっております。

市民E

それだと、先ほど説明があったような安全面という点で当てはまらないじゃない。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

こちら先ほど説明させていただきましたけれども、歴史的な資料に基づきまして復元ということで、梁や柱、こちらを史実に忠実に復元をするという前提で昇降技術の方を選定をさせていただいております。先ほど紹介させていただきました、大人4人あるいは車いす1台と介助者1名、こちらが納められるかごの大きさとなります。

市民E

それじゃあ、平等につて、誰もが上げることにはならないんじゃないですか。四肢まひの全身性の人だったら、助ける事できないから来なくていいと言っているようにしか聞こえないじゃないですか。

木造天守閣昇降技術開発等主幹

そのような貴重なご意見もいただきながら、今後しっかりと今回説明させていただいた昇降技術を考えさせていただきたいという風に思っております。

司会

ありがとうございます。まだ他の方の意見もいただきたいのもございますので、言い足りないところとか確認したいことあるかと思いますが、またその辺、アンケートの方でも書いていただけるといいかなというふうに思います。じゃあ、続いてお願いいたします。

武将隊なつ

紹介させていただきます。お話を聞き、復元されると城としては日本レベルではなく、世界に発信しても良いレベルの感じを受けました。であれば、それ相応のCMをする必要はありませんが、かなりの投資をするものですから、工事中も含めて本格的木造建築ですので、世界に発信してお客を獲得してほしい。槍鉾の実践を見たことがあります。そんなことも考えられませんか、ご意見頂戴しております。これを書いてくださった方、ありがとうございます。

市民

その話ってね、今回のバリアフリーと関係ないよね。もう終わるよ。時間がないよ。

司会

そうですね。ありがとうございます。じゃあ次の方に行きたいと思いますが、いいですか。もうでもだいぶ出尽くしましたかね。書いていただいた部分もあるかと思いますが、ご意見ここで言っておきたいという方ももしいらっしゃれば。はい、ちょっと後ろの方からお願いしたいと思います。

次のそちらの方で、順番にいきたいと思います。お願いします。

市民F

と名古屋市の方がやってるやり取りを聞いて、このまま4時10分で終わるとバリアフリーをどうやって進めていくかっていう会で終わるはずなんですね。私の結論を言うともっぴらごめんで、って話なんですよ。

これから造る美術館とか公共とか今ある地下鉄にエレベーターをつけるとか、人街条例とか建築基準法の変遷もありますよね。そういうのは対応していけばいいんですけども、河村市長が造りたいと言ってるのは、エレベーターも電気も無い時代に造られたものを再構築するって話なんです。その時に何でバリアフリーの話が出るのかなっていうのが荒唐無稽で、ピラミッドの改修するときにエスカレーターをつけようやって言ってるのと一緒なんですよ。って話で、って話なんですよ。

市民

(音声不鮮明により解読不能)

市民F

月に1回も行くような話じゃないじゃないの。400年前の建物を建てるの

に、当時の老人も上げませんでしたよ。

市民

(音声不鮮明により解読不能)

市民F

あなたとは後でやりましょうよ。そういうことで、私が言いたいのは、今日の会議がこのまま終わると、雰囲氣的にはバリアフリーをどうやっていこうかってことなんですけど、アクセシビリティを考慮するとか。あとなんだったけな。木造とバリアフリーの融合とか、東京の方も言われたユニバーサルデザインとかそういう話じゃないんですよ。エレベーターを付けるか付けないかって話をしてるんです。

付けるんだったら再構築する意味ないじゃないですか。今のままやっても補備・修繕したら50年持ちますよ。今度作る木造のその史実に基づいたやつはですね、たぶん200年もつんですよ。200年後にはもっとすごいエレベーターみたいの出来てますよ。ドラえもんのどこでもドアみたいなのも出来てるかもわからないし。だけど、それを造らないっていうのが再構築の意味なんですよ。わかります。以上です。

司会

ありがとうございます。ちょっとその前にまず赤い方、お願いします。

市民G

このお城はですね、家康が造ったそのものを作る。そういう風に私は名古屋市から聞いているんだけどね。それで私どもは寄付をさせていただいた。だから木造の、電気もない、そういうお城を作ると、すべてそれが、将来50年、100年後には世界遺産、国宝じゃなくても一つ上の世界遺産になることを願って我々は寄付したはずですよ。お城というのはまず攻めにくいようにできとる。階段だって急だよ。そんな急な階段があつて当たり前。櫓門もこれから作るんだけどまた櫓門で昇降を造れと言われる、問題になる、同じことが起きる。これから櫓門を造ると先ほどおっしゃったけど、またそこにもエレベーターを付けよと。

[Redacted text block]

皆さん。本当の木造を造ってください。それが名古屋城ですので。本当の木造、家康が

造った木造を造ってください。野球の選手が書いたあれはちゃんと展示する、先日、その大きな柱が、どこに使ってあるか、それはそれでいいじゃないですか。はい、以上です。

司会

ありがとうございます。あとお一方、ちょっとお話いただいた後、アンケートの結果の方も簡単に紹介していきたいと思います。お願いします。

市民H

今日ここに来るまで本当に自分が何を議論してるか全然わかんなくて、もうもうとしていたんですけども、お2人の意見を聞いてとても面白かったです。僕のスタンスは実は全然逆で、バリアフリーやるに決まってるじゃない。だから市の方からバリアフリーをやろうって言うてるから、何も議論することないじゃんって思って来ていて、何だったのこの会はって思ってる中でそういう反対の意見があるっていう、熱くっていうことが知れてとても楽しかったです。

名古屋市の皆さんに言うのはやっぱりこんだけ熱い意見があるのをちゃんとしっかり、対立は喧嘩だからっていつてるけど、違うんですよ。ちゃんと対立させないから喧嘩になる。きっちりといらないっていう人と、やらないとやめだつて人の意見をちゃんともっと議論させてくださいよ。で、何が問題で、彼らが大事だつて言うてるもの、それを守るものと、バリアフリーの人を守るもの、それを両立することを考えるのが知恵であり、行政であり、市政の皆さんの見解じゃないですか。皆さんと、いらないって言った人たちと一緒に考えたいですよ。僕は逆の意見ですけど、もっとちゃんと対立させてください。以上です。

司会

ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたので、今日、お越しいただいてる皆様、アンケートにご回答いただいておりますので、その内容だけちょっと簡単にご紹介をさせていただきますと思います。

今回ですね、18歳以上の名古屋市に居住する5,000人の方、外国人を含む方に無作為でお送りさせていただいて、その抽出方法というのが住民基本台帳から、層化無作為抽出、各区の人口比に応じまして比例配分して抽出して送らせていただいております。4月19日から5月8日っていう短い期間ではございましたが5,000人の中で1,448人の回答をいただいております。回収率は29%となっております。

公募の最優秀者の昇降技術の設置についてということで、議論になっている天守閣にどういふうにこうやっていくかっていうことのアンケートをとったところ、基本的に設置しないっていう回答は23.4%でした。それから1階までっていうのが16.9%、それから最上階までっていうのが47.2%と、いう形になっておりました。実は今日お越しにこの会場にお越しになっている方が皆さんも、大体ほぼこんなような比率の方が参加していただいているということだと思います。

一方で、今日事務局として、ちょっとここまで言っているのかあれなんですけど、結局なかなかこう説明資料だけで、名古屋城の価値とか、そういうことを伝えきることの難しさっていうのも多分、こういうアンケートで現れるのかなって一方で、最上階まで行きたい人も、本物の木造を見たいから、さらに最上階まで行きたいっていう方も結構自由回答なんかからすると見えたり

していて、やはりこの名古屋城の天守閣の木造復元に対する期待感っていうのは、最上階までっていう方も、設置しないという方も、一階までっていう方も皆さんに現れていたのかなというふうに自由回答から見ると思われます。

そういった形で集計はできたということですので、一旦このアンケート結果の方を報告させていただきました。速報値ということですが、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

最後にお時間も迫ってまいりましたので、今日お越しの有識者の先生にお一言ずついただけたらなというふうに思います。そうしましたら、よろしいですか、お2人の先生から、よろしいでしょうか。お願いします。

麓先生

最初に私は名古屋城の天守が日本城郭史上、あるいは日本建築史上あるいは世界の木造建築史上いかに素晴らしいものであるかということをお伝えしたかったんです。それを復元して、復元するにあたって、史実に忠実ということはもちろんなんですが、防災上の現代工法もやはり必要であると。

あえてバリアフリーについては私の話の中では申し上げませんでした。これまで名古屋市の方は長い間復元の作業を進めると同時に先ほど一覧表も出ましたけども、非常に丁寧に障害者団体の人たちとお話をした上で最終的に様々な昇降技術を公募するような形をして、最終的に昇降技術っていうのが提案されて、それが最優秀賞になったと。それを今度ほどの階まで付けるんだっていうようなことがあって、これはもう本当にそういう建物を復元することと、それと、それを広く一般の方々が利用するというか見学するというか、そういうことの両立を目指して今まで頑張ってきたと。それでその、なかなかこっちがいいあっちがいいというようなことを単純に言いにくいんですけども、今日のご意見も踏まえて、河村市長さん、名古屋市の方で最終的なこの復元案に加えて、どこまでそういう設備をつけるかということを決定していただける、その材料となるようなお話を私はさせていただきだけで、どちらがいいというのは私の口からちょっと言えないので、以上な話になりました。

司会

ありがとうございます。阿部先生お願いします。

阿部先生

今日の議論ご苦勞様です。バリアフリーとですね、建築という立場で私お話を聞いてたんですけど、いろいろな意見があるということで、やはり難しい問題だなというふうに思った次第です。今先生がおっしゃったようにこの両立っていうのは、やっぱり現在の建築における復元ですので、いろんな法的な部分を加味しなきゃいけないっていうのは、先生もおっしゃったわけですけど、先ほどの経緯の表にあったですね、実はこういう議論というのは、かなり進められてきている段階がありました。

ですが、なかなか全市民に討議に参加してもらうような機会が設けることは、物理的に時間的に難しい面というのがあって、今日こういうふうで皆さん初めて聞いたと思うんですが、やはり最終的にはこういう意見を聞いて、名古屋市、そして河村市長がどのような判断をしていくか

てのは、委ねていただくしかないというところでございまして、そういった部分で我々有識者が、ある程度意見を述べながら調整をしていくという中で方向性が見えてくるかなというふうに思いました。どうもありがとうございます。

司会

ありがとうございます。堀越先生、お願いできますか。

堀越先生

先ほどの市民の方々の意見もございましたけれども、結局これ最終的に、名古屋市さんの方でどういう位置づけのものとして考えるということ、しっかり決めていただくことが必要です。それによってバリアフリーのやり方、もちろんバリアフリー設備の設置の仕方、それを全く考えないことも含めてですね、そこで決まっていくものであるということは間違いないですね。

そういう意味で、どのようなバリアフリーとするかですね、史実に忠実であるということが基本的なところではありますけど、その中で、例えば防災設備、火災がおきてはやっぱりまずいので必要とかですね、そういう点でやっぱりこれはどうしても法的にも避けられないことですよ、そういうことと同じような状況の中で、バリアフリーをどうするか判断をしていくことが必要であろうということが、考えなくてはいけない点だということが、ここで理解できたのではないかということです。以上です。

司会

堀越先生ありがとうございます。なつさんも最後に一言お願いします。

武将隊なつ

私、名古屋城におりまして、たくさんの方から様々なお話を聞きます。どの意見もこの度ご意見くださった皆様の意見も、全ては楽しみにするからこそのご意見だなというふうにも感じております。見たいし、そこに行きたいし、本物を見たいし、触りたいしというところの楽しみにするからこそ、ワクワクするからこそ、ご意見をまた再び皆様がお声をあげてくださって、この名古屋市の方であったり、また有識者の先生方だったりいろいろな話をさせていただいて進んでいくのが、私はこたびさらに楽しみになりました。ありがとうございます。

司会

ありがとうございました。ご登壇いただきました堀越先生、麓先生、阿部先生、そしてなつさん、本日はありがとうございます。皆さん拍手でお送りください。どうもありがとうございました。

(5) 閉会

司会

では最後に閉会ということで、河村市長、閉会の挨拶をよろしく申し上げます。

河村市長

はい。それではずっと聞かしていただきましたけど、熱いトークもありまして良かったですね。よう考えさせていただきますけど。さらっと飛ばしてってまったけど、プリントの中に5枚目くらいのところに、なぜ人々は、要するに文化財であると建築基準法の除外になるわけです。そもそも法隆寺の五重塔とか危ないものをですね残しておくのはなぜだろうかと、書いてある。コメントータルといって条文の解説のところにあるんです、それは人類の任務だと書いてありますね、これ。なるほどと。そうすると、自分達今考えておるんだけど、なんかやっぱり。ちょうど面白い話で、麓先生も言われておったけど、家康(の大河ドラマ)がこれ半年くらいありますけど、一番最後には名古屋城が出てくると思いますけど、これは、NHKの人としゃべったことはないけどね。本当に登ったんだろうかと。これは麓先生が言われたけど確かに、これ登らなかったという積極的な記述はないんですけどね、これは。登ったというのはいないです、今のところ調べておるところでは。だけど、わしは大坂の夏の陣を前にですね、自分の息子ではないですけど、かつて世話になった秀吉の息子を殺しに行くわけでしょ、ちょっと高いところに登ってどうだと大坂はお前らあきらめると、はよと。というぐらいの気持ちでわしは登ったんでないかと思えますけどね。でも記録がないですから、麓先生の言っておったところが正しい事でございます。そういう事であって、どうも人類の中の興味の中には、やっぱり過去何があったかと、本当に人類の中でね。そういうものに触れてみたいというか、そういう気持ちが大事じゃないかね、これ。と僕は思っておるんです。

その中で1つあったのは、例の旭丘高校の校舎を壊す時にですね、座り込んだつたんですわ、壊すなって。あれも文化庁が残していこうと言っておったやつですね。その時に東界寺という新出来町のお寺に集まって、何人かで集まって議論しとった、生徒と一緒に。アメリカの学者が来てね、アメリカ人が、あなた達はそもそも自分の世代だけで校舎を壊すということ、そういうことを決めるといふか、そういう権利はないんだよと言ってましたね。びっくりしました、これ。なぜかと言ったら、旭丘なんかは昭和10何年の戦前ですけど、名古屋城の400年の前のじゃないけど、それでもですね、なぜだと言ったら、昔の校舎とか駅舎というのは、昔に味わった人達のものであります。それから今の皆さんのものでもあると。それから将来の皆さんのものでもあると。だから自分達の世代だけで考えていかんと、怒られましたね、アメリカ人に。なるほどなと。そう思うと、確かによほどの例外がない限り、道路ができてどうしようもならんとか、道路でも曲げれるものは曲げればいんだけど、それ以外は残さなきゃだめだと。それはなぜかと言うと、あなたの財産じゃないんだと言われましたね。これはちょっとご参考までですけど。僕も若作りしとるけど74でまあすぐ八事行きますけど、やっぱ何かね本物を残していきたいわな、これ。ぜひ、NHKには最後名古屋城をと。

市民

河村市長個人としてはどっちですか。

河村市長

私が言うのはやめておきます。ここで言う。役所が止めてくれと言っとるわけではないです。

わしは役人じゃないですから関係ない、関係ないことはないけど、自分の気持ちもありますけど。やっぱどういかな、先ほども言いましたように任務のようですよ、古くさいものを残していくのは。それが人間を大事にすることであって、巨木なんかでもそうですよね。大谷君のサインのやつ飾ってあるでしょ。あれでも樹齢 330 年と言ってましたけど、名古屋城の一番いいところの梁に使うんですよ。ありがたいものですよ、330 年生きてきたものを。人に聞いたら 330 年のやつ切ってまったらいかんがやと言ったけど、地元の人らは、大体松というのはそのくらいが寿命らしいですわ。だから本当にありがたいと言ってました。あそこの岩手県の奥州市で、大体寿命だったんだと、もう 1 本あったんだけどそれは中が腐って倒れちゃったんだと。日本で最古の大きな梁の松ですけど、これを名古屋城で使う。そこに大谷氏がサインをしてくれたのが泣かせるわな。というような、本物の宝みたいなものを、お互いに名古屋の街にご縁あって名古屋におるんだで。ええ話でございまして、ぜひ皆さんで愛する名古屋を盛り上げよまいという事でございませぬ。すみません、Thank you very much。

司会

はい、ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」を終了いたします。最後に感想記入用紙にご回答の上、受付で回収箱に入れていただけたら幸いです。お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。本日はご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

市民B [redacted]と名古屋市の方がやってるやり取りを聞いて、このまま四時十分で終わるとバリアフリーをどうやって進めていくかっていう会で終わるはずなんですね。私の結論を言うとまっぴらごめんで、[redacted]って話なんですよ。これから作る美術館とか公共とか今ある地下鉄にエレベーターをつけるとか、人街条例とか建築基準法の変遷もありますよね。そういうのは対応していけばいいんですけども、河村市長が作りたいたいと言ってるのは、エレベーターも電気も無い時代に作られたものを再構築するって話なんです。その時に何でバリアフリーの話が出るのかなってというのが荒唐無稽で、ピラミッドの改修するときにエスカレーターをつけようやって言ってるのと一緒なんですよ。[redacted]って話で、[redacted]って話なんですよ。

市民C このお城はですね、家康が作ったそのものを作る。そういう風に私は名古屋市から聞いてるんだけどね。それで私どもは寄付をさせていただいた。だから木造の、電気もない、そういうお城を作ると、すべてそれが、将来50年、100年後には世界遺産、国宝じゃなくてももう一つ上の世界遺産になることを願って我々は寄付したはずで。で、お城というのはまず攻めにくいようにできとる。階段だって急だよ。そんな急な階段があって当たり前。これから作るんだけどまた櫓門で昇降を作れと言われる、問題になる、同じことが起きる。これから櫓門を作ると先ほどおっしゃったけど、またそこにもエレベーターを付けよと。[redacted]

[redacted]

[redacted]、皆さん。
本当の木造を作ってください。それが名古屋城ですので。本当の木造、家康が作った木造を作ってください。野球の選手が書いたあれはちゃんと、先日、その大きな柱が、どこに使ってあるか、それはそれでいいじゃないですか。はい、以上です。

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」進行シナリオ

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-------|---------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6/3 | | | |
| 13:50 | 10分前 アナウンス | 司会 | <p>※会場の参加状況を見計らって、10～5分前に1回アナウンスする)</p> <p>①本日は、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。みなさまに会場内のご案内を申し上げます。</p> <p>②体調維持のための水分補給を除き会場内でのご飲食は禁止となっております。</p> <p>③会話はなるべくお控えいただき、大声は出さないようお願いいたします。</p> <p>④当施設は敷地内禁煙となっております。</p> <p>⑤携帯電話・スマートフォンは、マナーモードに切り替えていただくか、電源をお切りください。</p> <p>⑥携帯電話・カメラなどを使用した撮影又は録音は禁止といたします。</p> <p>⑦本日は、来場者の個人の方が特定されない形で、インターネット中継を行います。</p> <p>⑧客席通路は、非常の際の避難通路となるため、物を置かれませんようお願いいたします。</p> <p>⑨非常の際は会場のすべての扉を開放します。</p> <p>⑩大きな地震などの発生により、避難が必要な場合は、係員の指示に従っていただき、あわてずに避難していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>⑪本日は、報道のカメラが入っております。予めご了解ください。</p> <p>また、本日は会場後ろに、<u>名古屋城天守の復元模型やVR体験コーナーを設置していますので、開始前や休憩時間にご覧ください。</u></p> |

| 時間 6/3 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-----------|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14:00 | 開会 | 司会 | <p>お待たせいたしました。</p> <p>本日はお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまより「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」を開会いたします。</p> <p>私は本日の司会進行を務めます、【浅野】と申します。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の市民討論会の進行についてご説明いたします。</p> <p>まず、名古屋城に関する講演、および名古屋城木造天守復元とバリアフリーの説明を 50 分ほど行います。</p> <p>その後、休憩に入りまして、後半は討論会を行います。</p> <p>できるだけ多くの皆様にご発言いただきたいので、進行にご協力くださいますようお願いいたします。なお、<u>ご参加の皆様には、まずは率直なご意見を賜りたいと考えております。そのため、事前にみなさんにご回答いただいたアンケートの結果は、この討論会の最後に報告させていただきます。</u></p> <p>討論会は午後 4 時 10 分頃終了予定となっております。</p> <p>次に、本日お配りした資料についてご案内をいたします。</p> <p>受付で討論会冊子、質問・意見用紙、感想記入用紙をお配りしております。</p> <p>説明内容はスクリーンで映写いたしますが、お手元の資料でもご確認いただけます。</p> <p><u>質問・意見用紙は、休憩中に回収して後半の討論会で一部紹介させていただきます。前半の講演および名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関する説明の時間、または休憩中にご質問やご意見を記入していただけましたら幸いです。</u></p> <p>また、<u>市民討論会の終了時に感想記入用紙を回収させていただきます。</u></p> <p>なお、報道機関による取材が入っている（入る場合がある）ほか、カメラによる撮影と個人の方が特定されない形でのインターネット中継も行っておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>はじめに開会にあたりまして、名古屋市長河村たかしより、一言ご挨拶を申し上げます。</p> |

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-------|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6/3 | | | |
| 14:02 | 挨拶 2分 | 河村 市長 | 市長挨拶 (2分) |
| 14:04 | | 司会 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、「<u>名古屋城天守復元の理念・手法・意義</u>」と題しまして、<u>名古屋工業大学名誉教授 麓和善 (ふもと かずよし) 様より講演をいただきます。</u></p> <p>麓先生は、日本建築史・文化財保存修復をご専門とされており、名古屋城のほかにも、鳥取城中の御門 (なかのごもん) や金沢城二の丸御殿の復元をはじめ、全国の史跡整備や文化財建造物の保存修理に携わっておられます。</p> <p>皆様、拍手でお迎えください。</p> |
| 14:05 | 講演 30分 | 麓 先生 | <p>麓と申します。</p> <p>～～</p> <p>●説明者は、舞台上の説明者用演台でPC操作・説明 (パワーポイント)</p> |

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|---------------------|------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6/3 | | | |
| 14:35 | | 司会 | 麓先生、どうもありがとうございました。 それでは、 <u>名古屋城総合事務所長 上田（うえだ）より、名古屋城木造天守復元とバリアフリーについてご説明いたします。</u> |
| 14:36 | 説明 20分 | 上田 所長 | 名古屋城総合事務所所長 上田と申します。 ～～ ●説明者は、舞台上の説明者用演台でPC操作・説明（パワーポイント） |
| 14:55 | 休憩 アjax | 司会 | ありがとうございました。 それでは、10分ほどの休憩とさせていただきます。 前半の講演や名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関する説明について、 <u>ご質問がある方は「質問・意見用紙」にご記入の上、この休憩時間中に受付に提出してください。</u> <u>後半に行う市民討論会で一部紹介させていただきます。</u> よろしく願いいたします。 <u>なお、後方では名古屋城天守閣木造復元模型の展示や天守閣木造復元イメージのVR映像体験を行っておりますので、よろしければ休憩中にご覧ください。</u> |
| 14:55 ～ 15:05 | 休憩 換気 | | 質疑応答者の机・イス・マイクを配置 会場のすべてのドアを開放 |
| 15:05 | 討論会 62分 | 司会 | 司会とパネラー登壇 |

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-----|----|-----|------|
| 6/3 | | | |

お待たせいたしました。ここからは、名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関する討論会に移らせていただきます。

<① 有識者、なつ 紹介 (2分) >

最初に、ご登壇いただいている有識者の先生方をご紹介します。

堀越哲美先生です。堀越先生は、愛知産業大学非常勤講師で、都市環境、都市デザインがご専門です。久屋大通再生有識者懇談会の座長をはじめ、名古屋市の様々な施策の委員を歴任され、大変お世話になっております。

阿部一雄先生です。阿部先生は、趣味であるオートバイレース中の事故により車いす生活となりましたが、一級建築士として、障害者として独自の視点からバリアフリーの住まいづくりや施設づくりを進められています。

そして、先程講演をしていただいた、麓和義先生です。

次に、討論会の進行をお手伝いいただき、名古屋おもてなし武将隊のなつさんにご登場いただきます。ここからは、なつさんと共に討論会を進めてまいります。

まずは、なつさん、自己紹介をお願いします。

なつ (自己紹介)

<② 名古屋城のバリアフリーに関する有識者意見 (10分) >

※一通り自己紹介が終わった後、以下のように討論会の進め方の説明を最初に行う。

司会 ありがとうございます。それでは、これから市民討論会をはじめます。

この市民討論会では、最初に堀越先生、阿部先生から、名古屋城のバリアフリーに関するご意見をうかがいます。次に、前半の講演や名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関する説明について会場の皆様から質疑を行った後、討論会へと移っていきたいと考えます。ご参加の皆様には、まずは率直なご意見を賜りたいと考えております。できるだけ多くの皆様からご意見をうかがったあと、皆様に回答していただいたアンケートの結果をこの討論会の終わりに報告させていただく予定です。

ではまず、名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関するご意見につきまして、堀越先生、阿部先生の順にお聞きします。まずは堀越先生、よろしくをお願いします。

→堀越先生 回答

司会 なるほど、〇〇ということですね。ありがとうございます。

阿部先生、いかがでしょうか。

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-----|----|-----|------|
| 6/3 | | | |

→阿部先生 回答

司会：なるほど、〇〇ということですね。ありがとうございます。

<③ 会場からの質問・意見 (10分)>

司会 次に、前半の講演または名古屋城のバリアフリーに関する説明に対し、会場にお越しいただいた方から質問をいただいています。なつさん、紹介していただけますか？

→質問シートをなつに渡す。

なつ (1枚ずつ、質問シートを読み上げる)

このご質問を書きとてくださった方、手を挙げてください。
ありがとうございます。

講演に対する質問→麓先生が回答

名古屋城木造天守復元とバリアフリーに関する説明に対する質問→小鹿主幹が登壇して回答

※質問が2つ以上あれば、これを繰り返す。

司会 なつさん、ここまでのところで、どういう感想を持ちましたか。

なつ 質問例 (簡単に) 〇〇という感想を持ちました。【昇降設備を付ける or 付けない、昇降設備を〇階までなら付けても良いと思う、など市民の意見を誘導してしまう表現は避けてください。】

<④ 討論会 (36分)>

※市民からできるだけ多く意見を出しえもらえる様に進行する。

※有識者の先生方のご助言・ご発言は以下のイメージ。

- ・専門的なご意見が必要な場合、司会からあてさせていただく
- ・意見が出ない時、会場が静まり返った時の呼び水的に司会があてさせていただく

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-----|----|-----|------|
| 6/3 | | | |

・話が脱線した時の軌道修正に司会からあてさせていただきます

※事業の進捗や名古屋城全般に関する質問への回答が必要な場合は、司会が名古屋市職員にあてる。(小鹿主幹回答)

※市民の方々からある程度意見を聞いた後、発言されたい時に挙手をさせていただきます

司会 ありがとうございます。先生方のお話や、皆様からのご質問を一通りうかがえたところで、市民討論会に移らせていただきます。

今日の市民討論会を楽しみに来ていただいたと思いますので、ぜひ、ご来場のみなさんからできるだけ多くのご意見をいただきたいと考えます。

ご発言はだいたい3分以内で簡潔にご発言いただきますと幸いです。

なお、2分30秒になりましたら、私から「そろそろ」など一声おかけしますので、残りの30秒にて、お考えをおまとめ下さい。

また、本日は報道のカメラが入っておりますので、映されたくない方は、発言の冒頭にその旨お伝えください。

手を挙げていただきますと、係の者かなつさんがマイクをお持ちしますので、ご発言は、マイクを通してお願いいたします。

それでは、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

市民A (発言)

司会 ありがとうございます。では、次の方はいかがでしょうか。

※2～3人聞いてみて、昇降機は付けない派、1階までバリアフリーにする派、5階まで付ける派のバランスを見てみる。

司会 ありがとうございます。続いて、ご発言のある方いかがでしょうか。

市民D (発言)

※さらに、2～3人くらい聞いてみる。

司会 ありがとうございました。みなさんのご意見をお聞きすると、様々なご意見がありますね。

<⑤ バリアフリーアンケート回答の速報値(2分)>

| 時間 | 内容 | 発言者 | シナリオ |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6/3 | | | |
| 司会 | そろそろ終了の時間が迫ってまいりました。ここで、今日会場にお越しいただいているみなさんにもご回答していただいたアンケートについて紹介したいと思います。よろしいでしょうか？ | | |
| なつ | 私も気になっていました。早くおしえてくださ～い。 | | |
| 司会 | 5000人の方に無作為で郵送し、回答いただけたのは1,448件、回収率は29.0%です。 「公募の最優秀者の昇降技術の設置についての問いに対する回答」は、設置しないが23.4%、1階までが16.9%、最上階までが47.2%、わからないが8.3%、その他が2.3%となりました。 なお、年代別に集計した結果につきましても、同様な傾向となっております。 | | |
| | <⑤ 討論会の締め (2分) > | | |
| 司会 | そろそろ時間が迫ってまいりました。最後に、なつさんから一言今日のご感想を頂けたらと思います。 | | |
| なつ | (発言例) 今日は市民の皆様から、様々な立場の意見が出て、名古屋城に対する熱い思いも聞けて、勉強になりました。 | | |
| 16:07 | 閉会 | 司会 | ご登壇いただいた堀越先生、麓先生、阿部先生、そして進行をお手伝いいただいたなつさん、本日はありがとうございました。みなさんを拍手でお送りください。 ありがとうございました。 それでは、閉会の時間が参りましたので、河村市長より、一言、閉会のご挨拶を申し上げます。 |
| 16:08 | 挨拶 2分 | 河村 市長 | 閉会の挨拶 (2分) |
| 16:09 | 閉会 | 司会 | ありがとうございました。 それでは、 <u>以上を持ちまして、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」を終了いたします。</u> <u>最後に、感想記入用紙にご回答の上、受付で回収箱に入れていただけたら幸いです。</u> お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。 |

観光文化交流局職員（市民討論会に関係している主な管理職職員）からのヒアリング結果（個票）

(1) 概要

令和5年6月3日に開催された「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における、差別発言・不適切発言にかかる人権問題を検証し、再発防止策を検討するにあたり、事前調査として、市民討論会に関係している観光文化交流局の主な管理職職員にヒアリング調査を実施

(2) 対象人数

6人

(3) 調査実施者

- ・スポーツ市民局長
- ・スポーツ市民局人権施策推進室長
- ・スポーツ市民局人権施策推進室主幹（同和問題等）

(4) 調査期間

令和5年6月21日～6月23日（3日間）

人権施策の推進にかかる有識者懇談会（令和5年8月1日開催）からの意見

| 意 見 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>今回の問題は、障害者だけでなく他の人権課題でも共通することであり、普段は表に出ていなくても、ある瞬間に表出することがある。表出させることを防ぎ、抑えることが人権施策としては重要であり、それに対してどう取り組むかを考えなければならない。そういったことを意識した研修等を行ってはどうか。</p> |
| <p>差別用語を子どもに教える際は、かつては使われていたが、今は使ってはならないと教える必要がある。</p> |
| <p>児童・生徒の呼称について、中堅以上の教員は「〇〇くん」「〇〇さん」と性別で呼び方を使い分けているが、報道機関では一律に「〇〇さん」としている。また、「帰国子女教育」は「帰国児童生徒教育」へと置き換わっている。こういった使い方ができる感覚や配慮は教育の力が大きいと思う。指導者や管理者は感覚を磨き、言葉に注意していくべき。</p> |
| <p>人権条例のようなものは、市が人権についてしっかり取り組んでいく姿勢やメッセージを発信していくことがわかるので、策定した方が良い。</p> |
| <p>明らかにおかしいと感じる発言が出たときに対応できるようなマニュアルを整備し、事前に他者に対する発言に注意をするようアナウンスをしたり、差別発言があった場合は職員が直ちに対処できるような仕組みを備えてはどうか。</p> |

令和 5 年 8 月 23 日

名古屋市長
河村 たかし 様

名古屋市障害者施策推進協議会
会長 瀧 誠

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会に対する意見書

日頃より市長始め、職員、市議会議員の方々のご努力により、様々な障害者施策を推進いただいていることに感謝申し上げます。

しかし、6月3日に開催されました名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において障害のある方に対して複数の参加者より差別発言がなされるとともにそれを支持する反応があっても、職員がその場で発言を制止するなどの必要な対応をとることなく進行し、さらに市長による討論の展開を肯定するあいさつにより最後まで障害者差別を正すことなどの対応がされることなく閉会することとなったこと委員一同大変なショックと、怒りを感じております。特に参加していた障害当事者の心痛を察すると言葉になりません。

本協議会としては、市の施策展開過程での出来事であり放置することはできません。よって以下のように意見を申し上げます。

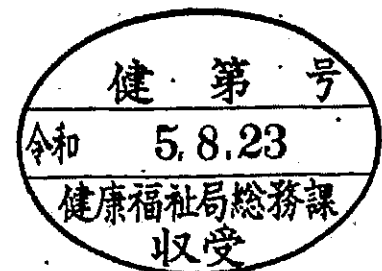
記

1. 検証委員会において以下の事柄を検証いただきたい。

1) 市民討論会開催の適切性

本協議会委員及び委員が所属する団体は名古屋城木造天守の整備事業の計画段階より、担当部署と7年にも及ぶ様々な意見交換、整備に向けた提案を行ってきました。エレベーター設置は基本としながらも、文化的価値、その実現性に配慮しそれぞれ立場見解を持ち、関わりを持ってきました。

しかし、すべての委員が今回の事態は偶発的に起きたのではなく、起こるべくして起きたのではないかと感じています。5年前に付加設備の方針を打ち出し、国際コンペを実施し、その実行に向けて障害者団体等とも話し合いながら進め、



一定の方針がでたところで、市民アンケート、討論会という運びは、流れを後戻りさせていると感じる委員が大多数です。

また実施されたアンケートも無作為抽出という形態がとられており、多くの市民の意見を聞くことになっても、市民に占める割合が少数である障害者の意見が反映されるものではないといえます。

そして市民の声をフラットに聞く場として想定されていた場合は、意見陳述会ではなく討論会として設定されていました。討論とは、それぞれの立場で、ある事柄について意見を出し合って議論をたたかわせることです。ゆえに参加する人たちはそれぞれの立場で準備し、たたかうこととなります。ヒートアップすることがここからも想定されます。そのような場が必要であったのか、この会の意図、目的、あり方についてご検証ください。

2) 会の企画及びその準備体制

討論会であるがゆえの準備が十分になされていたか問題です。それにあたってどのような会とするため、どのようなシナリオを描き、開催されたか検証される必要があります。またこの企画のテーマからも市役所内での横断的準備がなされていて当然だったかと考えます。横断的準備がどのようになされたか検証を求めます。

3) その後の差別発言の存在とそれに対する市長・職員の対応

討論会当日の市長の発言、直後の市長会見での「差別的発言」「表現の自由」に関する市長の見解には「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（以下「障害者差別解消推進条例」という。）」施行者として適格性を欠くとの意見が委員の中から多数出ました。表現の自由はあっても差別発言は許されるべきではありません。また現在においても市長会見の場から市長と職員の間では見解を異にしている状況が続いていることが伺われます。検証委員会においてはこれらの構図について検証するとともに事後の対応についても検証していただきたい。それを受け今一度市長におかれましては障害者差別解消推進条例施行者として自身の認識を高めていただきたい。

並びに当日は多くの役職者、各部署の職員が同席していた事実が確認されております。この会に参加するにあたっての参加職員の認識、及びその場面及び場面経過でそれぞれの職員がどう感じ、なぜ動けなかったのか今後のために検証ください。

2. 検証委員会の検証を受けるとともに名古屋市として再発防止方針を明確にしてい
だきたい。

- 1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（以下「対応
要領」という。）」の職員に対する徹底
- 2) 検証を受け、その上での対応要領の見直しとその徹底
- 3) 名古屋市行政を相手とした差別に関わる紛争に対する対応策の再検討と具現化

3. 再建する名古屋城天守のバリアフリーの推進は市の責務であるという視点に立っ
て取り組んでいただきたい。

本協議会は平成 30 年 4 月 20 日河村市長あて「名古屋城木造復元天守閣のバリア
フリー対策について」において、復元される名古屋城木造天守が、国内外の誰もが
安心して、気軽に楽しめるものとなり、真に名古屋市民の誇りとなるよう、バリア
フリー対策について、当事者の方々と十分意見交換を行いながら、検討をすすめて
いただくよう要望しております。この方向性は今も変わっておりませんし、それに
応えるべくここまでの 5 年間の市職員の方々の細部のご努力は肌で感じております。

しかし、前述したように今回のアンケートの実施、討論会の開催及び開催前の過
程においては、今までの過程で共有してきた「障害を理由とする差別の解消の推進
に関する法律」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下
「バリアフリー法」という。）」等の基本的視点に欠けるとともに、当事者の方々と
の関係性を損ねる状況になっていると考えざるをえない事象が多々あったと協議
会での委員発言に多数ありました。

バリアフリー対策は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上
での障壁の除去、年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく
共生する社会の実現のための対策です。バリアフリー法において地方自治体には必
要な措置を講ずる努力義務を課しています。また市長が施行者である障害者差別解
消推進条例では、障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会
生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難であ
る場合にあつては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は
調整を行うこと（合理的配慮）に対する措置を講ずることを市の責務としています。

これらからするとバリアフリー対策を推進するか否かを市民に問うものではなく、
積極的なバリアフリー対策を示し、市民に発信していくことが市の役割と考えます。

今一度、バリアフリーとは何か、合理的配慮とはどのようなことかをご確認いた
だき、名古屋城天守の再建に取り組んでいただきたい。

おわりに

名古屋市の施策展開においては法令、条例を遵守するとともに、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現」に向けて障害者施策を着実に推進することをお願い申し上げます。

また名古屋市の障害者施策の歴史は、名古屋市及び障害当事者及びその関係者、そして市民との対話の中で多様性を認め合い形成されてきました。名古屋城天守再建に係る問題で、今までの関係性を崩す「市長対障害者」「市民対障害者」といった構図にならないよう、市長には施策促進者としてリーダーシップを図っていただきたくお願い申し上げます。

2023年6月5日(月)

名古屋市長
河村たかし様名古屋城木造天守にエレベーター設置を
実現する実行委員会
共同代表 齊藤縣三
小川直人

抗議及び回答要求文

去る6月3日市主催の名古屋城バリアフリー市民討論会における複数の市民からの差別発言に対して、それを容認する河村市長の対応、またそれに沿って問題を曖昧に決着させようとする市当局の対応に強く抗議する。

そもそも、市長がバリアフリー実現のために新技術を募集するとして始まった国際コンペ、その最優秀作品に基づいて、文化庁に対して、名古屋木造天守復元におけるバリアフリーをふまえた再建計画を提出することになっていたのではなかったのか。昨年までそう聞いていたはずなのに、突如市民アンケートがなされその回答者のバリアフリー市民討論会を開いて改めてバリアフリー方針を考え直すこと自体が理解できない。

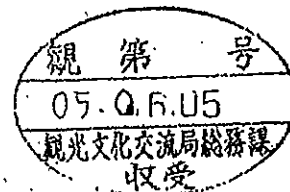
しかも、そのアンケートも約5割が五階までの昇降技術をつけると回答しているにもかかわらずである。市長は討論会直後も言論の自由をたてに市民の差別発言を容認するに至っては何をかいわんやである。

一、市長の本心を明らかにしていただきたい。バリアフリーを実現することが市民のいう本物実現に反すると考えているのでしょうか。

一、市長自ら作った「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」(2016年4月施行)を守ろうとする意志がとおりでしょうか。ここに定められた市の責務、市民の責務に明確に反する市民の差別発言を容認していいのでしょうか。

以上について、回答していただける場を早急に設置していただきたい。

なお、昨年12月7日に提出した市長発言への抗議への回答も市当局は回答するといったものの既に数回にわたって回答延期を通告して、もう半年間がたってしまった。また日弁連が昨年10月24日に市長宛提出した「最上階までのエレベーター設置」の要望書についても回答するとしながら7か月半近く放置したままである。これらについても誠意ある回答をお願いする次第である。



2023年6月13日

名古屋市長
河村たかし 様

名古屋城木造天守にエレベーター設置を
実現する実行委員会
共同代表 齊藤縣三
小川直人

名古屋城バリアフリー市民討論会における重大な人権侵害の原因究明
及び再発防止策検討のための第三者検証委員会設置の申し入れ

6月3日名古屋市主催の名古屋城バリアフリー市民討論会が開催されました。その中で、私たちの仲間である車いす使用の男性が発言したところ、他の参加者から、障害者への差別用語を発し、「平等とわがままと一緒にするな。」「お前が我慢せい」など、バリアフリーとは、関係ない発言をあげました。

しかも、名古屋市担当職員をはじめ、河村市長もいたにもかかわらず、誰も発言を止めることはなく、討論会閉会のあいさつで、河村市長は、「熱いトークがあって、たいへんよかった」等、障害者差別が日前で起きたことを無視しました。

さらに、名古屋城総合事務所は「3月20日には、名古屋城昇降機は『上からの指示』で1階以上に設置しないと決まっていた」と市議団に説明したことが明らかになりました。このことが事実であれば、市民討論会は結論ありきのアリバイ作りのためのものであり、名古屋市が、参加した障害者の人権を意図的に踏みにじるという、重大な人権侵害事件で卑劣であり絶対に許されない行為です。また、12日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議では、「『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』は現時点でも有効で、『1階まで昇降機と決定した』は事実と異なる」とし、いったい何が事実なのか、混乱を生んでいます。つきましては、下記を申し入れます。



記

1. もし「3月20日には、名古屋城昇降機は『上からの指示』で1階以上に設置しないと決まっていた」とするならば、障害者をはじめ、市民や議会さえもあざむく重大な問題である。さらに12日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議では、「事実と異なる」とした。市議員への説明との乖離がなぜおきたのか説明いただきたい。
2. 障害者当事者および弁護士を含めた第三者検証委員会を設置し、市民討論会の参加者および関係者全員にヒアリング調査し、原因究明および報告、具体的な再発防止策の検討および実施すること。
3. 市民を分断し、差別を助長する名古屋城木造天守復元事業を即時中止すること。
4. 2018年5月30日に定めた『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』では、「5. 基本方針 現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。」としているが、どのように保証するのか、具体的にお示しいただきたい。

以上

※なお、回答については、aju_kurumaisu@aju-cil.com へてにメールでお送りください。
(担当：辻、水野、佐々木)

2018/5/30に定めた『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』では、「協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。

木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことの選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。
- ・その上で、市民の精神的基柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。
- ・したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

3. 内部エレベーター

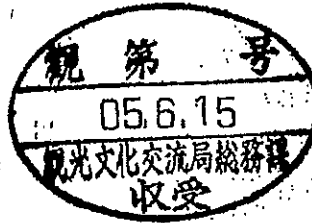
- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。



2023年6月15日

名古屋市長 河村たかし 殿

市民討論会における障害者の尊厳を傷つける
 発言事案について
 事案検証・再発防止策を策定する
 第三者委員会の設置をもとめる

愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)

会長 梅尾朱美 担当 上田 孝

名古屋市熱田区神宮 2-3-4 もやいビル

TEL052-682-7912 FAX052-682-7916

メール soudan732@nifty.com

6月3日の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会について市長は「熱いトークがありまして、よかった」と発言し、障害者の尊厳を傷つけた発言には言及しなかった。また、6月5日の定例記者会見では「私は本当に聞こえなかった。」「市民の皆さんが発言する場なので、自由に発言してもらおうのが原則。」と発言。

ニュースを見る限り、市長および市当局が適切な対応を行っていないことは明らかであり人権感覚に疑問の残るものだ。

また、身体障害を侮辱する発言、「平等とわがままを一緒にするな」の発言は参加した障害者に向けられたものであり「ヘイトスピーチ」そのものだ。バリアフリーを議論する場で個人の意見ではなく障害者への「ヘイトスピーチ」を行い、少なくとも参加者が侮辱に同調した。

憲法・障害者権利条約・障害者基本法・障害者差別解消法などに抵触する事案、尊厳を傷つける発言を「自由」で許されるものではない。

今回の事案は、発言した参加者および同調者の人権意識の低さ、障害者への差別や偏見の根深さを露呈した。市長および市当局の対応は障害者への差別や偏見を助長した行為と言わざるを得ないだけでなく、差別解消推進条例をまったく理解していないことが露呈したものと言える。

名古屋市は、障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例を持ち、前文に「誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。」とし、市民の責務として以下のようにしている。

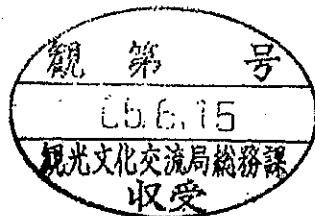
【第6条】 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

要 求 事 項

1. 障害当事者を委員に含めた、第3者委員会を早急に設置し、各参加者および市長と当局関係者からヒアリングを実施、各法への抵触の有無を含めて原因究明と再発防止策を求める。
2. 市長および市当局に「広報なごや7月号」での経過報告および第3者委員会設置の掲載を求める。
3. 差別事案を示し、「差別はあってはならない」と市民に障害者理解を促進する具体策を行うこと。

以上について文書回答を6月22日までに求める。

以上



差別事象への対応について（対応マニュアル）

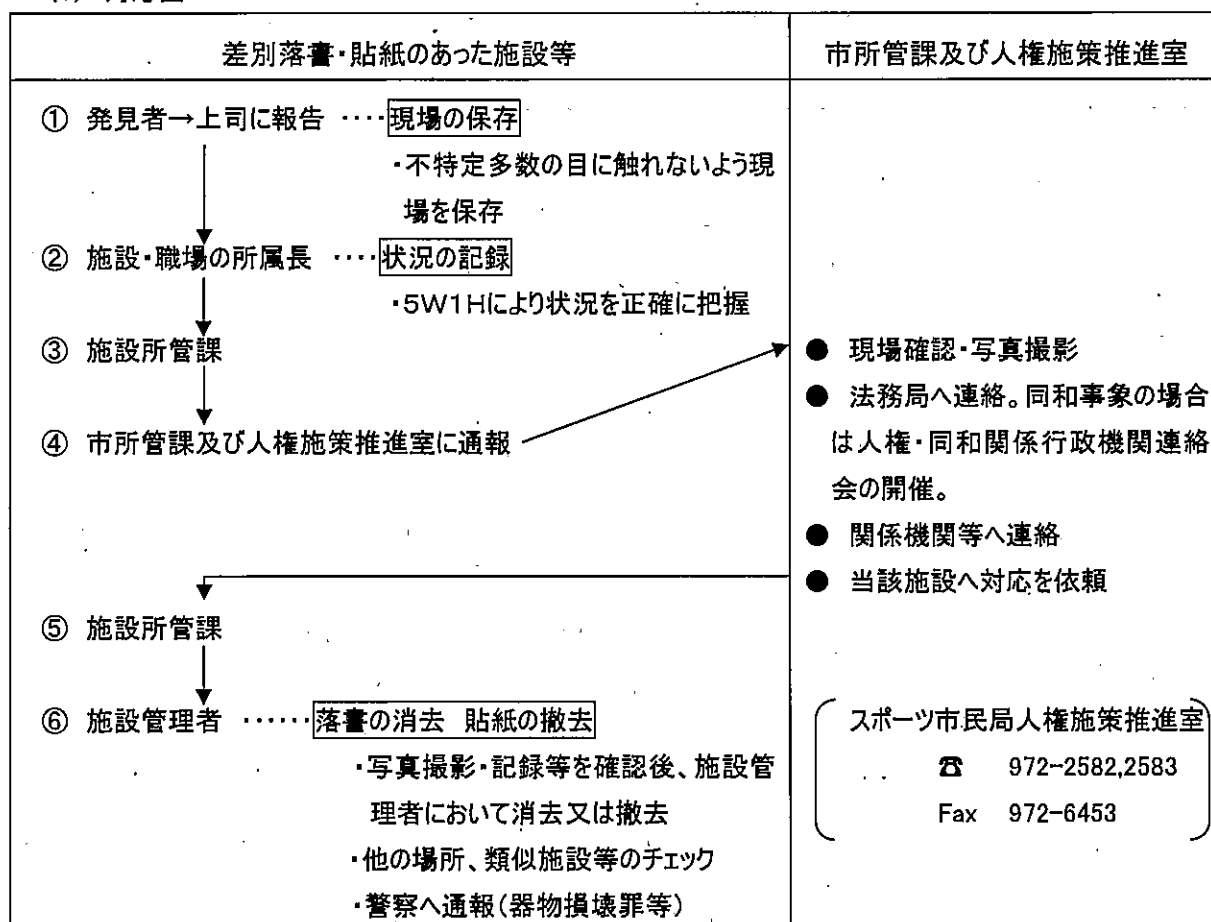
<名古屋市>

名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室

◆ 差別落書・貼紙の場合

1 市施設の場合

(1) 対応図



(2) 差別行為者等への対応

- 差別行為者が特定できる場合 …… 所管課又は関係機関が当該行為者に対し啓発を行い、差別行為をやめさせるとともに、行為者の職場等関係者へ啓発を要請する。

啓発内容 {

 - ① 行為の意図、理由の確認
 - ② 問題点の指摘
 - ③ 人権問題への正しい理解と認識の徹底
- 差別行為者が特定できない場合 …… 所管課又は関係機関が差別事象を踏まえて一般啓発を行う。

(注) ① 人権・同和関係行政機関連絡会=名古屋法務局、愛知労働局、愛知県、名古屋市がメンバー

② 貼紙など他人の所有物を破棄、損壊等することについては、器物損壊罪や損害賠償責任などに関わる場合があるので、撤去後一定期間保管するなどの対応が必要。

2 民間等の施設の場合

民間等の施設に差別落書、貼紙があることについて市へ通報があった場合には、上記1に準じて取扱う。

◆ 差別発言の場合

1 対応図

| 差別発言のあった職場等 | 市所管課及び人権施策推進室 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①発見者→上司・所属長へ報告…状況の記録</p> <p>↓</p> <p>②施設所管課(市施設等で行われた場合)</p> <p>↓</p> <p>③市所管課及び人権施策推進室へ通報</p> <p>・5W1Hにより状況を正確に把握 ・場合により発言内容の録音、現場の写真撮影</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 現場において差別行為の制止 ● 法務局へ連絡。同和事象の場合は人権・同和関係行政機関連絡会の開催。 ● 関係機関等へ連絡 |

2 差別行為者等への対応

- 差別行為者に対して
 - ① 当該行為の中止を求める。
 - ② 行為の意図、理由を確認する。
 - ③ 行為の問題点を指摘し、正しい理解と認識をさせ、差別行為をやめさせる。
- 差別行為者の所属する職場等に対して(差別行為者が職員等である場合)
 - ① 当該行為者に関する事情聴取を行う。
 - ② 当該行為者への啓発を行うよう要請する。
 - ③ 職場研修を行うよう要請する。

◆ インターネット差別書込の場合

1 対応図

| 差別書込のあった場合 | 市所管課及び人権施策推進室 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①発見者(市民からの通報を受けた場合を含む) → 上司・所属長へ報告… 状況の記録</p> <p style="margin-left: 40px;">・ホームページ名・アドレス名、電子掲示板名・スレッド名・レス内容等を正確に把握</p> <p>↓</p> <p>②市所管課及び人権施策推進室へ通報</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 書込み内容等の再確認 ● 人権侵害、差別・差別助長行為であることの再確認 ● 市所管課と人権施策推進室が協議して必要な対応を実施 <p>【本市内の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて法務局へ文書で削除要請依頼 <p>【本市外の単独の都道府県の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて該当都道府県へ連絡 <p>【複数の都道府県にまたがる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて全国人権同和行政促進協議会の会長県へ文書で削除依頼を要請 <p>※ 他に、必要に応じてプロバイダ等へ削除要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対応結果等を関係機関へ連絡。同和事象の場合は人権・同和関係行政機関連絡会の開催 |

2 他の具体的な対応

削除依頼の他に次のような対応が考えられるので、人権侵害や差別・差別助長行為の程度など事例の状況を勘案し、協議・検討して対応する。

- (1) 啓発記事の書込み …当該掲示板に、当該書込が差別又は差別助長行為である旨その他の啓発記事を書き込む。
- (2) 被害者から発信者情報の開示請求をするなど、プロバイダ責任制限法等の適用の検討

◇ 市所管課

| 分野 | 所管課 |
|----------------|------------------------------------------------------------|
| 女性 | スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室 |
| 子ども | 子ども青少年局子育て支援部子育て支援課・同子ども福祉課・同子ども未来企画部青少年家庭課・教育委員会事務局指導部指導室 |
| 高齢者 | 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課・同地域ケア推進課・同介護保険課 |
| 障害者 | 健康福祉局障害福祉部障害企画課・同障害者支援課 |
| 同和問題 (部落差別) | スポーツ市民局人権施策推進室・教育委員会事務局総務部人権教育室 |
| 外国人 | 観光文化交流局観光交流部国際交流課 |
| 感染症患者 | 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室・新型コロナウイルス感染症対策室 |
| ホームレス | 健康福祉局生活福祉部保護課 |

(研修等の実施による市職員における基本意識の向上) 総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室

障害を理由とする差別の解消の推進
に関する名古屋市職員対応要領

はじめに

平成28年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が施行されます。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この対応要領は、同法に基づき、市職員が障害のある方に対し、不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しており、職務遂行上の基本的な規範となるものです。

日々の職務遂行にあたっては、この対応要領を遵守し、障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めるとともに、組織全体で差別の解消に取り組んでいかなければなりません。

私たち市職員一人ひとりが、法の趣旨を理解し、差別のない社会の実現に向けた責務を担うという意識を持ち、率先して取り組みを進めることが、名古屋市における障害者差別の解消につながります。名古屋市が障害の有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちとなるように、法の趣旨の実現に向けて取り組んでいきましょう。

名古屋市長 河村たかし

目 次

| | |
|----------------|----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1 趣旨 | 1 |
| 2 対応要領の対象 | 1 |
| 3 法の背景と基本的な考え方 | 2 |
| 4 法の対象となる障害者 | 5 |
| 第2章 障害を理由とする差別 | 6 |
| 1 不当な差別的取扱いの禁止 | 7 |
| 2 合理的配慮の提供 | 9 |
| ・ 障害種別の特性について | 20 |
| 第3章 市民からの相談 | 26 |
| 第4章 研修・啓発 | 27 |
| 第5章 附則 | 27 |
| ・ 参考情報 | 28 |

第1章 総論

1 趣旨

この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法。以下「法」という。）第10条第1項に基づき、市職員が、法の趣旨を理解し、障害のある方に対して、適切に対応するための基本的事項を定めるものです。対応要領は、服務規律の一環として定められるものであり、市職員はこれを遵守しなければなりません。

2 対応要領の対象

(1) 対象となる職員

この対応要領の対象となるのは、原則として、いわゆる常勤の特別職職員及び一般職職員（臨時的任用職員を含む。「名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」第2条第1号に規定する職員と同じ。）と「名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」別表第3に掲げる職員（但し、報酬を支給されない者を除く。）です。

このうち、地方公営企業（上下水道局、交通局及び病院局）については、法上は、「事業者」として扱うことが適当であるとされており、各事業の主務大臣が定める対応指針とともに、この対応要領に沿った適切な対応が必要となります。

なお、地方独立行政法人である公立大学法人名古屋市立大学については、個別に対応要領を作成するため、その職員は、この対応要領の対象から除外されます。

(2) 受託業者等

事務の処理等を委託（指定管理者に公の施設の管理運営を行わせること及び事業者と共同で事業を行うことを含む。）するとき又は公の施設を民営化するときは、受託業者等が、当該事業の主務大臣が定める対応指針に則って、法に適切に対応するとともに、委託等の業務に従事する職員が、この対応要領に準じて、適切な対応を行えるよう、必要な措置を講じるものとします。

3 法の背景と基本的な考え方

(1) 障害者制度改革

平成 18 年、国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）が採択されました。

我が国では、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、「障害者基本法」の改正や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行など、様々な法整備を進め、一連の取り組みの成果を踏まえて、平成 26 年 1 月、同条約を批准しました。今後は、権利条約の実施状況を定期的に国連に報告し、審査を受けることとなります。

～ 障害者制度改革の歩み（略譜） ～

| | |
|--------------|-------------------------------|
| 平成 16 年 6 月 | 「障害者基本法」改正：障害者差別禁止の基本的理念を明示 |
| 平成 18 年 12 月 | 国連において「権利条約」採択 |
| 平成 19 年 9 月 | 「権利条約」署名 |
| 平成 23 年 8 月 | 「障害者基本法」改正：障害者差別禁止の基本原則を規定 |
| 平成 24 年 10 月 | 「障害者虐待防止法」施行 |
| 平成 25 年 4 月 | 「障害者総合支援法」施行（一部平成 26 年 4 月施行） |
| 平成 25 年 6 月 | 「障害者差別解消法」の制定 |
| 平成 26 年 1 月 | 「権利条約」批准 |
| 平成 28 年 4 月 | 「障害者差別解消法」の施行 |

(2) 障害者差別禁止の基本原則

権利条約は第 2 条において、『障害に基づく差別』とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」と定義しています。

我が国においては、平成 16 年の障害者基本法の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示されました。さらに、平成 23 年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第 2 条第 2 号において、社会的障壁について「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第 4 条第 1 項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」こと、また、同条第 2 項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定されました。

そして、平成 25 年 6 月、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の禁止の基本原則を具体化するものとして、法が制定されました。（施行は平成 28 年 4 月）

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(3) 法の基本的な考え方

障害者基本法が目指す「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、法は、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

(4) 行政機関等の義務

法は、第 7 条において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止を行政機関等の法的義務として定めています。

本市では、「障害のある人もない人も共に生きる社会」の実現を目指し、市職員が率先して障害や障害者の理解を深めるため、平成 20 年度から「意識のバリアフリー行動宣言」を進めてきましたが、法の施行により、法的にも、各職場において、障害や障害者に配慮した対応が求められることとなります。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

4 法の対象となる障害者

法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものであるとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。したがって、法が対象とする障害者は、障害者手帳（身体障害者手帳・愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の所持者に限りません。

なお、市が事業主としての立場で労働者である障害者（障害のある職員）に対して行う差別解消のための措置は、法とは別途、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）及び地方公務員法の定めるところによるものとされています。

■本市の障害者施策

- 本市では、障害者基本法に基づき、平成16年4月に、平成25年度までの10年間を計画期間とする「名古屋市障害者基本計画」を策定し、障害者福祉の総合的・体系的な推進を図ってきました。
- 平成26年3月には、計画策定以降の障害者をとりまく環境の変化などを踏まえ、新たに「名古屋市障害者基本計画（第3次）」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現を目指して、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めています。

第2章 障害を理由とする差別

市職員は、法第7条第1項の規定のとおり、事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはなりません。また、法第7条第2項の規定のとおり、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

ここでは、その基本的な考え方と具体例を示していますが、何を差別と感ずるか、対応の仕方によっても左右されることがあり、また、来庁される方の障害の有無や種別は、必ずしも明確ではありません。市民サービスにおいては、常に障害のある方も含まれていることを念頭に置き、丁寧で分かりやすい対応に心がけるとともに、相手の立場に立って、個別の状況に応じた配慮を行うことが重要です。

■個人的な思想や言論は法の対象外

法は、行政機関や事業者を対象にしており、一般私人の行為や、個人の思想、言論は、法による規制にはなじまないと考えられることから、対象にしていません。

しかし、法第4条では、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることが国民の責務とされており、市職員として、率先して法の趣旨の実現に向けて取り組まなければなりません。

■行政機関等と事業者の義務

行政機関等においては、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務とされていますが、民間事業者においては、前者は法的義務、後者は努力義務とされています。

1 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 基本的な考え方

ア 不当な差別的取扱いとは

- 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。
- なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。したがって、次のようなことは、不当な差別的取扱いには当たりません。
 - ・ 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
 - ・ 合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い
 - ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること

イ 正当な理由の判断の視点

- 正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに当たりません。正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。
- 正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者や第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び本市の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
- 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めます。

(2) 不当な差別的取扱いとなりうる事例

- ・ 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

なお、ここに記載された事例はあくまで例示であり、ここに記載されていないものが差別ではないということではありません。また、記載された事例であっても、差別に当たるかどうかは、個別の事案ごとに判断する必要があり、客観的に見て正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに当たらないこともあります。

2 合理的配慮の提供

(1) 基本的な考え方

ア 合理的配慮とは

- 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。
- 法は、権利条約における定義を踏まえ、行政機関等がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。
- 合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。
- 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものです。当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、「エ 過重な負担の判断の視点」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の話し合いによる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。また、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものです。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等にも配慮する必要があります。

イ 意思の表明について

- 意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられます。
- 本人の意思表示が困難な場合には、家族や介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

- 意思の表明がない場合であっても、社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるならば、適切と思われる配慮の提供を申し出るなど、自主的な取り組みに努めます。

ウ 環境整備との関係

- 法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしています。環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれます。
- 障害者差別の解消のための取組は、このような環境整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要です。
- 合理的配慮は、このような環境整備を基礎として、個々の障害者に対し、個別の状況に応じて実施される措置であることから、環境整備の状況により、合理的配慮の内容は異なります。
- 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や、当該障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、不特定多数の障害者を対象とした環境整備を考慮に入れることも重要です。

エ 過重な負担の判断の視点

- 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。
 - ・ 事務や事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ・ 費用や負担の程度
- 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めます。

(2) 合理的配慮として考えられる事例

ここでは、障害の特性に応じて、一般的に考えられる事例を記載していますが、既述のとおり、合理的配慮は、障害の特性や具体的な状況に応じて異なり、個別性の高いものであるため、記載された事例について、一律に実施することを求めるものではありません。また、記載された事例の他にも、個別の状況に応じて、合理的配慮が必要な場合があります。

それぞれの障害や疾病の中でも個々の態様は様々であり、例えば、「視覚障害」といっても、見え方の困難さはそれぞれ違い、多様な見えにくさがあります。対応に迷った際には、相手の方にどのようにすべきかを確認し、個別の状況に応じた対応に努めるよう配慮します。対応が困難な場合にも、何か手立てはないかということ相手が方と共に考える姿勢が大切です。

ア 窓口など

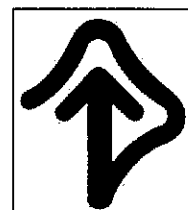
| 主な対象 | 事 例 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての障害 | <ul style="list-style-type: none">本人の希望により代筆した場合は、本人に内容を確認してもらう。(視覚障害の場合は、代読して確認する。この際、個人情報に関わる事項については、周囲に聞こえないよう留意する。) |
| | <ul style="list-style-type: none">来庁が困難な方について、申請等で可能なものは、郵送やメール等で受付できるように努める。 |
| 視 覚 障 害 | <ul style="list-style-type: none">案内や説明をするときは、「こちら」「そこ」といった指示語や「黄色の用紙」といった視覚情報を表す言葉を避ける。場所は「30センチ右」「2歩前」、物は「〇〇の申請書」など具体的に説明する。 |
| | <ul style="list-style-type: none">書面は必要や希望に応じて読み上げて説明する。この際、個人情報に関わる事項については、周囲に聞こえないよう留意する。 |
| | <ul style="list-style-type: none">応対中に席を外す場合や、席に戻った際には声をかける。 |
| | <ul style="list-style-type: none">申請等で可能なものは、点字文書やメール等で受付できるように努める。 |

| 主な対象 | 事 例 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 聴 覚 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 耳マーク*1を窓口に設置し、本人の意向を確認して筆談など*2で対応する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 筆談の際は、読み書きが困難な聴覚障害者がいることに留意し、本人の言語能力に合わせて、理解を確認しながら書く。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ゆっくり、はっきり口元がわかるように話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 残存聴力を有し補聴器や人工内耳を使用している場合は、聞こえの状況を確認しながら話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 聞き取りにくかった場合は、推測せず、聞き返す、紙に書いてもらうなど、本人の意思を確認する。 |
| 言 語 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 本人の意向を確認して筆談で対応する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ゆっくり、はっきり、短くわかりやすい言葉で話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 依頼することは順番に1つずつ話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特に重要なことや、日時・金額などの数字はメモに書いて渡す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 理解されにくいときは、図や身振りなどを交えて話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 聞き取りにくかった場合は、推測せず、聞き返す、紙に書いてもらうなど、本人の意思を確認する。 |
| 内 部 障 害 難 病 | <ul style="list-style-type: none"> 体調に配慮し、必要に応じて、いす等のあるところに案内して、職員が窓口から出て対応する。 |
| 知 的 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 穏やかな口調で、ゆっくり、丁寧に話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 依頼することは順番に1つずつ、理解を確認しながら話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特に重要なことはメモに書いて渡す。 |
| 精 神 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 不安を感じさせないよう、穏やかな口調で話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> できるだけ静かな場所で話を聞くよう努める。 |
| 発 達 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 穏やかな口調で、ゆっくり、丁寧に話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 依頼することは順番に1つずつ話す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特に重要なことはメモに書いて渡す。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> できるだけ静かな場所で話を聞くよう努める。 |

| 主な対象 | 事 例 |
|--------------|----------------------------|
| 高次脳機能 障 害 | ・ 短くわかりやすい言葉で、できるだけ具体的に話す。 |
| | ・ 依頼することは順番に1つずつ話す。 |
| | ・ 特に重要なことはメモに書いて渡す。 |

※1 耳マーク

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るために制定されたもので、耳が不自由であることを表示し、協力を求めることを表す。また、受付等に掲示し、筆談などに応じることを知らせ、聴覚障害者がより安心して問い合わせができるよう配慮する。



※2 聴覚障害者のコミュニケーション手段

| | |
|-----|-------------------------------------------|
| 筆 談 | 紙などを書いて伝える。 |
| 口 話 | 相手の口（唇）の動きを読み取って、話の内容を理解する。 |
| 手 話 | 手の形や動作等によって表現される。本来は独自の語彙や文法体系を持つ「言語」である。 |

（その他、情報提供手段として、「手話通訳」と「要約筆記（話の内容を手書き又はパソコンを用いて、要約してその場で伝える。）」がある。）

◇ 庁内の物理的環境に関する配慮の例

| 事 例 |
|-----------------------------------------------------|
| ・ 入口からの動線に配慮し、通路等に障害物を置かない。 |
| ・ 誘導用ブロックに障害物を置かない。 |
| ・ 障害者用駐車場は目的外の利用がされないよう注意を促す。 |
| ・ 休憩用のいす等を用意する。 |
| ・ 車いす利用者に配慮した記載台や机等を用意する。 |
| ・ 文字だけでなく絵や図なども用いた分かりやすい案内表示に努める。 |
| ・ 緊急時を含む館内放送を行う場合は、掲示板やホワイトボード等を活用し音声以外での情報提供に配慮する。 |

<参考>法において、不特定多数の障害者を想定して行われる施設のバリアフリー化は、個々の障害者を対象として行われる合理的配慮を的確に行うための環境整備として、別途、行政機関等に努力義務が課せられており、市として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等に基づき、引き続き推進していくこととしています。

イ 印刷物など

| 主な対象 | 事 例 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視 覚 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 文字の大きさや配色など*3に配慮する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 図や表には説明書きをつける。(本文に図や表の要旨を入れ、本文を読むだけで理解できるとよい。) |
| | <ul style="list-style-type: none"> 特定の人を対象とする場合は、点字版や拡大版など*4の希望を事前に確認して対応する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人を対象とする場合は、点字版や拡大版など*4の申し出があった場合は、対応する。即時の対応が困難な場合は、本人の意思を確認し、他の手段*4も含めて検討する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 郵便物を送付する際は、希望に応じて、封筒に差出課等を点字でも記載する(点字シールを貼る)。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> インターネットを通じて情報提供する場合は、音声読上げソフトに対応したホームページを作成するよう留意する。PDFファイルを掲載する場合は、文字情報の入ったPDFファイルを掲載する、テキスト形式のファイルを併せて掲載するなど配慮する。 広報用ビデオやDVD等を作成する場合、インターネット動画を通じて情報提供する場合は、ナレーションを入れるなど映像以外での情報提供に配慮する。 |
| 聴 覚 障 害 | <ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ先として、ファックス番号を記載する。必要に応じてメールアドレスを併記するように努める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 広報用ビデオやDVD等を作成する場合、インターネット動画を通じて情報提供する場合は、必要に応じて字幕やテロップを付けるなど音声以外での情報提供に配慮する。 |
| 知的障害 発達障害 | <ul style="list-style-type: none"> 印刷物の内容や対象者等により、必要に応じて、難しい漢字にはルビをつけたり、絵や図を使ったりして、理解しやすい表現に配慮する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語の使用に留意する。 |

※ 3 配色の配慮の例（「印刷物ガイドライン」（巻末：参考情報））

- ・ 代表的な例では、赤系統と緑系統の色の区別がつきにくい方がいる。色の組み合わせに注意し、「暖色系と寒色系」「明るい色と暗い色」を対比させると識別しやすい。
- ・ また、色だけに頼ったデザインは、弱視や色覚障害の方には理解できない場合がある。下線やドットを入れるなど、色以外の情報を付加すると識別しやすくなる。

（例 1）赤字と下線で強調

（例 2）

※ 4 視覚障害者の情報提供手段

| | |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 点 字 版 | 点字を読むことができる方に有効。 |
| 拡 大 版 | 主に弱視の方に有効。拡大コピー・拡大印刷したものを用意する。 |
| 音 声 版 | 文字情報が録音された音声テープやCD等を用意する。 |
| テキストファイル | 音声読み上げソフトで活用できるよう、情報をテキストファイルで提供する。 |
| 音 声 コード (SP コード) | 視覚障害者用活字文書読み上げ装置*で読み取ることができる音声コード（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を紙面に添付する。 *本市に給付申請された視覚障害者に対して給付されているほか、各区役所の福祉課にも備え付けられている。 |

ウ 会議など

(ア) 資料その他の準備など

| 主な対象 | 事 例 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての障害 | <ul style="list-style-type: none"> 障害や疾病の態様は様々であるため、必要な配慮について事前に確認し、対応する。 |
| 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> 資料は、点字版や拡大版など*4の希望を確認し、事前に送付する。 最寄り駅又は駐車場からの動線を考慮し、本人の意向を確認して、必要があれば当日の案内役等を用意する。 |
| 聴覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳や要約筆記の希望を確認し、対応する。 資料は事前に送付する。(手話通訳者や要約筆記者にも事前に送付する。) 議事録を送付する。 |
| 言語障害 高次脳機能障害 | <ul style="list-style-type: none"> 資料は事前に送付する。(支援者がいる場合は支援者にも事前に送付する。) |
| 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> 最寄り駅又は駐車場からの動線を考慮し、本人の意向を確認して、必要があれば当日の案内役等を用意する。 |
| 知的障害 発達障害 | <ul style="list-style-type: none"> 資料は、希望を確認してルビをふり、事前に送付する。(支援者がいる場合は支援者にも事前に送付する。) 事前に説明の機会を設けることが望ましい。 |
| 難病 | <ul style="list-style-type: none"> 会話や意思伝達が困難な方等について、支援者がいる場合は、支援者にも資料を用意する。 |

(イ) 会場など

| 主な対象 | 事 例 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 視 覚 障 害 | ・ 席に案内した際、配席など会場内の状況を説明する。 |
| | ・ 床のコードやケーブルはカバーし、余分な机等を片付けるなど、会場内の移動の妨げにならないように配慮する。 |
| | ・ 出席者の状況により、必要に応じて、照明やカーテンの開閉など部屋の明るさを調整する。 |
| 聴 覚 障 害 | ・ 手話通訳や要約筆記が見えやすい席を配慮する。 |
| | ・ できるだけマイクを使用し、スピーカーの位置に配慮する。 |
| | ・ 出席者の希望等により、必要に応じて、補聴援助システム（磁気ループ*5）を導入する。 |
| 言 語 障 害 高次脳機能障害 | ・ 必要に応じて支援者の席を用意する。 |
| 肢 体 不 自 由 内 部 障 害 難 病 | ・ 入り口からの動線など、席の位置に配慮する。 |
| | ・ 床のコードやケーブルはカバーし、余分な机等を片付けるなど、会場内の移動の妨げにならないように配慮する。 |
| | ・ 必要に応じて車いす利用者や支援者の席を用意する。 |
| 知 的 障 害 | ・ 必要に応じて支援者の席を用意する。 |
| 精 神 障 害 発 達 障 害 | ・ 不安を感じさせないように、配席等に配慮する。 |

※ 5 磁気ループ

音・声に応じて変化する磁力線を発生するループコイルに誘導コイルを感応させ、増幅して音・声を聞く方法。ループアンテナを会場内に設置し、補聴器の聞こえを補助する仕組み。

<参考> T付き耳マーク

磁気ループ設置場所及び対応機器を示すマーク



(ウ) 進行など

| 主な対象 | 事 例 |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての障害 | <ul style="list-style-type: none"> 長時間にわたる場合は、休憩をはさむ、休憩場所を用意するなど、負担を軽減するよう配慮する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 体調等に応じ、途中離席が可能であることを予め周知する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 最初に進行予定を示し、時間の見通しが分かるようにする。 |
| 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> スクリーンや映像をやむを得ず使用する場合は、始めにその旨を断り、説明はわかりやすく、内容を省略せずに行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 点字資料の場合は、ページの番号が違うので、説明に留意する。 |
| 視覚障害 聴覚障害 言語障害 知的障害 発達障害 高次脳機能障害 | <ul style="list-style-type: none"> 進行役は、出席者に対し、できるだけ簡潔に、分かりやすい言葉で発言するよう求める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 進行役は、出席者の発言を整理し、審議事項を明確にしながら議事を進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 進行役は、発言が重なることや、あまりにも議論の展開が速まらないように留意する（手話通訳・要約筆記も意識する）。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 出席者は、説明や発言の際は早口にならないよう留意する（手話通訳・要約筆記も意識する。通常の速さでよい）。 |

エ イベントなど

| 主な対象 | 事 例 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての障害 | <ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレ等の設備について案内表示をする。 休憩所（スペース）や救護所の設置に努める。 |
| 視覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> 事前申込制の講演会や講座等では、参加申込書等で、点字版や拡大版など*4の資料の希望を確認し、対応する。 不特定多数の人を対象とする講演会等で、事前に点字版や拡大版など*4の資料の希望があった場合は、対応する。事前広報を通じて、事前に申し出る機会を設けることが望ましい。 事前広報は、活字媒体だけでなく、インターネットの活用等、幅広い手段で行う。 不特定多数の人を対象とするイベント等では、その内容や対象者等により、必要に応じて点字版や拡大版など*4の資料等を準備するように努める。 |
| 聴覚障害 | <ul style="list-style-type: none"> 事前申込制の講演会や講座等では、参加申込書等で、手話通訳や要約筆記の希望を確認し、対応する。 不特定多数の人を対象とする講演会等で、事前に手話通訳や要約筆記の希望があった場合は、対応する。事前広報を通じて、事前に申し出る機会を設けることが望ましい。 会場内の案内は、電光掲示板やホワイトボードの活用、文書の配布等により、音声以外での情報提供に配慮する。 不特定多数の人を対象とするイベント等では、その内容や対象者等により、必要に応じて、手話通訳や要約筆記の対応を行うよう努める。 |
| 肢体不自由 | <ul style="list-style-type: none"> 受付の配置やパネル展示等は、車いす利用者にも配慮して行う。 講演会等では車いす利用者や同伴者（支援者）用のスペースを確保する。 |
| 知的障害 発達障害 | <ul style="list-style-type: none"> 会場内地図の配布や案内所の設置、動線の表示等、会場内の配置や利用方法を分かりやすくするよう努める。 講演会等では静かで落ち着ける場所（部屋）の設置に努める。 |
| 難病 | <ul style="list-style-type: none"> 難病患者の方の参加が多数見込まれる場合は、休憩所（スペース）を十分確保するとともに、救護所を設置し、医療・看護スタッフを配置するよう努める。 |

■障害種別の特性について

ここでは、基本的な内容を記載しています。障害種別の特性と、障害者が実際に体験した事例等をもとに適切な接遇対応の例を紹介した冊子「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」（巻末：参考情報）も併せて活用してください。

1 視覚障害

視覚障害といっても、見え方は様々である。全く見えない（全盲）、眼鏡等で矯正しても視力が弱い（弱視（ロービジョン）、見える範囲が狭い（視野狭窄（しやきょうさく））、特定の色が区別できない（色覚障害）、まぶしくて見づらいなどの方がいる。先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある。

<主な特徴>

- ・保有視力や聴覚、触覚などから情報を得ている
- ・視覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが困難な方もいる
- ・慣れていない場所では一人で移動することが難しい方もいる

2 聴覚障害

聴覚障害といっても、聞こえ方は様々である。全く聞こえない、聞こえにくい、片方の耳がよく聞こえないなどの方がいる。また、言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいる。先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲に気づいてもらえないことも多い。

<主な特徴>

- ・視覚や残存聴力などから情報を得ている
- ・聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが苦手な方もいる
- ・声に出して話せても、聞こえているとは限らない
- ・補聴器をつけていても、明瞭に聞こえているとは限らない

※ 視覚と聴覚の重複障害（盲ろう）

全く見えず聞こえない「全盲ろう」、見えにくく聞こえない「弱視ろう」、全く見えず聞こえにくい「盲難聴」、見えにくく聞こえにくい「弱視難聴」の方がいる。障害の状態や程度、原因、成育歴等により、コミュニケーション手段は異なり、支援方法も異なる。障害の状態や程度に応じて視覚障害や聴覚障害の方と同じ対応が可能な場合もある。手書き文字や触手話、指字などを利用する方もいる。

3 言語障害（音声機能障害・言語機能障害）

音声機能障害は、咽頭等音声を発する器官に障害があるため、音声や発音、話し方に障害があることをいう。言語機能障害は、言葉の理解や表現に障害があることをいい、先天的な聴覚障害のために発話習得が不十分な場合や、脳血管障害等による失語症等、様々なケースがあり、障害の内容には個人差がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

- ・発声機能を喪失した方の中には、食道発声法や電動式人工咽頭等を使用して会話をする方もいる
- ・失語症の方は一見、滑らかに話をしていても、言い間違いや聞き間違いをすることがあり、また、複雑な内容や長い文章は理解することが難しいことがある

4 肢体不自由

手や足、胴の部分に障害があることをいう。歩行、座位や立位の姿勢保持、物の持ち運び等に支障があり、多くの方が杖や装具、車いすなどを使用している。脳性マヒで意思とは関係なく身体が動く不随意運動を伴う方もいる。障害の程度は個人差があり、複数の障害が合併していることもある。

<主な特徴>

- ・移動に制約のある方、文字の記入が困難な方もいる
- ・話すことが困難で、自分の意思を伝えにくい方もいる
- ・体温調節が困難な方もいる

5 内部障害

病気等により内臓の働きが弱くなったり、損なわれたりする機能の障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害がある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

※ 主な内部障害

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 心臓機能障害 | 不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、動悸、息切れ、疲れやすいなどの症状がある。ペースメーカーを体内に埋め込んでいる方もいる。 |
| 腎臓機能障害 | 腎機能が低下した障害で、人工透析治療を受けている方もいる。定期的な一定の時間をかけて受ける必要があり、様々な負担がかかる。 |
| 呼吸器機能障害 | 呼吸機能が低下した障害で、呼吸困難、息切れでいつも息苦しい状態である。酸素ボンベを携帯している方、人工呼吸器を使用している方もいる。 |
| 膀胱・直腸機能障害 | 膀胱疾患や腸管の通過障害で、排便・排尿のコントロールが必要。人工肛門・人工膀胱（ストマ）を造設している方（オストメイト）もいる。 |
| 小腸機能障害 | 小腸の機能が損なわれた障害で、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいる。 |
| 肝臓機能障害 | 肝炎ウイルス等により肝臓の機能が損なわれた障害で、倦怠感、易疲労感、嘔気、嘔吐、けいれん、腹水の貯留、肝性脳症等の症状がある。 |
| ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによって免疫機能が低下した障害で、様々な感染症や脳・神経の障害を患ったりする。 |

<主な特徴>

- ・障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、疲れやすい

6 知的障害

生活や学習面で現れる知的な働きや発達が、同年齢の人の平均と比べゆっくりにしていることをいう。知的能力の程度や、自閉症等の他障害との合併障害により、障害の内容や程度には個人差がある。脳内の障害であるため、外見からは分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

- ・複雑な話や抽象的な概念を理解しにくい
- ・人に尋ねることや言葉で自分の気持ちを伝えることが苦手な方もいる
- ・未経験の出来事や急な状況変化への対応が苦手な方もいる
- ・読み書きや計算が苦手な方もいる

7 精神障害

統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、アルコールや薬物依存症等の精神疾患のために、日常生活や社会生活がしづらくなることをいう。代表的な疾患である統合失調症では、脳（神経）の働きが活発になりすぎて、幻視、幻聴、妄想が現れたり、その後、やる気が起きない、疲労感が濃い状態になったりすることがある。外見からは障害のあることが分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

- ・ストレスに弱い方や対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話したりする方もいる
- ・病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い

8 発達障害

脳の機能障害によって生じるもので、自閉症等の広汎性発達障害や注意欠如多動性障害、学習障害等がある。知的な遅れがある場合もあれば、平均以上の能力がある場合もある。脳機能の発達のアンバランスさから、得意・不得意の差が大きいため、周囲の理解を得づらいことがある。

※ 主な発達障害

| | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広 汎 性 発 達 障 害 | 自閉症、アスペルガー症候群等が含まれる。社会性・コミュニケーション力が低い、興味や活動の範囲が狭く、パターン化した行動やこだわりが強いなどの特徴がある。聴覚過敏や触覚過敏、逆に痛みや疲れを感じにくい等の感覚の問題がある場合もある。 |
| 注 意 欠 如 多 動 性 障 害 | 不注意（集中できない、うっかりミスが多いなど）、多動（待つことが苦手で動き回る、じっとしてられないなど）、衝動性（考えるよりも先に言動や行動を起こしてしまうなど）等の特徴がある。 |
| 学 習 障 害 | 全般的な知的発達に遅れはないのに、読む・書く・計算するなどの特定の能力に著しい困難がある状態をいう。 |

<主な特徴>

- ・遠回しの言い方やあいまいな表現は理解しにくい
- ・相手の表情、態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる
- ・順序立てて論理的に話すことが苦手な方もいる
- ・関心のあることばかり一方的に話す方もいる

9 高次脳機能障害

事故や脳血管障害等の病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害等の症状のことをいう。身体に障害が残らないことも多く、外見からは分かりにくく、周囲の理解を得づらいことがある。

<主な特徴>

主な症状として、以下のようなものがある。

- ・記憶障害（すぐに忘れる、新しいことを覚えられないなど）
- ・注意障害（不注意が多い、集中力が続かないなど）
- ・遂行機能障害（計画を立てて物事を進められない、指示されないと動けないなど）
- ・社会的行動障害（すぐに怒る、欲しいものを我慢できないなど）

10 難病

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、原因が解明されておらず、治療法が確立していない疾病で、その病態は様々である。

※ 疾患群別の特徴

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 血液系疾患 | 貧血による運動機能の低下や血小板減少による出血傾向がみられる方がいる。原発性免疫不全症候群では、感染の予防が重要となる。 |
| 免疫系疾患 | 多臓器が侵される場合がある。全身の血管に炎症が起きる疾病では、臓器に虚血症状を起こし、脳、心、腎などの血流不全になることがある。 |
| 内分泌系疾患 | ホルモンが不足又は過剰となる疾病がある。症状は様々で、変動が大きいものがある。 |
| 代謝系疾患 | 細胞に代謝産物が蓄積、四肢の痛み、血管腫、腎不全、心症状も出現する。 |
| 神経・筋疾患 | 運動障害により、歩行、食事、排泄、整容などに影響が出る。思考や感覚は低下しないことが多く、適切な介助や援助によりQOLが向上する。 |
| 視覚系疾患 | 視野狭窄や夜間、暗室での視力が極端に低下することがある。 |
| 聴覚・平衡機能系疾患 | めまいを引き起こす疾病がある。頭や体の向きを急に変えないなどの注意も必要となる。 |
| 循環器系疾患 | 動悸、易疲労感、浮腫、息切れなどの心不全症状がみられる。 |
| 呼吸器系疾患 | 階段昇降や肉体労働が困難になる。喫煙など室内外の空気の汚れにより症状は増悪する。 |
| 消化器系疾患 | 腸疾病では粘血便、下痢、腹痛を慢性的に繰り返す。肝・胆・膵疾病では、肝不全症状や、皮膚のかゆみ、黄疸などがみられる。 |

| | |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 皮膚・結合組織疾患 | 外見の変化や合併症のため日常生活に困難を感じることが多い。皮膚症状に加え、眼、難聴、小脳失調症など歩行障害を合併するものもある。 |
| 骨・関節系疾患 | 対麻痺や四肢麻痺を起こす場合がある。 |
| 腎・泌尿器系疾患 | 腎機能に応じて、食塩や蛋白質、水分などの制限が必要になる。多発性嚢胞腎では感染症や打撲による腎損傷に注意が必要。 |
| スモン | 中枢神経と末梢神経を侵し、びりびり感などの異常感覚とともに、多様な合併症が出現する。 |

<主な特徴>

- ・症状には頻繁に変化がみられる、日によって変化が大きいといった特徴や、進行性の症状、大きな周期での回復と悪化を繰り返すことがある
- ・痛みや脱力感、倦怠感など外見上分かりにくい症状に悩まされていることも多い
- ・言語障害や四肢麻痺などのため、会話や意思伝達に困難がある場合もある

第3章 市民からの相談

障害者差別の解消を効果的に推進するためには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。また、相談事案を集約することにより、障害者差別に係る事例の集積、共有化を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活かしていきます。

<対応の留意事項>

市政相談「市民の声」等を通じ、市職員の対応や市が実施する事業、市が管理する施設等に関して、障害を理由とする差別に関する相談を受けた場合は、当該事業等を所管する部署において、以下の事項に留意しながら、組織として対応します。

なお、相談内容が市政とは関係のない事案である場合は、他の適切な相談機関を紹介します。

- 障害の特性は様々であり、それに応じて必要な措置も異なるため、まずは申出者の話を丁寧に聞き、何が課題なのか、何が必要なかを考えます。
- 即時の対応が困難な場合や、過重な負担にあたると判断した場合は、代替手段がないか、検討します。
- 必要に応じて、申出者との間で事案の解決に向けた話し合いを行います。
- 対応ができない場合は、その理由を説明し、理解を得るよう努めます。

第4章 研修・啓発

1 職員研修の実施

新規採用者研修、人権指導者養成研修その他の研修の機会を通じて、職員一人ひとりが障害に対する理解と障害を理由とする差別の解消に資する基本的な事項の理解を深めるとともに、障害のある人に対し、対話と共感をもとにした柔軟で丁寧な対応を心掛けられるような「意識のバリアフリー」の向上を果たしていきます。

2 各職場における取り組みの推進

管理職員は、各職場における障害を理由とする差別の解消を推進するため、日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、認識を深めさせるよう努めるとともに、障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速かつ適切に対処するものとし、その後の取り組みに活かしていきます。

第5章 附則

- 1 対応要領は、国の基本方針の見直しや、不当な差別的取扱い、合理的配慮の事例の集積等を踏まえ、必要に応じて、見直し、充実を図ることとする。
- 2 対応要領の見直しに当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとする。

参考情報

1 関連問い合わせ先

- 手話通訳・要約筆記の派遣

(名古屋市手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業(委託事業))

(名古屋市盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(委託事業))

社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会

名身連聴覚言語障害者情報文化センター(中村区中村町7丁目84-1)

電話:413-5885 ファックス:413-5853

開館:月・木・金(9:00~20:30)、火・土・日・祝日(9:00~16:30)

休館:毎週水曜日(祝日除く)、年末年始等

※ 派遣申込書により、原則として派遣希望日の1週間前までに申し込みが必要です。詳細及び申込書様式は、以下のホームページを参照してください。

(手話通訳)

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/syuwatuyaku.html>

(要約筆記)

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/yoyakuhikki.html>

- 要約筆記関連備品・磁気ループの貸出も上記の名身連聴覚言語障害者情報文化センターで行っています。

詳細及び申込書様式は、以下のホームページを参照してください。

<http://www.meishinren.or.jp/htm/section/chogen/com yukiki.html>

● 点字印刷

(1) 健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2587・2585 ファックス：951-3999

※ 点訳者を配置しています。

- ・点訳・墨字訳、そのほか視覚障害のある方への情報提供方法に関することについてご相談ください。
- ・点訳・墨字訳については、文書量や依頼時期により対応の可否があるため、早めにご相談ください。
- ・依頼の際は、印刷物の現物とともに、できる限りその文字データ（ワードやテキストデータ）を併せてご提出ください。より速やかに対応できます。

※ 点字用ラベルプリンターが利用できます。電話連絡の上、障害企画課へお越しください。但し、点字用テープは各所属でご準備の上、ご持参ください。

(2) 社会福祉法人名古屋ライトハウス

名古屋盲人情報文化センター（港区港陽 1 丁目 1-65）

電話：654-4523 ファックス：654-4481

開館：9:30～17:00

休館：毎週土曜日、祝日、第 5 日曜日、第 3 木曜日、年末年始等

※ 製作費や製作期間は、文書量や図表の有無等によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※ 参照ホームページ <https://www.e-nakama.jp/niccb/public/>

- 音声版の作成も上記の名古屋盲人情報文化センターで行っています。

- 「こんなときどうする？ 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」

健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2585 ファックス：951-3999

- 「印刷物ガイドライン ～ユニバーサルデザインの視点から～」

健康福祉局障害福祉部障害企画課

電話：972-2585 ファックス：951-3999

- 市役所の主な障害関連機関

| | |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>身体障害者更生相談所 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 電話：835-3821 ファックス：835-3724</p> | <p>身体障害者に対して専門的知識及び技術を必要とする相談や判定等を実施。</p> |
| <p>知的障害者更生相談所 熱田区千代田町 20-26 電話：678-3810 ファックス：683-8221</p> | <p>知的障害者に対して相談や判定等を実施。</p> |
| <p>精神保健福祉センター ここらぼ 中村区名楽町 4-7-18 電話：483-2095 ファックス：483-2029</p> | <p>市民の心の健康の保持増進や精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図るため、各種相談事業や啓発活動等を実施。</p> |
| <p>発達障害者支援センター りんくす名古屋 昭和区折戸町 4-16 電話：757-6140 ファックス：757-6141</p> | <p>発達障害者やその家族、関係機関等を対象に、相談支援、各種研修や啓発活動等を実施。</p> |
| <p>総合リハビリテーションセンター 瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 電話：835-3811 ファックス：835-3745</p> | <p>身体障害者の相談から医療、訓練指導、社会復帰に至るリハビリテーションサービスを提供。高次脳機能障害支援事業も実施。</p> |

2 関連相談機関

| 区分 | 相談機関 | 内容等 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 市 政 | 市民相談室（名古屋市市民経済局広聴課）、 区役所まちづくり推進室 | 市政全般に関する苦情、要望、意見等の受付、相談 |
| 人 権 | ソレイユプラザなごや （なごや人権啓発センター） 電話：684-7017 ファックス：684-7018 | 人権問題に関する一般的な相談 |
| | 法務省「みんなの人権 110 番（全国共通 人権相談ダイヤル）」 電話：0570-003-110 「インターネット人権相談」HP からメールも可 | 人権侵害に関する相談 |
| 法 律 | 総務省くらしの行政・法律相談所（名古屋 総合行政相談所） 電話：961-4522 ※ 弁護士による相談は要予約、収入等要件有 | 法律問題（民事） |
| | 愛知県弁護士会名古屋法律相談センター 電話：565-6110 | 一般法律相談、消費者被害相談、 高齢者・障害者相談等 |
| 教 育 | 子ども教育相談「ハートフレンドなごや」 （名古屋市教育センター） 電話：683-8222（予約電話：683-6415） 「ハートフレンドなごや」HP からメールも可 | 子どもの教育・養育上の相談全般 |
| 労 働 | 愛知労働局総合労働相談センター 電話：972-0266 | 解雇、配置転換、賃下げ、いじめ等労働問題の相談 |
| 医 療 | 名古屋市医療安全相談窓口 電話：972-2634 | 医療についての心配・苦情などの 相談 |
| | 愛知県医師会医療安全支援センター （苦情相談センター） 電話：241-4163 | 医療に関する苦情相談 |
| | 愛知県医師会難病相談室 電話：241-4144 | 難病患者の医療相談、療養・生活 相談 |
| 消費生活 | 名古屋市消費生活センター 電話：222-9671 「名古屋市消費生活センター」HP からメールも可 | 消費生活に関する相談 |

| 区分 | 相談機関 | 内容等 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 障 害 者 | 区役所福祉課・支所区民福祉課 | 身体障害児・者、知的障害児・者の福祉に関する相談 |
| | 区役所保健所保健予防課 | 精神保健及び精神障害児・者の福祉に関する相談、難病患者の医療相談・生活相談 |
| | 障害者基幹相談支援センター | 総合相談、障害福祉サービス等の利用に関する相談 |
| | 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 北部：電話 919-7584 ファックス 919-7585 南部：電話 678-3030 ファックス 678-3051 東部：電話 803-6100 ファックス 803-6600 | 生活相談・法律相談 |
| | 名古屋市成年後見あんしんセンター 電話:856-3939 ファックス:919-7585 | 成年後見制度に関する相談 |
| | 名古屋市障害者虐待相談センター 電話:856-3003 ファックス:919-7585 (土日祝・夜間 電話：301-8359) | 障害者の虐待に関する相談 |

※ 電話番号・ファックス番号の市外局番は、特に記載がない場合「052」です。

